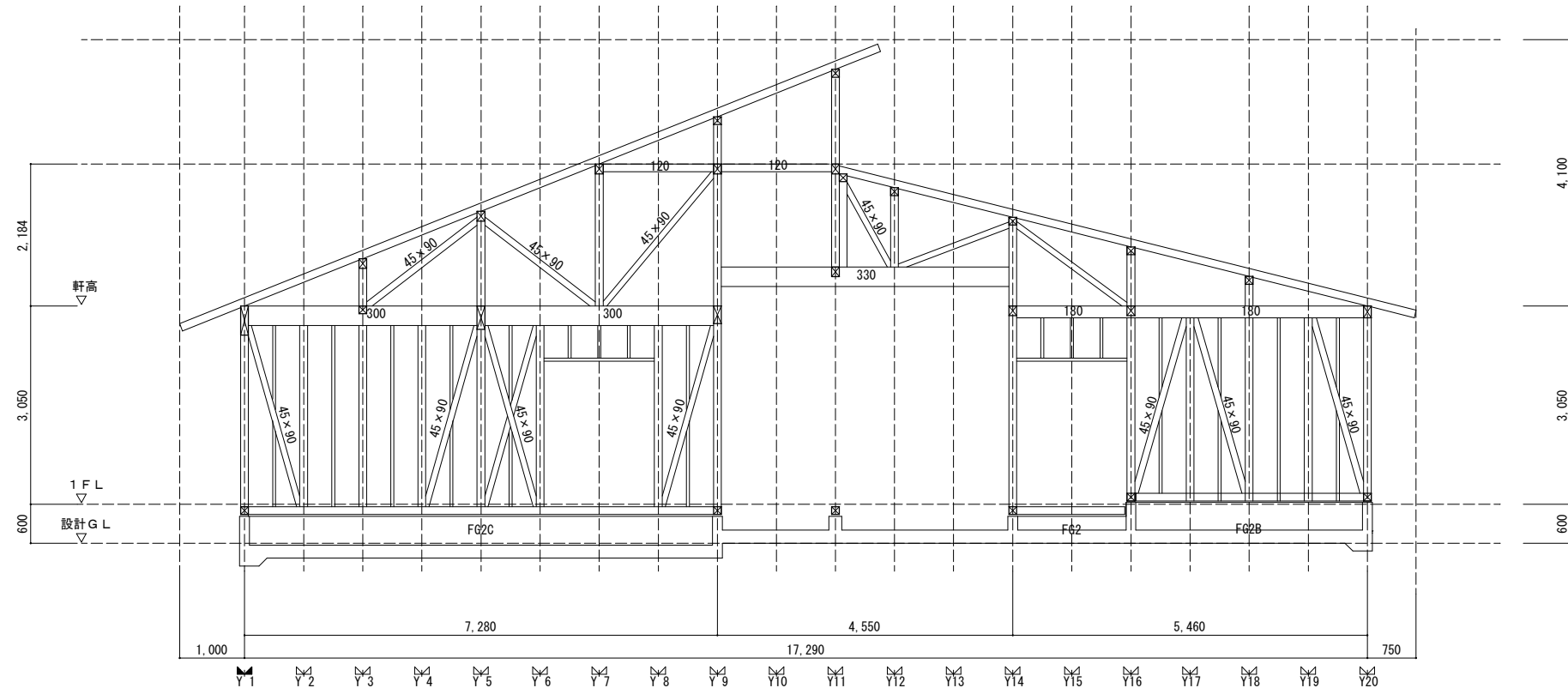
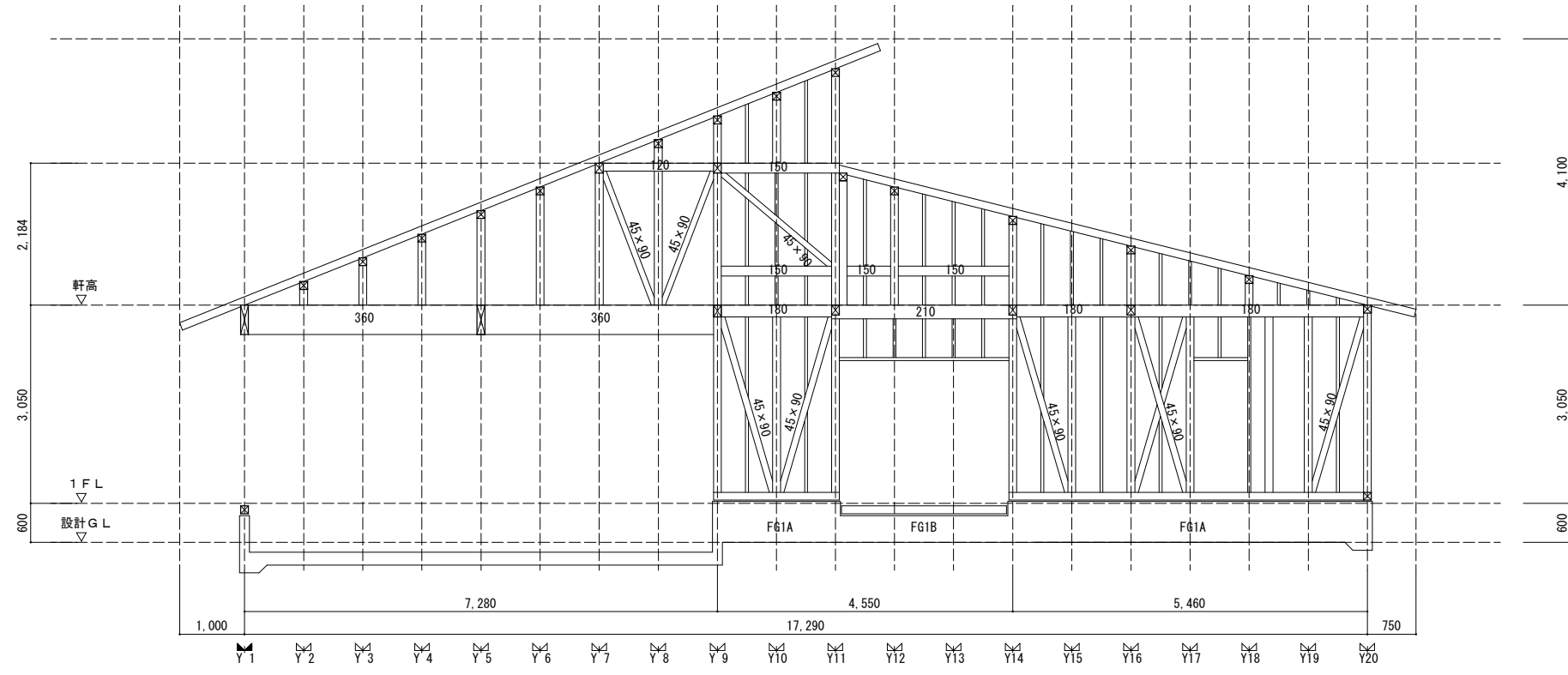


凡 例	
150	梁、桁 (檜 KD) 梁幅120 JAS構造用製材
	構造用集成材 (E105-F300) 仕上用 ※数字は梁せいを示す
	間柱 (杉 1等) 45×120
	筋かい 45×90 (杉1等) 筋かいプレートBP同等取付
	方づえ (杉 1等) 45×90
	タル木 45×120@455 (杉1等) 棟・軒先部は、クラ金物 (SS) による固定 上記以外は、ひねり金物 (ST) 固定とする
	・特記なき柱及び小屋束の仕口部は、 かど金物 (T型) 同等金物とする。 ・筋かい (小屋共) は筋かいプレートBP同等又は ボルト締めM12 (見掛部は垂鉛がけ) とする

株式会社 ERCデザイン	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第25638号 構造設計一級建築士登録番号 第3660号 代表取締役 池田寛彦	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦	軸組図 (4)	縮尺 A1 : 1/50 A3 : 1/100	No. S12
機 製 設 計 図 図 平 成 29 年 3 月		愛知県建設部建築局公営住宅課		



×20通り



×22通り

凡 例	
150	梁、桁 (檜 KD) 梁幅120 JAS構造用製材 構造用集成材 (E105-F300) 仕上用 ※数字は梁せいを示す
	間柱 (杉 1等) 45×120
	筋かい 45×90 (杉1等) 筋かいプレートBP同等取付
	方づえ (杉 1等) 45×90
	タル木 45×120@455 (杉1等) 棟・軒先部は、クラ金物 (SS) による固定 上記以外は、ひねり金物 (ST) 固定とする
	・特記なき柱及び小屋束の仕口部は、 かど金物 (T型) 同等金物とする。 ・筋かい (小屋共) は筋かいプレートBP同等又は ボルト締めM12 (見掛部は垂鉛付) とする

株式会社 ERCデザイン 一級建築士 登録第256338号 構造設計一級建築士登録番号 第3860号 代表取締役 池田克彦	株式会社 黒川建築事務所 一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦	平針住宅集会所建設工事 軸組図 (5)	縮尺 A1 : 1/50 A3 : 1/100	図面番号 No. S13
検 査 製 図 設 計 平成29年 3月		愛知県建設部建築局公営住宅課		

項目	特記事項																																																																																																																																																																	
<p>【外構工事】</p> <p>&lt;一般事項&gt;</p> <p>1.1.1 適用範囲</p>	<p>■1章 一般共通事項■</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準</p> <p>5) 愛知県建築工物品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。</p> <p>○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。</p> <p>4. 設計図書優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書 2) から5) に対するもの</p> <p>2) 現場説明書 3) 特記仕様書</p> <p>4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p>																																																																																																																																																																	
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																	
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																	
1.1.7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建</th> <th>電</th> <th>給</th> <th>ガ</th> <th>外</th> <th>汚</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>築</th> <th>気</th> <th>水</th> <th>ス</th> <th>構</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械用基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排水</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>堅樋（横引き管共）</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フロアドレイン・ルーフトレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照明器具穴明及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧キャビネット</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレーン用スリープ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室・浴室・換気レジスター</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備スリープ箱入</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリープ構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリープ防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水槽（高架、受水）架台</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備関係取合せ部内装穴開</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機械室床の穴明け及び穴埋め工事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液面電極棒フロートスイッチ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用リレー及び盤</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用集中検診配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上結線及び調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*2</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <p>1)：昇降路築造工事、各階出入口の穴開け明け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>2)：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	項目	建	電	給	ガ	外	汚	項目	築	気	水	ス	構	水	機械用基礎	※					※	排水	※		※			※	堅樋（横引き管共）	※					※	フロアドレイン・ルーフトレイン	※					※	照明器具穴明及び補強	※						化粧キャビネット			※				クレーン用スリープ	※						居室・浴室・換気レジスター	※						杭頭処理及び補強	※						設備スリープ箱入		※	※	※		※	設備スリープ構造体補強	※					※	設備スリープ防水処理	※			※		※	水槽（高架、受水）架台	※		※			※	設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※		※	機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※	液面電極棒フロートスイッチ				※			同上用リレー及び盤		※					水道用集中検診配管配線				※			同上結線及び調整				※			エレベーター関連工事（建築）*1	※						エレベーター関連工事（建築）*2		※				
項目	建	電	給	ガ	外	汚																																																																																																																																																												
項目	築	気	水	ス	構	水																																																																																																																																																												
機械用基礎	※					※																																																																																																																																																												
排水	※		※			※																																																																																																																																																												
堅樋（横引き管共）	※					※																																																																																																																																																												
フロアドレイン・ルーフトレイン	※					※																																																																																																																																																												
照明器具穴明及び補強	※																																																																																																																																																																	
化粧キャビネット			※																																																																																																																																																															
クレーン用スリープ	※																																																																																																																																																																	
居室・浴室・換気レジスター	※																																																																																																																																																																	
杭頭処理及び補強	※																																																																																																																																																																	
設備スリープ箱入		※	※	※		※																																																																																																																																																												
設備スリープ構造体補強	※					※																																																																																																																																																												
設備スリープ防水処理	※			※		※																																																																																																																																																												
水槽（高架、受水）架台	※		※			※																																																																																																																																																												
設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※		※																																																																																																																																																												
機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※																																																																																																																																																												
液面電極棒フロートスイッチ				※																																																																																																																																																														
同上用リレー及び盤		※																																																																																																																																																																
水道用集中検診配管配線				※																																																																																																																																																														
同上結線及び調整				※																																																																																																																																																														
エレベーター関連工事（建築）*1	※																																																																																																																																																																	
エレベーター関連工事（建築）*2		※																																																																																																																																																																
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。																																																																																																																																																																	
<工事関係図書>																																																																																																																																																																		
1.2.1 実施工程表	* 概成工期：・有（年 月 日） ※ 無																																																																																																																																																																	
1.2.4 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」により行うことができる。</p> <p>3) 竣工時：カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p>																																																																																																																																																																	
<工事現場管理>																																																																																																																																																																		
1.3.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）によるものとする。																																																																																																																																																																	
1.3.3 電気保安技術者	* 電気保安技術者：・適用する ※適用しない																																																																																																																																																																	

項目	特記事項															
1.3.5 施工条件	<p>* 施工時間 時間制限：・無 ※有（ ）</p> <p>* 部位別の施工順序： ※無 ・有（ ）</p> <p>* 工事車両の駐車場所 駐車制限： ※有（ ） ・無</p> <p>* 資機材置場所 置場制限： ※有（ ） ・無</p> <p>* その他：（ ）</p>															
1.3.11 発生材の処理等	<p>* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。</p> <p>* 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料</p> <p>特別管理産業廃棄物：・有（処理方法： ） ※ 無</p> <p>現場において再利用を図るもの：</p>															
引渡し等	<p>* 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。</p> <p>* 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。</p> <p>* PCBを使用している機器材料は、適切な容器に取めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。</p> <p>* 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。</p> <p>昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング</p> <p>平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外）</p>															
建設副産物	<p>上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p> <p>1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.htmlを参照。）に基づき適正に行う。</p> <p>2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。</p> <p>① 再生資源利用計画書（実施書）（CREDAS様式1）</p> <p>② 再生資源利用促進計画書（実施書）（CREDAS様式2）</p> <p>工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>4. マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（tまたはm）、マニフェスト返却日（B2票、D票、E票）が記載され、受注者の社印を押したものとする。</p> <p>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。</p>															
再資源化	<p>* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。</p> <p>※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ）</p> <p>* 以下の資料は次のHPから入手することができます。</p> <p>・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式、CREDAS様式 http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki300401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/youshikisyuu.html、COBRIS http://www.recycle.jacic.or.jp/index.html</p>															
撤去時等のフロン等の取扱分別収集	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。															
非飛散アスベスト処分	* 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。															
<材料>	* 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する（処分方法： ）															
1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」（http://www.pref.aichi.jp/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照）別記2（24）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。															
1.4.2 材料の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。															
再生資源の利用	<p>* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</p> <p>* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</p> <p>* 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。</p> <p>1) あいくる材使用状況報告書（様式8） 2) あいくる材使用実績集約表（様式9）</p> <p>* あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</p>															
<完成図等>																
1.7.2 完成図	<p>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。</p> <p>1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他（ ）</p> <p>B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図（PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品）A3版を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>1) 設計図（変更設計図を含む） 2) 完成図</p> <p>C. 完成図のCADデータ</p> <p>※提出する（・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による）</p> <p>・提出しない</p>															
1.7.3 保全に関する資料	* 保守指導書（共用部分）： ※提出する ・提出しない															
<その他>																
提出書類	<p>* 次の書類を監督職員に提出する。</p> <p>1) 使用資材（機材）一覧</p> <p>2) 建築工事事務の手引等によるもの</p>															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 黒川建築事務所</td> <td colspan="2">平針住宅集会所建設工事</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td colspan="2">縮尺</td> <td>No.G01</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 H29年3月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺		No.G01	検図	製図	設計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号												
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺		No.G01												
検図	製図	設計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課													

項目	特記事項										
火災保険等	<p>* 東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p> <p>* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
試験名	計測項目										
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び										
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)										
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み										
製品検査	外観、寸法、性能										
常備図書	<p>* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成28年度版〕(「機材の品質・性能基準」を含む。)</p>										
建設業退職金共済制度	<p>* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。</p>										
施工体系図の掲示	<p>* 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。</p>										
各種調査への協力	<p>* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をする事。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。</p>										
工事中の安全管理	<p>* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。</p>										
工事コスト調査の協力	<p>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p>										
光熱水費	<p>* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。</p>										
特定住宅瑕疵担保責任	<p>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない</p>										
工程表・工事費内訳明細書	<p>* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。</p>										
騒音・振動対策	<p>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</p>										
排出ガス対策型建設機械	<p>* 排出ガス対策型建設機械の適用：※有り ・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW)) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))</p>										
貨物自動車等の車種規制	<p>* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/)</p>										
特定特殊自動車の燃料	<p>* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p>										
工事の下請負	<p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p>										
施工体制	<p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)</p>										
現場代理人 事故報告	<p>* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p>										
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	<p>* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</p>										
<縄張り、遣方、足場その他> 2.2.4 足場その他	<p>■2章 仮設工事■ * 定置する足場、栈橋、リフト等の設置： ・建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場：(幅：・0.9 ※1.2 m)手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。</p>										

項目	特記事項																
<仮設物> 2.3.1 監督職員事務所、受注者事務所等	<p>* 仮囲い： ※設置する ・設置しない 仮囲いの構造： ※成型鋼板(H=3.0m) ・波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設： A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所： ・設ける ※設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m<sup>2</sup>程度 * 標準仕上げ 1) 床： 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井： 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品： 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全带、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品： ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板(愛知県建設部「PR看板設置要綱」による)： ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識： ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置</p> <p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td>〇〇住宅建築工事(第〇工区)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇住宅電気工事(第〇工区)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>……………</td> </tr> <tr> <td></td> <td>……………</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 …………… ……………</td> </tr> </table>	工事名	〇〇住宅建築工事(第〇工区)		〇〇住宅電気工事(第〇工区)		……………		……………	工期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで	発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課	工事監理者	〇〇〇〇	工事施工者	〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 …………… ……………
工事名	〇〇住宅建築工事(第〇工区)																
	〇〇住宅電気工事(第〇工区)																
	……………																
	……………																
工期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで																
発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課																
工事監理者	〇〇〇〇																
工事施工者	〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 …………… ……………																
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	<p>■建築編 3章 土工事■ * 埋め戻し及び盛土： ※発生土の中の良質土 ・山砂 * 建設発生土の利用指定： ※無 ・有( )からの建設発生土を利用する</p>																
3.2.5 建設発生土の処理	<p>・構内処理 ※構外搬出(処分地の指定：※無(自由処分) ・有[ ]に搬出し、利用する) * 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。</p>																
<材 料> 5.2.1 鉄 筋	<p>■建築編 5章 鉄筋工事■ * 異形鉄筋棒鋼の種別： ※SD295A(D16以下) ※SD345(D19～D25) ※SD390(D29以上) * 高強度せん断補強筋の種別、使用部位及び加工： 図面による</p>																
5.2.2 溶接金網 <加工及び組立>	<p>* 網目の形状、寸法及び鉄線の径： 図面による * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。</p>																
5.3.2 加 工	<p>* 90°未満の折曲げ内径直径：</p>																
5.3.4 継手及び定着	<p>* 鉄筋継手： ※ 重ね継手(D16以下) ※ガス圧接継手(D19以上) ・機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の定着方法： ※折り曲げ定着方法 ※図面による ・機械式定着 ・( ) * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。</p>																
5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>* 土に接する部分の軽量コンクリートのかぶり厚さ： * 耐久性上不利な箇所(塩害の受けるおそれのある部分等)のかぶり厚さ： * 機械式継手及び溶接継手の場合のあき：</p>																
<ガス圧接> 5.4.9 圧接完了後の試験	<p>* 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督員の承諾を受ける。 * 抜取試験： ※超音波探傷試験 ・引張試験</p>																
<一般事項> 6.1.2 基本要品質	<p>■建築編 6章 コンクリート工事■ 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJ I Sマーク表示する認</p>																
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 黒川建築事務所</td> <td colspan="2">平針住宅集会所建設工事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td>縮尺</td> <td>図面番号 No.G02</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年3月</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺	図面番号 No.G02	検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課				
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事															
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺	図面番号 No.G02														
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課														

項目	特記事項
	証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「 <b>㊦</b> マークを取得した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造し、 <b>㊦</b> マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
<コンクリートの種類及び品質> 6.2.1 コンクリートの種類	* 気乾単位容積質量による種類: ※普通コンクリート ・ 軽量コンクリート * 適用箇所及び施工時期: ※図面及び監督職員と協議による * 国土交通大臣認定コンクリート(建築基準法第37条第2号):
6.2.2 コンクリートの強度	* 設計基準強度(Fc): <input type="radio"/> 普通コンクリート ( 24 ) N/mm <sup>2</sup> ・ 軽量コンクリート ( ) N/mm <sup>2</sup> ・ 図面による
6.2.4 ワカビリティー及びスランプ	* コンクリートの荷卸し地点によるスランプ: ※表6.2.2による ・ ( )
6.2.5 構造体コンクリートの仕上り <コンクリートの材料及び調査> 6.3.1 コンクリートの材料	* 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種類: ・ A種 ※B種 ・ C種 [表6.2.4] * セメントの種類: <input type="radio"/> 普通ポルトランドセメント ※高炉セメント(B種) ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種 ・ エコセメント * 適用箇所 高炉セメントB種: (すべて) フライアッシュセメントB種: * 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材: ・ 使用する ※使用しない 銅スラグ細骨材: ・ 使用する ※使用しない 電気炉酸化スラグ骨材: ・ 使用する ※使用しない 再生骨材H: ・ 使用する ※使用しない * 砕石、砕砂、細骨材、骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A ・ B * 混和剤 種類: ・ AE剤 ※AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 ・ ( ) ・ 使用しない * 混和材 種類: ・ フライアッシュ(I種) ・ フライアッシュ(II種) ・ フライアッシュ(IV種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・ シリカフューム ・ 膨張剤
6.3.2 コンクリートの調査 <レディミクストコンクリートの発注、製造及び運搬> 6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量	* 6.3.2(2)(vi)①~③以外の混和材料: 種類( ) 使用方法( ) 使用量( ) * アルカリ総量: 3.0kg/m <sup>3</sup> 以下とする。
<コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め> 6.6.3 打継ぎ <養生> 6.7.2 湿潤養生 <型枠> 6.8.2 一般事項	* 目地寸法: ( 10 ) mm * 普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間: ( ) 日以上 * 外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む)の打増し厚さ: ※図面による * ひび割れ誘発目地: 位置( ) 形状( ) 寸法( ) mm
6.8.3 材料	* せき板合板の種類: ・ 6.8.3(b)(1)によるもの ※6.8.3(b)(2)によるもの ・ ( ) * 合板の厚さ: ※12mm ・ ( ) mm * 断熱材を兼用した型枠材: ・ 使用する(使用箇所: ( )) <input type="radio"/> 使用しない * MCR工法用シート: ・ 使用する(使用箇所: ( )) ※使用しない
<軽量コンクリート> 6.10.1 一般事項	* 軽量コンクリートの適用箇所: ※図面による * 常時土又は水に直接接する部分: * 軽量コンクリートの種類: ・ 1種 ・ 2種 [表6.10.1]
6.10.2 材料及び調査 <寒中コンクリート> 6.11.1 一般事項	* スランプ: ※21cm ・ ( ) * 適用期間: ※JASS5による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」 ・ ( )
6.11.2 材料及び調査 <無筋コンクリート> 6.14.1 一般事項	* 積算温度を元に定める場合: * 設計基準強度: ※18N/mm <sup>2</sup> ・ ( ) * スランプ: ※15cm ※18cm ・ ( ) * 適用箇所: ※図面による ・ ( )
<屋外雨水排水> 21.2.1 材料	<b>■建築編 2 1 章 排水工事■</b> * 材種、管の種類、呼び径等: <input type="radio"/> 図面による * マンホール側塊の形状、寸法: <input type="radio"/> 図面による ・ ( ) * 排水樹の種類等: <input type="radio"/> 図面による ・ ( ) * 排水樹ふたの種類等: <input type="radio"/> 図面による ・ ( ) * 鋳鉄製ふたの場合 名称、種類、適用荷重: <input type="radio"/> 図面による ・ ( ) * グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ等: <input type="radio"/> 図面による ・ ( ) * 地業材料: ※21.2.1(g)(1)、(2)による ・ ( ) * コンクリート: ※6章14節[無筋コンクリート]による ・ ( ) 設計基準強度: ※18N/mm <sup>2</sup> ・ ( ) * 凍上抑制層の材料: * 砂の粒度試験: ・ 行う <input type="radio"/> 行わない * 埋戻し材料種別: ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1]
21.2.2 施工	* 遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類: ・ 図面による ・ ( ) * 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類: <input type="radio"/> 図面による ・ ( ) * 継手: ※接着剤 ・ ゴム輪 * 車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図面による
<街きよ、縁石及び側溝> 21.3.1 材料	* コンクリート縁石の形状、寸法等: <input type="radio"/> 図面による ・ ( ) * 側溝の形状、寸法等: <input type="radio"/> 図面による ・ ( ) * 地業の材料: <input type="radio"/> 図面による ・ 4.6.2(a)による ・ ( )
21.3.2 施工	* 砂利地業の厚さ: ・ 100mm <input type="radio"/> 図面による ・ ( )

項目	特記事項
<路床> 22.2.2 路床の構成及び仕上り	<b>■建築編 2 2 章 舗装工事■</b> * 路床 (1) 凍上抑制層: ・ 適用する(厚さ ) ※適用しない (2) 透水性舗装に用いるフィルター層: ※適用する(厚さ: 図面による) ・ 適用しない (3) 路床安定処理: ・ 適用する(厚さ 方法 ) ※適用しない
22.2.3 材料	* 盛土種別: ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1] * 凍上抑制層に用いる材料: * 透水性舗装のフィルター層に用いる材料: 図面による * 砂の粒度試験: ・ 実施する ※実施しない * 路床安定処理用材料: ※普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ・ 生石灰特号 ・ 生石灰1号 ・ 消石灰特号 ・ 消石灰1号 * ジオテキスタイル: ・ 適用する(品質 ) ※適用しない
22.2.5 試験	* 路床土の支持力比(CBR)試験: ・ 実施する ※実施しない * 路床締固め度試験: ・ 実施する(埋戻し及び盛土部は原則実施) ※実施しない
<路盤> 22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	* 路盤の厚さ: <input type="radio"/> 図面による ・ ( )
22.3.3 材料 <アスファルト舗装> 22.4.2 舗装の構成及び仕上り	* 路盤材料: ※RC-40(透水性舗装除く) ・ C-40 ・ CS-40 ・ ( ) [表22.3.2] * アスファルト舗装の構成及び厚さ: <input type="radio"/> 図面による ・ ( ) * 平坦性: ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ ( )
22.4.4 配合その他	* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類: ・ 密粒度アスファルト混合物(13) ・ 細粒度アスファルト混合物(13) ※再生密粒度アスファルト混合物(13) ・ 再生細粒度アスファルト混合物(13) 基層の加熱アスファルト混合物等の種類: ・ 粗粒度アスファルト混合物(20) ※再生粗粒度アスファルト混合物(20) [表22.4.4]
22.4.5 施工	* シールコートの施工: ・ 行う ※行わない
22.4.6 試験 <コンクリート舗装> 22.5.2 舗装の構成及び仕上り	* アスファルト混合物等の抽出試験: ・ 実施する ※実施しない * コンクリート舗装等の構成及び厚さ、寒冷地の縁部立上り寸法等: ※図面による ・ ( )
22.5.3 材料	* コンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法: <input type="radio"/> 図面による <input type="radio"/> 表22.5.1による ・ ( ) * 寒冷期施工で早強セメントを用いる場合のコンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法: 図面による * 注入目地材: ※低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ [表22.5.2]
22.5.4 施工	* コンクリート版の目地の種類及び間隔: ※図面による ・ 表22.5.3による目地を設ける ・ ( ) * 目地の構造: ※図面による ・ 図22.5.1による ・ ( )
<カラー舗装> 22.6.2 舗装の構成及び仕上り	* 構成及び厚さ: 図面による * 結合材の種類: ※アスファルト混合物 ・ 石油樹脂系混合物 * 車道部の基層の適用: ※適用する ・ 適用しない * 種類: <input type="radio"/> 加熱系 ・ 常温系 * 加熱系カラー舗装の構成及び厚さ: ※図面による ・ ( ) * 常温系カラー舗装 着色部の下部: <input type="radio"/> アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装
22.6.3 材料	* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石: <input type="radio"/> 図面による ・ ( )
22.6.4 配合その他	* 加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用の場合の顔料の添加量: * ニート工法、塗布工法の配合等:
<透水性アスファルト舗装> 22.7.2 舗装の構成及び仕上り <ブロック系舗装> 22.8.2 舗装の構成及び仕上り	* 舗装構成: ※図面による ・ ( ) 平坦性: ※著しい不陸がないこと ・ ( ) * コンクリート平板舗装の目地材: ・ 砂 ・ モルタル ※図面による * 舗石舗装の基層: ・ アスファルト混合物 厚さ: ・ 50mm ・ ( ) ※図面による ・ コンクリート版 厚さ: ・ 70mm ・ ( ) ※図面による * 平坦性: ※平板等間の段差3mm以内 ・ ( )
22.8.3 材料	* コンクリート平板 種類: ・ N300 ・ ( ) 寸法: ・ ( ) ※図面による * イタロックブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 * 車道部: ・ 曲げ強度5.0N/mm <sup>2</sup> の普通ブロック、厚さ80mm ・ ( ) ※図面による * 歩道部: ・ 曲げ強度3.0N/mm <sup>2</sup> の普通ブロック、厚さ60mm ・ ( ) ※図面による * 舗装に用いる石材の種類、形状、寸法: ※図面による ・ ( ) * ジオテキスタイル: ・ 適用する(品質 ) ※適用しない
<砂利敷き> 22.9.2 材料	* 種別 通路: ※A種 ・ B種 建物周囲その他: ・ A種 ※B種 [表22.9.1]
23.1.3 植栽地の確認等	<b>■建築編 2 3 章 植栽、屋上緑化、その他施設整備等工事■</b> * 土壌の水素イオン濃度(pH)試験: ・ 行う ※行わない * 電気伝導度(EC)試験: ・ 行う ※行わない * その他の試験: ・ 行う(試験方法: ) ※行わない

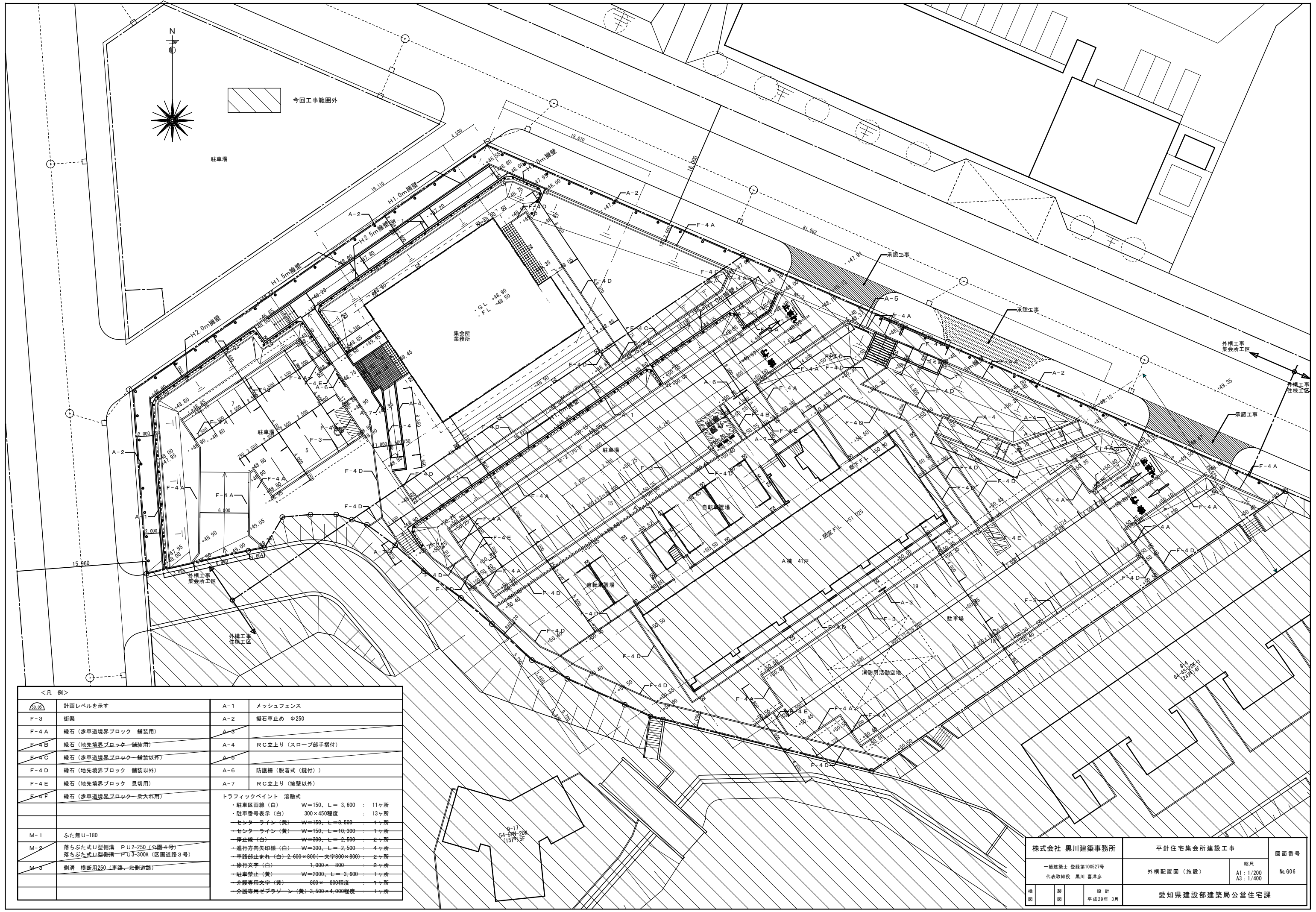
株式会社 黒川建築事務所			平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.G03
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦			縮尺 外構工事特記仕様書3		
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		

項目	特記事項
<p>&lt;植栽基盤&gt; 23.2.2 植栽基盤一般</p>	<p>* 植栽基盤整備工法（芝及び地被類を除く）： ・適用する ※適用しない * 有効土層 整備面積： ※図面による ・（ ） 厚さ： ※表23.2.1による ・（ ） * 基盤に浸透した雨水排水のための暗渠、開渠、排水層、縦穴排水等： 図面による * 植栽基盤整備工法の種別 樹木： ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 [表23.2.2] 芝、地被類： ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 * 土壌改良材： ・使用する ※使用しない</p>
23.2.3 材料	<p>* 植込み用土： ※客土 ・現場発生土（良質土） * 客土の材料（1㎡当たり） さば土： 0.84㎡ … 雑物を含まない山さば土の良品 人工堆肥： 150kg … 有機質（樹木の皮葉等）のものを換気発酵 固形肥料： 1kg … 窒素・りん酸・カリ肥料を6：4：3の割合としたもの * 土壌改良材の種類：</p>
<p>&lt;植 樹&gt; 23.3.2 材 料</p>	<p>* 樹木の樹種、寸法、株立数： ※図面による ・（ ） *刈込みもの： ・適用する（数量） ※適用しない * 支柱材： ※丸太 ・（ ） 丸太の防腐処理方法： ※加圧式防腐処理（ ） * 幹巻き用材料： ※幹巻き用テープ ・わら、こも</p>
23.3.3 新植の工法	<p>* 支柱： ※図面による ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地価埋設形</p>
23.3.4 新植樹木の枯補償	<p>* 新植樹木の枯補償期間： ※ 引渡日から1年間 ・（ ）</p>
23.3.6 移植樹木の枯損処置 <芝張り、吹付けは種及び地被類>	<p>* 移植樹木の枯損処置期間： ※ 引渡日から1年間 ・（ ）</p>
23.4.2 材 料	<p>* 芝の種類： ・コウライシバの類 ・ノシバの類 ※図面による * 吹付けは種用種子等 種類： ・洋芝類（23.4.2 (c) (i) (ii)による） ・（ ） ※図面による 量： 図面による * 地被類 樹種、芽立数、コンテナ径、単位面積当たりのコンテナ数： 図面による</p>
23.4.3 芝張りの工法	<p>* コウライシバ等の客土及び目土： 次による 1) 厚さ： ・20mm ・50mm ※100mm 2) 目地張りの目地幅： ・0 ・20mm ※30mm ・50mm * 芝張り工法 平地： ※目地張り ・べた張り 法面： ・目地張り ※べた張り</p>
23.4.7 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償 <屋上緑化>	<p>* 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間： ※引渡日から1年間 ・（ ）</p>
23.5.2 植栽基盤	<p>* 土壌層の厚さ： ※図面による ・（ ）</p>
23.5.3 材 料	<p>* 排水層： ※適用しない ・適用する（軽量骨材の層の厚さ） * 植込み用土： ・人工軽量土 ※改良土 * 樹木の樹種、寸法、株立数： ※図面による ・（ ） * 刈込みもの： ・適用する（数量） ※適用しない * 見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等： ※図面による ・（ ）</p>
23.5.4 工 法	<p>* 風圧力（平成12年5月31日付建設省告示第1458号）に対応した固定工法： * 支柱の設置、形式： ・図面による ・有（形式） ・無 * かん水装置の設置、種類： ・図面による ・有（種類） ・無</p>
<p>&lt;ウォール・擁壁&gt; 23.6.2 一般事項</p>	<p>* 支持力試験： ・実施する（方法） ※実施しない * 石材の種類： * 裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ： 図面による * 水抜きパイプの口径： ※75 ・100 * 水抜きパイプの設置条件： 3㎡に1カ所以上</p>
23.6.6 石積(張)擁壁	<p>* 材 料 割 石： ・花こう岩（規格） ・安山岩（規格） 雑割石： ・花こう岩（規格） ・安山岩（規格） * 工法一般 目地仕上げ方法（雑割石積み、野面石積みの練積みの場合）： * 水抜きパイプの口径： ※75 ・100</p>
<p>&lt;修景施設&gt; 23.7.3 四つ目垣 &lt;遊戯施設及びサービス施設&gt; 23.8.2 一般事項</p>	<p>* 柱の防腐処理： * 木材の防腐処理方法： メーカー仕様による * 木材の防腐剤： * 遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域： ・図面による ・（ ）</p>
23.8.3 遊具組立設置	<p>* 材 料 コンクリート工作物の品質： ※図面による ・（ ） 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種、防腐処理など： ※図面による ・（ ） 木材その他の工作物の木材の規格、樹種、防腐処理など： ※図面による ・（ ） 切石などの仕上げ： ※図面による ・（ ）</p>
<p>&lt;管理施設&gt; 23.9.2 柵 工</p>	<p>* 材 料 ネットフェンスの構成部材の種類、寸法等： 図面による ひし形金網の種類、寸法等： 図面による</p>
<p>&lt;建築施設組立&gt; 23.10.2 自転車置場ユニット</p>	<p>* 材 料 品質、及び性能： 図面による 材質、収納台数： 図面による</p>
23.10.3 物置ユニット	<p>* 主要部材の材質： 図面による * 強度区分の種類： ・120型 ・300型 ・450型 ※図面による 寸法、形状等： 図面による</p>

項目	特記事項														
<p>&lt;グラウンド舗装&gt; 23.11.2 一般事項</p>	<p>* 材 料 荒木田土： 図面による グラウンドのライン： 図面による * 工法（クレー舗装） 荒木田土の高さ、厚さ： 図面による 表層安定剤の量： 図面による</p>														
<p>&lt;塗装工事&gt; 2.7.1 一般事項</p>	<p>■電気編 1編 一般共通工事■ ■電気編 2章 共通工事■ * 金属管の塗装箇所： 屋内見えがかり部分（機械室、EPS等は除く）の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 * 溶融亜鉛めっきの種類： ※HDZ35 ・（ ） * 設計用標準震度： ■電気編 2編 電力設備工事■ ■電気編 1章 機 材■ * 照明用ポール： ・配線用遮断器（引外し装置なし）設置 ・カットアウトスイッチ（素通しヒューズ）設置</p>														
<p>&lt;耐震処置&gt; 1.5.1 耐震処置</p>	<p>* 屋内用キャビネット種別： ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用： * 接地端子座の形状等： ・図面による ・（ ）</p>														
<p>&lt;電線保護物類&gt; 1.4.2 構造一般 &lt;分電盤&gt; 1.8.3 キャビネット</p>	<p>* 積算計器 計量法による検定付き： ※適用する ・適用しない * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスIIの性能： ※表1.8.10による ・（ ） 低圧用SPDクラスIの性能： ※図面による ・（ ）</p>														
1.8.6 器具類	<p>* 装置種別： ・電気自動車用急速充電装置 ・電気自動車用普通充電装置（定格電圧）</p>														
<p>&lt;電気自動車用充電装置&gt; 1.15.1 一般事項</p>	<p>* 定格直流電圧： ※図面による ・（ ）</p>														
1.15.4 電力変換装置	<p>* 移報用の遠方監視用接点： ・設ける ※設けない</p>														
1.15.8 状態警報表示項目 <接 地> 1.18.1 接地端子箱	<p>* 形式等： ※図面による ・（ ） ■電気編 2章 施 工■ * 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細： ※図面による ・（ ） * 延焼防止処置を要する箇所： ※図面による ・（ ） * エキスパンションバスダクト： ※設ける ・設けない ・図面による ・（ ） * マンホール、ハンドホールの構造及び性能： ・標準図（電力68～70）による ・図面による ・（ ） 鉄蓋の構造及び性能： 中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） * ふたの材質： 铸铁製</p>														
<p>&lt;共通事項&gt; 2.1.10 電線等の防火区画等の貫通</p>	<p>* 管と建物との接続部： ※図面による ・（ ） * 架空配線からの引込み： ※図面による ・（ ） * 地中配線（高圧及び低圧幹線以外）の標識シート等： ※設置する ・設置しない * 標識シート： ※低圧幹線、高圧又は特別高圧の地中配線に設ける ・低圧幹線、高圧又は特別高圧以外の地中配線に設ける</p>														
2.12.3 マンホール及びハンドホールの敷設	<p>* 埋設標の敷設： ※図面による ・（ ）</p>														
2.12.4 管路等の敷設	<p>■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 1章 一般事項■ * インバータ制御を行う場合の制御及び操作盤： ・1.2.2.2を適用する ・適用しない ・（ ） ■機械編 2章 配管工事■ * 管材： 図面による * 継手の種類： 図面による</p>														
<p>&lt;電動機及び制御盤&gt; 1.2.2.2 インバータ制御及び操作盤</p>	<p>* 仕切弁（ポンプに付属するものを含む）： ※JIS 10K ・（ ） * 屋外埋設の弁（呼び径75A以上のもの）の使用区分： ※水道用仕切弁 ・水道用グライル铸铁仕切弁 ・水道用フットシム仕切弁 ・水道用合成樹脂製フットシム弁 ・図面による ・（ ）</p>														
<p>&lt;配管材料&gt;</p>	<p>* 本体： ※合成樹脂製（塩ビ製） ・人造石とぎ出し製 ・アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼製 * 寸法： 図面による</p>														
<p>&lt;配管付属品&gt; 2.2.1 一般用弁及び栓</p>	<p>2.2.23 水栓柱</p>														
	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">株式会社 黒川建築事務所</td> <td>平針住宅集会所建設工事</td> <td rowspan="2">図面番号 No.G04</td> </tr> <tr> <td colspan="3">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td>外構工事特記仕様書4</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年3月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 黒川建築事務所			平針住宅集会所建設工事	図面番号 No.G04	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦			外構工事特記仕様書4	検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 黒川建築事務所			平針住宅集会所建設工事	図面番号 No.G04											
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦			外構工事特記仕様書4												
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課												

項目	特記事項																																									
<p>&lt;配管施工の一般事項&gt;</p> <p>2.4.1 一般事項</p> <p>&lt;管の接合&gt;</p> <p>2.5.3 塩ビライニング<sup>※</sup>鋼管、耐熱性ライニング鋼管等</p> <p>2.5.6 ステンレス鋼管</p> <p>2.5.10 ビニル管</p> <p>2.5.11 ポリエチレン管</p> <p>2.5.12 架橋ポリエチレン管</p> <p>2.5.13 ポリブテン管</p> <p>&lt;保温工事&gt;</p> <p>&lt;塗装及び防錆工事&gt;</p> <p>3.2.1.3 塗装種別</p> <p>&lt;ポンプ&gt;</p> <p>1.2.4 水道用直結加圧形ポンプユニット</p> <p>&lt;タンク&gt;</p> <p>1.4.1 一般事項</p> <p>1.4.2 タンク</p> <p>&lt;消火機器&gt;</p> <p>1.5.1 一般事項</p> <p>1.5.3.1 連結送水管</p> <p>1.5.3.2 放水口</p> <p>1.5.4.1 屋外消火栓開閉弁</p> <p>1.5.4.2 屋外消火栓箱</p> <p>特定建設資材の再資源化等</p>	<p>* 建築物導入部で不等沈下のおそれのある部分（排水、通気配管 除く）の施工： ・図面による ・標準図（施工4）による ・（ ）</p> <p>* 建築物<sup>※</sup>の<sup>※</sup>ジョイント部の配管要領： ・標準図（施工7）による ・図面による ・（ ）</p> <p>* 絶縁継手： ※図面による ・（設置箇所 仕様）</p> <p>* 塩ビライニング<sup>※</sup>鋼管のフランジ接合の場合で、フランジを現場取付けする場合： ・標準図（施工2）による ・（ ）</p> <p>* フランジの接合方法： ・標準図（施工2）による ・（ ）</p> <p>* 給水管の接合： ※接着接合 ・ゴム輪接合 * 排水管の接合： ※接着接合 ・ゴム輪接合</p> <p>* 接合方法： ・電気融着接合 ・メカニカル接合</p> <p>* 接合方法： ・電気融着接合 ※メカニカル接合</p> <p>* 接合方法： ・熱融着接合 ・電気融着接合 ※メカニカル接合</p> <p>■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■</p> <p>* 給水管及び排水管(SGP)のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻(1/2重ね2回巻)とする。 * ガス管のコンクリート貫通部分は、硬質塩化ビニル被覆管を用いる。又は配管用炭素鋼管(白)を用いて防食テープ巻(1/2重ね2回巻)を施す。</p> <p>* 塗装種別 調べペイント塗り塗料： ※JIS K 5516 1種 ・（ ） アルミニウムペイント塗り塗料： ※JIS K 5492 ・（ ）</p> <p>■機械編 5編 給排水衛生設備工事■</p> <p>■機械編 1章 機 材■</p> <p>* 水道用直結加圧形ポンプユニット 逆流防止装置 設置位置： ※吸込側 ・（ ） ・図面による</p> <p>* 設計用水平震度： ※図面による ・（ ）</p> <p>* タンク(水槽) 形状、寸法その他、品質及び性能： ※図面による ・（ ）</p> <p>* 屋内消火栓箱、易操作性1号消火栓箱、屋内2号消火栓箱、広範囲型2号消火栓箱、消火器併設形屋内消火栓箱、放水器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱の形状、寸法その他： 図面による</p> <p>* 送水口： ・青銅製 ・ステンレス製 ・図面による * 型式： ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図面による</p> <p>* 呼称： ・50 ・60 材質： ・青銅製 ・ステンレス鋳物製 ・図面による</p> <p>* 材質(地上式)： ・鋳鉄製(要部青銅製) ・ステンレス鋳物製 ・図面による</p> <p>* 材質： ※鋼板(1.6mm厚以上) ・ステンレス鋼板(1.5mm厚以上) ・図面による * 形状： ※自立形片流れ屋根付き ・（ ）</p> <p>■機械編 その他■</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ<a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/</a>から入手すること。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p> <p>別表1 建築物に係る解体工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="5">工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="5">工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分、外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）</p>	工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程		作業内容	分別・解体等の方法																																						
	・ 建築設備、内装材等		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																						
	・ 屋根ふき材		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																						
	・ 外装材、上部構造部材		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																						
	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																							
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																								
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																							
	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																							
	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																							
	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																							
	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																							
・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																								
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																								

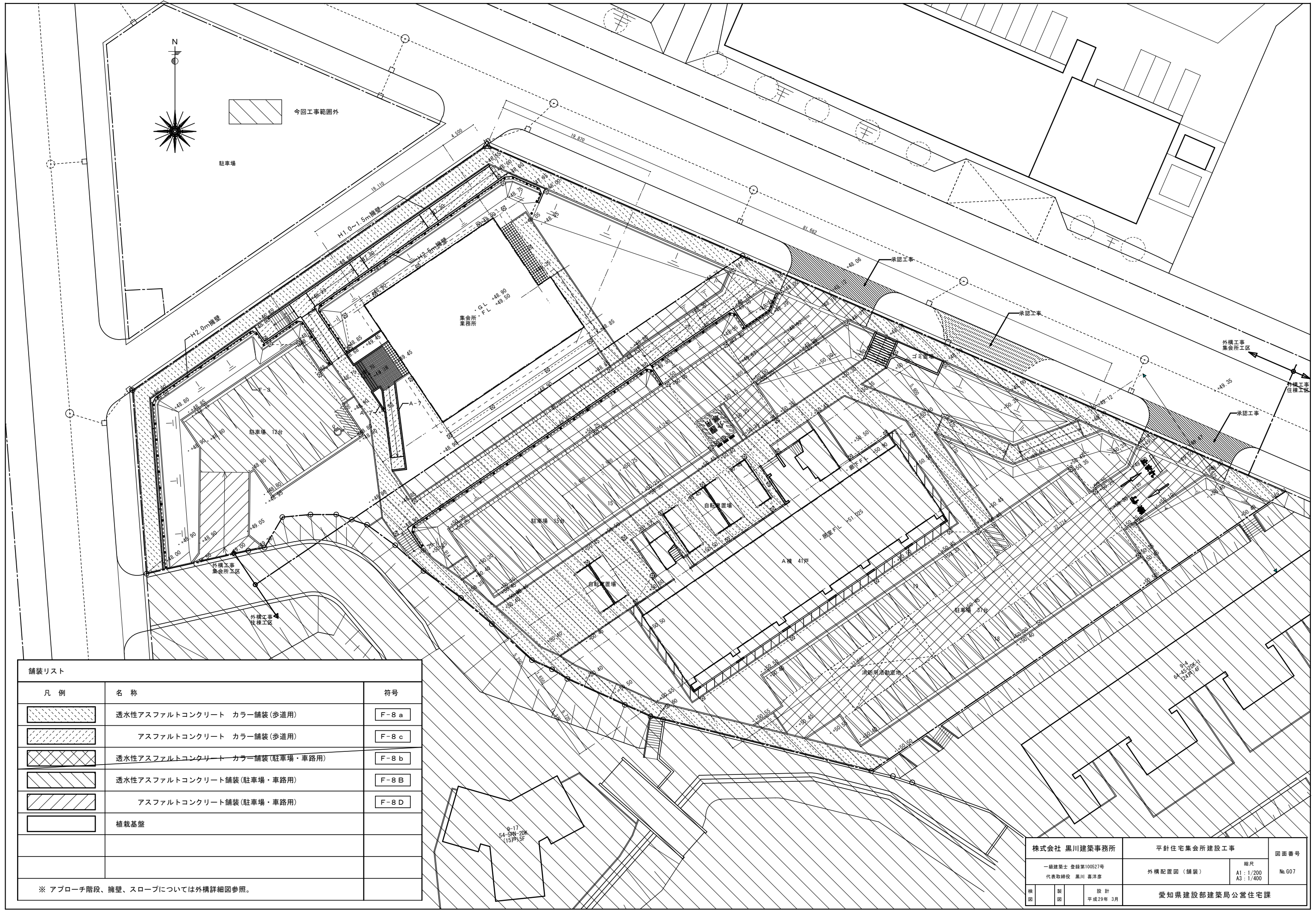
項目	特記事項																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="5">工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・ コンクリート			・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材			・ アスファルト・コンクリート			・ 木材		
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程		作業内容	分別・解体等の方法																																		
	・ 仮設		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																		
	・ 土工		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																		
	・ 基礎		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																		
	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																			
・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																				
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																				
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																				
・ コンクリート																																						
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材																																						
・ アスファルト・コンクリート																																						
・ 木材																																						
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 黒川建築事務所</td> <td colspan="2">平針住宅集会所建設工事</td> <td rowspan="2">図面番号 No.G05</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦</td> <td colspan="2">縮尺 外構工事特記仕様書5</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年3月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.G05	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦		縮尺 外構工事特記仕様書5		検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																								
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.G05																																		
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦		縮尺 外構工事特記仕様書5																																				
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																			



<凡例>	
	計画レベルを示す
F-3	街渠
F-4 A	緑石 (歩車道境界ブロック 舗装用)
F-4 B	緑石 (地先境界ブロック 舗装用)
F-4 C	緑石 (歩車道境界ブロック 舗装以外)
F-4 D	緑石 (地先境界ブロック 舗装以外)
F-4 E	緑石 (地先境界ブロック 見切用)
F-4 F	緑石 (歩車道境界ブロック 兼入れ用)
M-1	ふた無U-180
M-2	落ちふた式U型側溝 PU2-250 (公園4号) 落ちふた式U型側溝 PU3-300A (区画道路3号)
M-3	側溝 横断用250 (車路-北側道路)
A-1	メッシュフェンス
A-2	擬石車止め φ250
A-3	
A-4	RC立上り (スロープ部手摺付)
A-5	
A-6	防護柵 (脱着式 (鍵付))
A-7	RC立上り (擁壁以外)
トラフィックペイント 浴融式 ・駐車区画線 (白) W=150, L=3,600 : 11ヶ所 ・駐車番号表示 (白) 300×450程度 : 13ヶ所 ・センターライン (黄) W=150, L=8,500 : 1ヶ所 ・センターライン (黄) W=150, L=10,300 : 1ヶ所 ・停止線 (白) W=300, L=2,500 : 2ヶ所 ・進行方向矢印線 (白) W=300, L=2,500 : 4ヶ所 ・車路部止まれ (白) 2,600×800 (-文字800×800) : 2ヶ所 ・徐行文字 (白) 1,000×800 : 2ヶ所 ・駐車禁止 (黄) W=2000, L=3,600 : 1ヶ所 ・介護専用文字 (黄) 800×800程度 : 1ヶ所 ・介護専用ゼブラン (黄) 3,600×4,000程度 : 1ヶ所	

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦		外構配置図 (施設)	縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400	No. G06
換 図	製 図	設 計 平成29年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



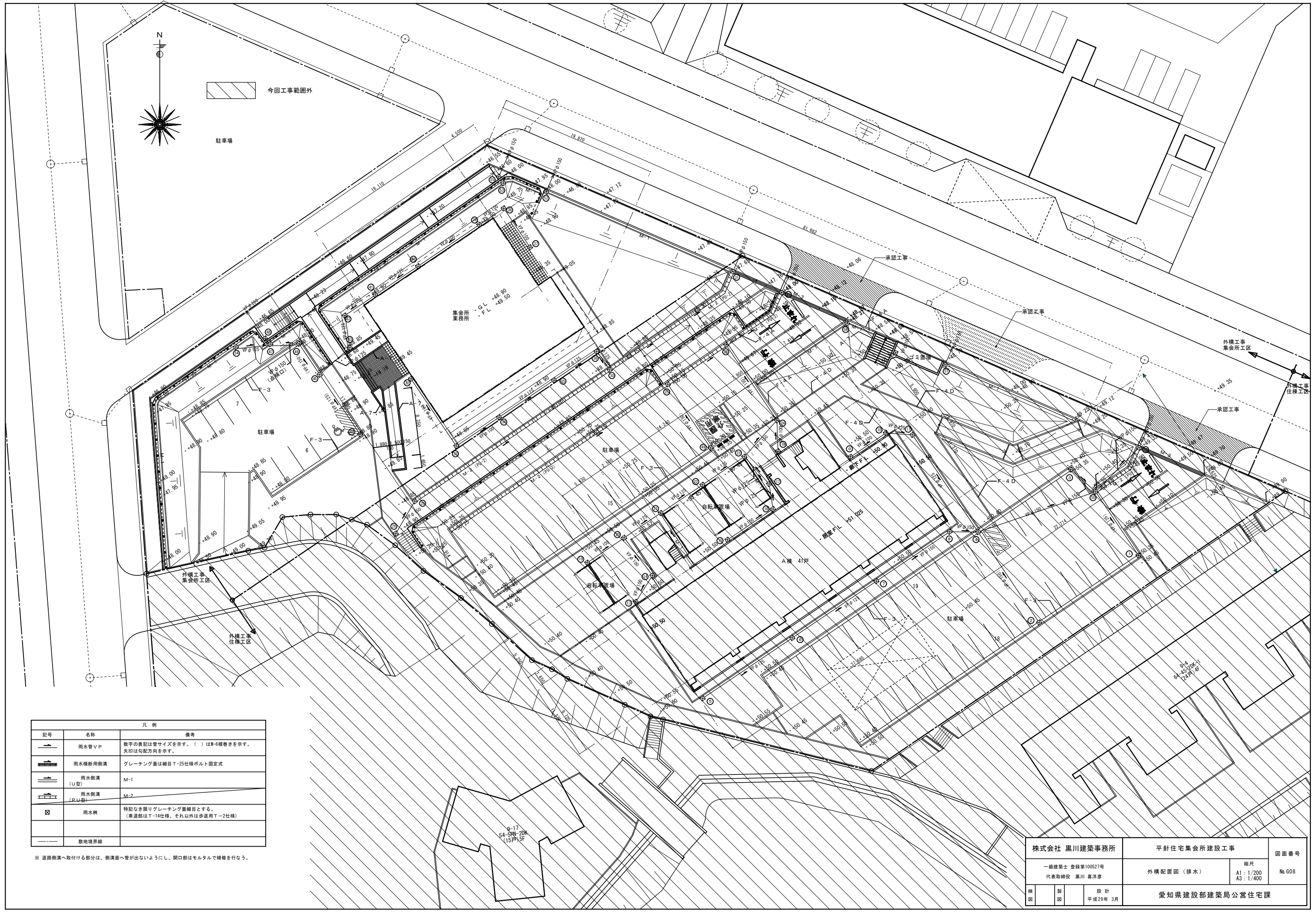


舗装リスト

凡例	名称	符号
	透水性アスファルトコンクリート カラー舗装(歩道用)	F-8 a
	アスファルトコンクリート カラー舗装(歩道用)	F-8 c
	透水性アスファルトコンクリート カラー舗装(駐車場・車路用)	F-8 b
	透水性アスファルトコンクリート 舗装(駐車場・車路用)	F-8 B
	アスファルトコンクリート 舗装(駐車場・車路用)	F-8 D
	植栽基盤	

※ アプローチ階段、擁壁、スロープについては外構詳細図参照。

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第100527号		代表取締役 黒川 喜洋彦		縮尺
				A1: 1/200
				A3: 1/400
換	型	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
図	図	平成29年 3月		



今回工事範囲外

駐車場

集会所  
・GL +49.90  
・FL +49.50

駐車場

自転車庫

廊下 FL +51.025

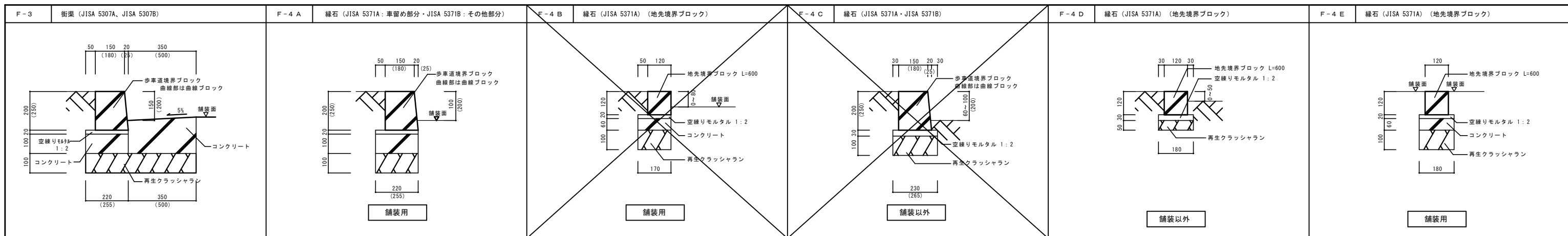
A棟 41戸

駐車場

凡例		
記号	名称	備考
	雨水管VP	数字の表記は管サイズを示す。( )はM-6根巻きを示す。矢印は勾配方向を示す。
	雨水横断用側溝	グレーティング蓋は細目T-25仕様ボルト固定式
	雨水側溝 (U型)	M-1
	雨水側溝 (B-U型)	M-2
	雨水樹	特記なき限りグレーティング蓋細目とする。(車道部はT-14仕様、それ以外は歩道用T-2仕様)
	敷地境界線	

※ 道路側溝へ取付ける部分は、側溝蓋へ管が出ないようにし、開口部はモルタルで補修を行なう。

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第100527号		代表取締役 黒川 喜洋彦		縮尺
				A1: 1/200
				A3: 1/400
No. 608	愛知県建設部建築局公営住宅課			



**備考** ・ブロックA JISA 5307A  
 ・ブロックB ( ) 内寸法JISA 5307B  
 ・目地モルタルは目地厚10mmとする。

**備考** ・ブロックA JISA 5307A  
 ・ブロックB ( ) 内寸法JISA 5307B  
 ・目地モルタルは目地厚10mmとする。

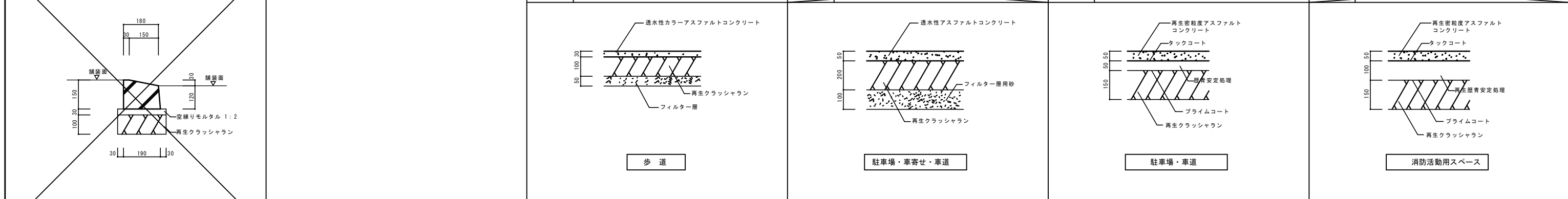
**備考** ・目地モルタルは目地厚10mmとする。

**備考** ・ブロックA JISA 5371A  
~~・ブロックB ( ) 内寸法JISA 5371B~~  
 ・目地モルタルは目地厚10mmとする。

**備考** ・目地モルタルは目地厚10mmとする。

**備考** ・目地モルタルは目地厚10mmとする。

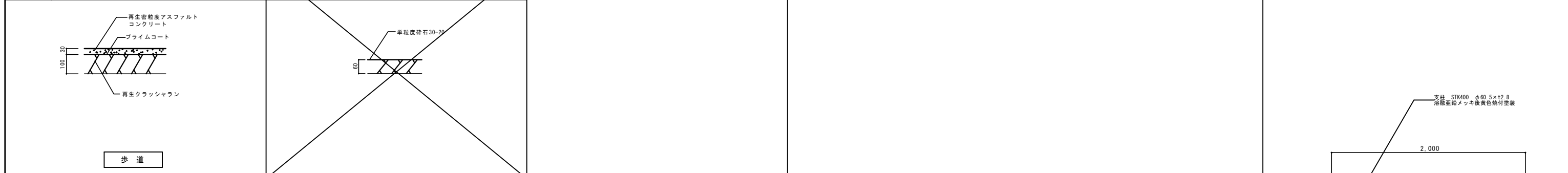
**F-4 F 縁石**  
**F-8 A アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 B アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 C アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 D アスファルトコンクリート舗装**  
**F-8 E アスファルトコンクリート舗装**  
**F-8 F アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 G アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 H アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 I アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 J アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 K アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 L アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 M アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 N アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 O アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 P アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 Q アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 R アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 S アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 T アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 U アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 V アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 W アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 X アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 Y アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 Z アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**



**備考** ・目地モルタルは目地厚10mmとする。

**F-8 E アスファルトコンクリート舗装**  
**F-8 F アスファルトコンクリート舗装**  
**F-8 G アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 H アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 I アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 J アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 K アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 L アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 M アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 N アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 O アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 P アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 Q アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 R アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 S アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 T アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 U アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 V アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 W アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 X アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 Y アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**  
**F-8 Z アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装)**

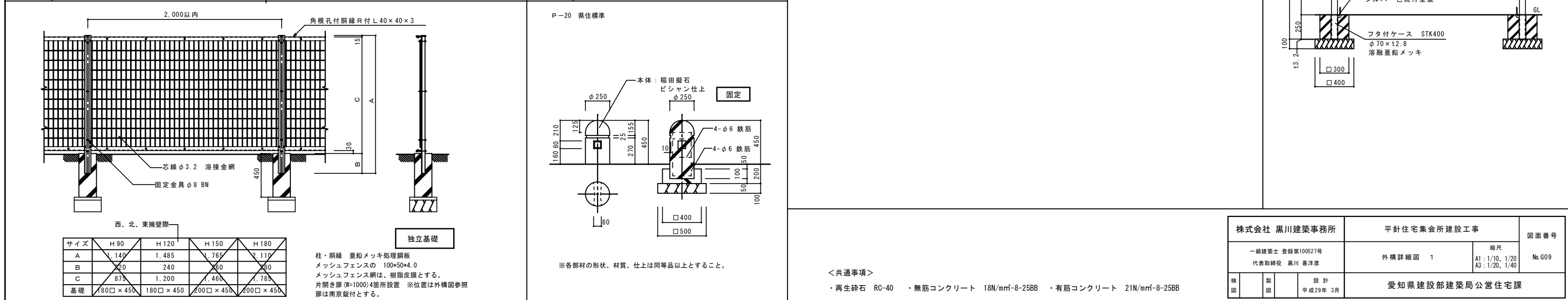
**F-1 1 砂利敷き整地**  
**A-6 防護欄 (脱着式 (縦付))** 1/20



**備考**

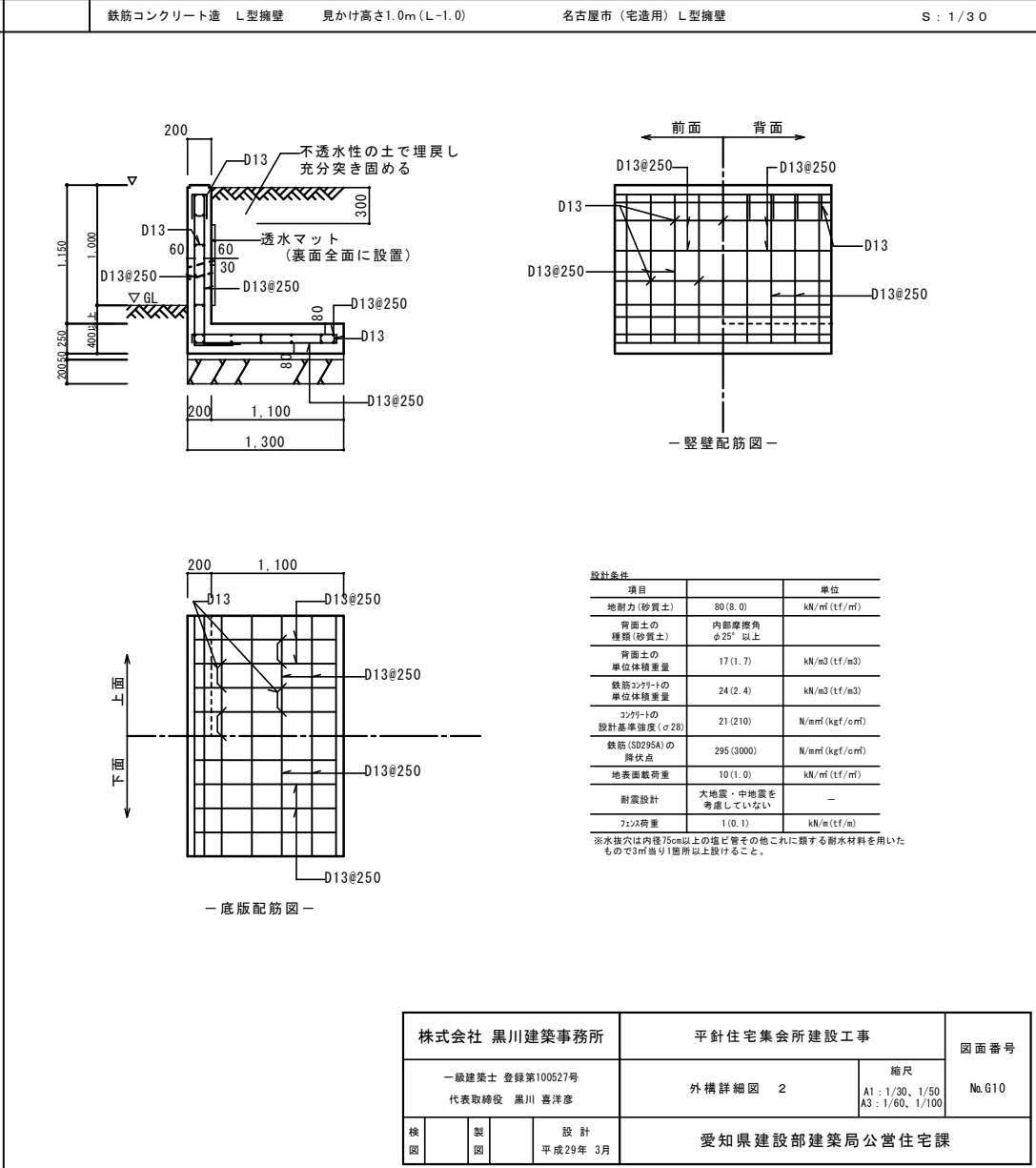
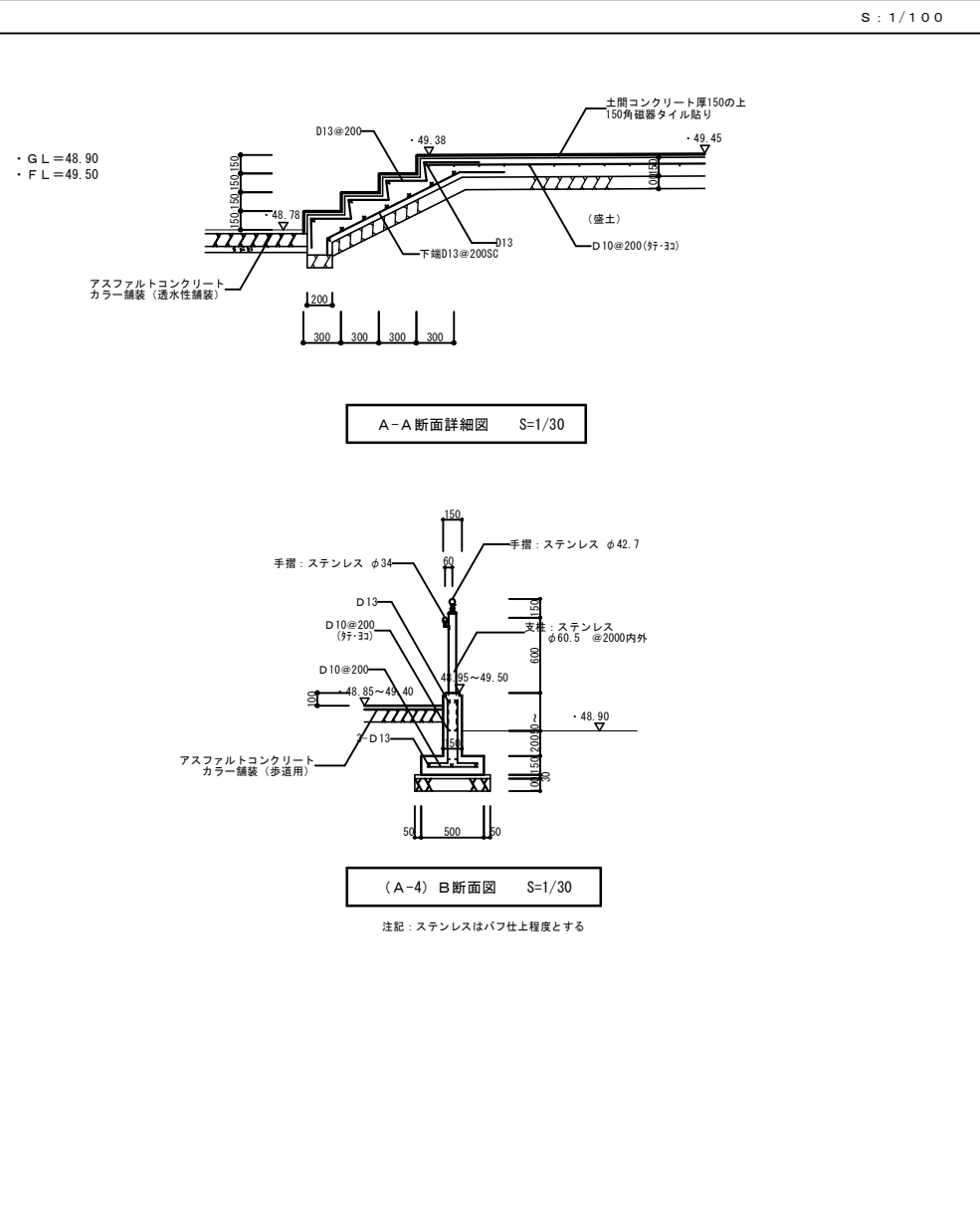
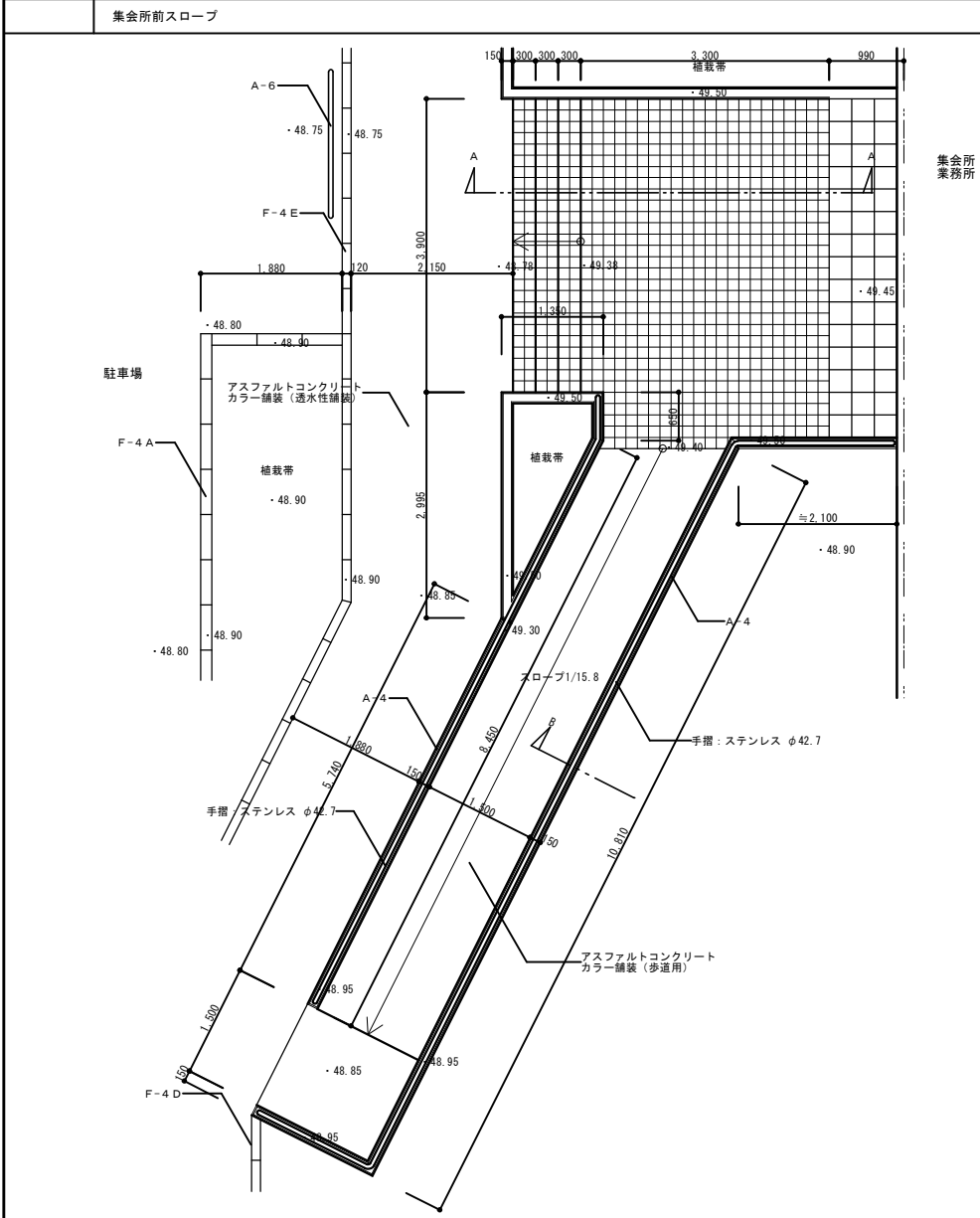
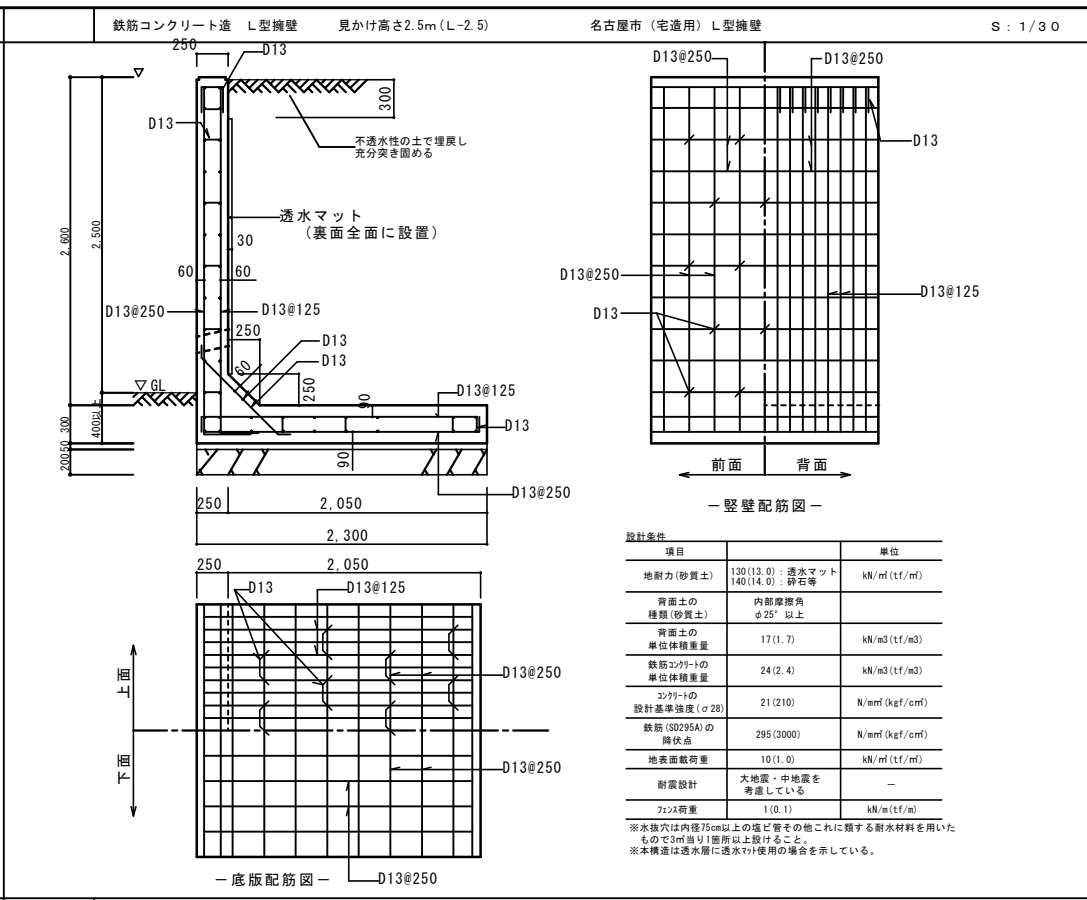
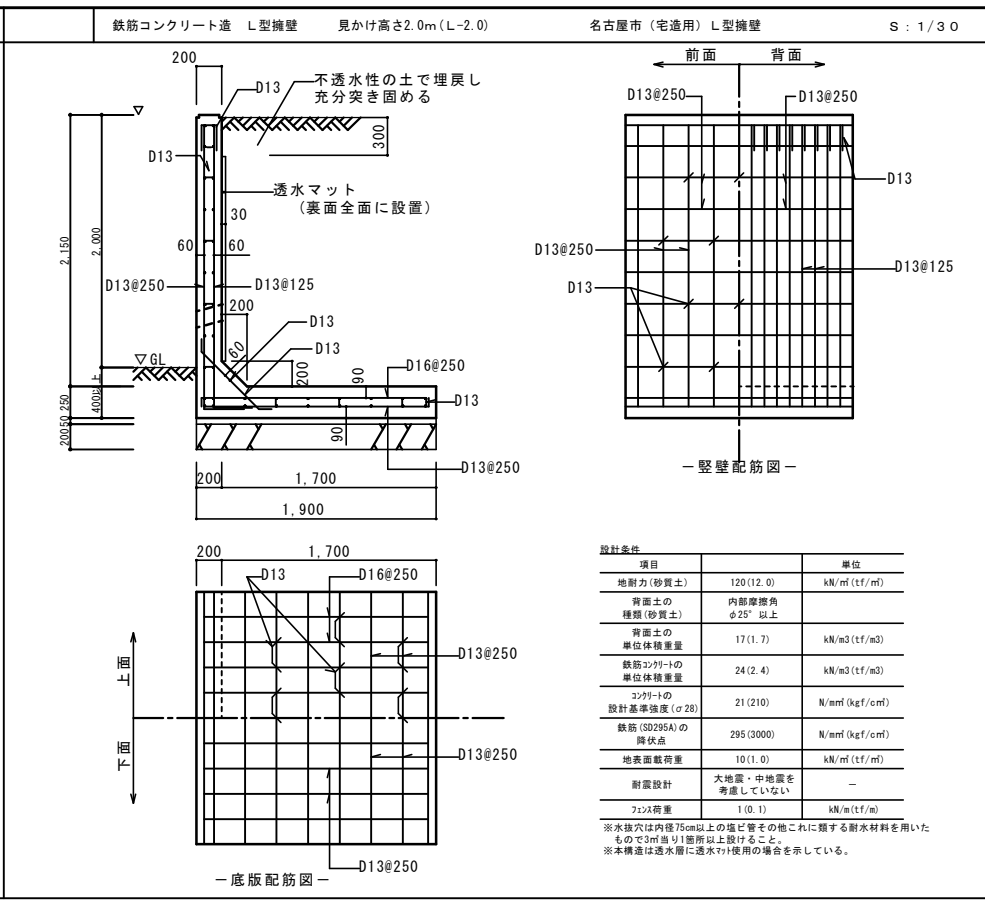
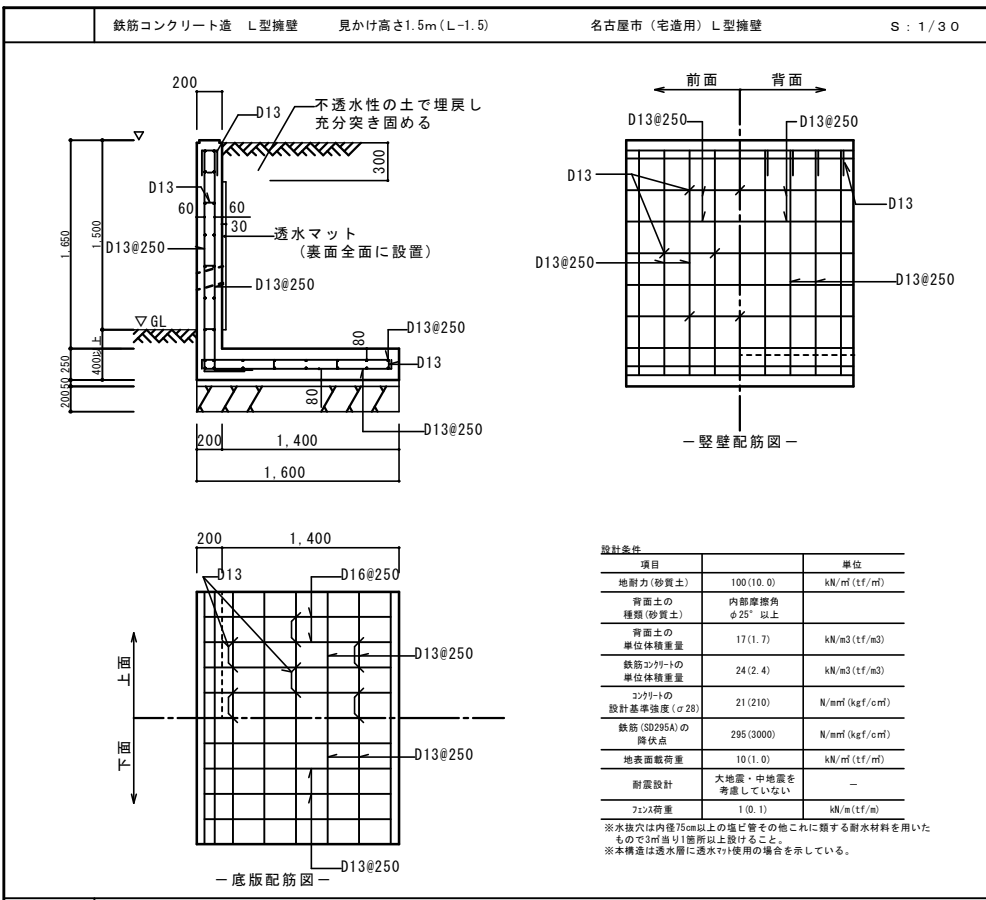
**A-1**

**A-2**

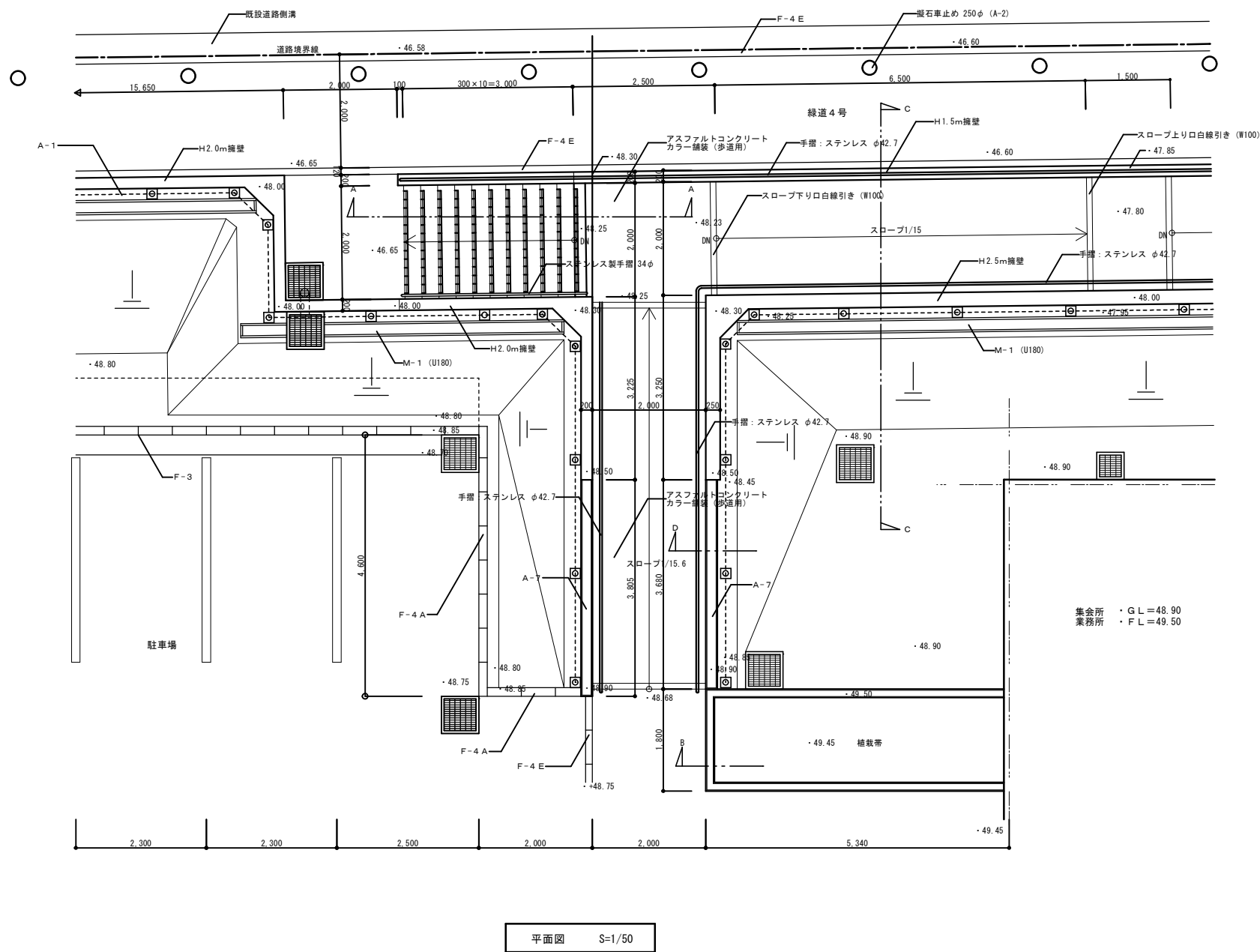


株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦		外構詳細図 1	縮尺 A1: 1/10, 1/20 A3: 1/20, 1/40	No.609
機	製	設	愛知県建設部建築局公営住宅課	
出	図	計	平成29年 3月	

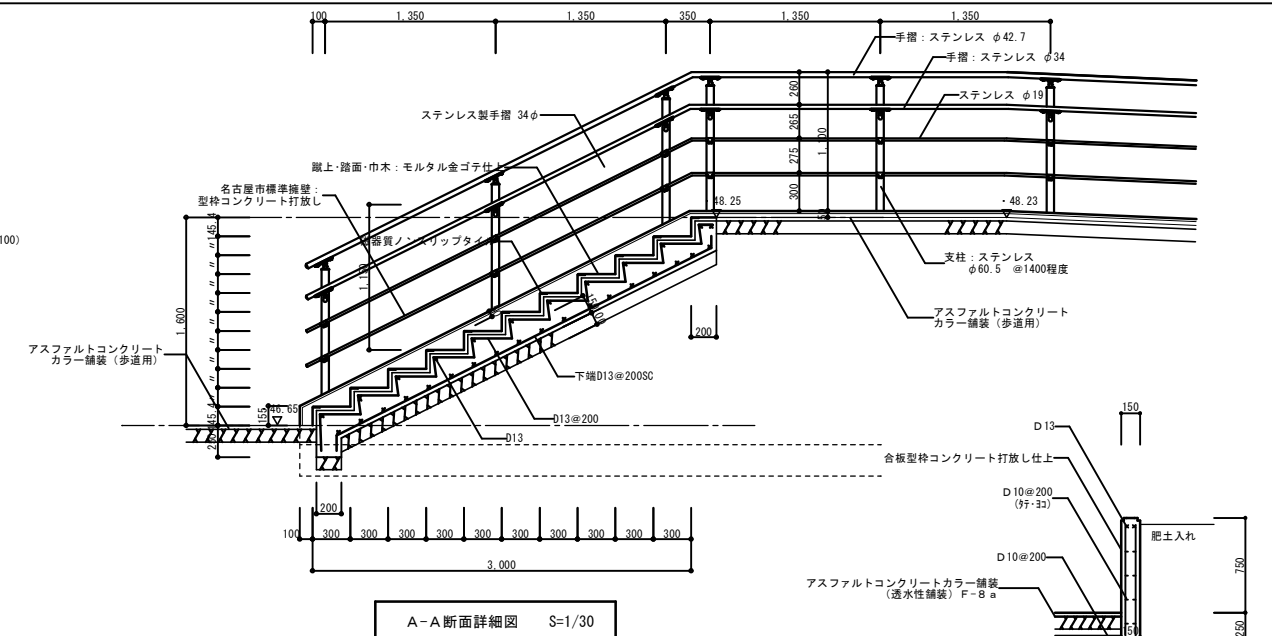
**<共通事項>**  
 ・再生砕石 RC-40 ・無筋コンクリート 18N/m<sup>3</sup>-8-25BB ・有筋コンクリート 21N/m<sup>3</sup>-8-25BB



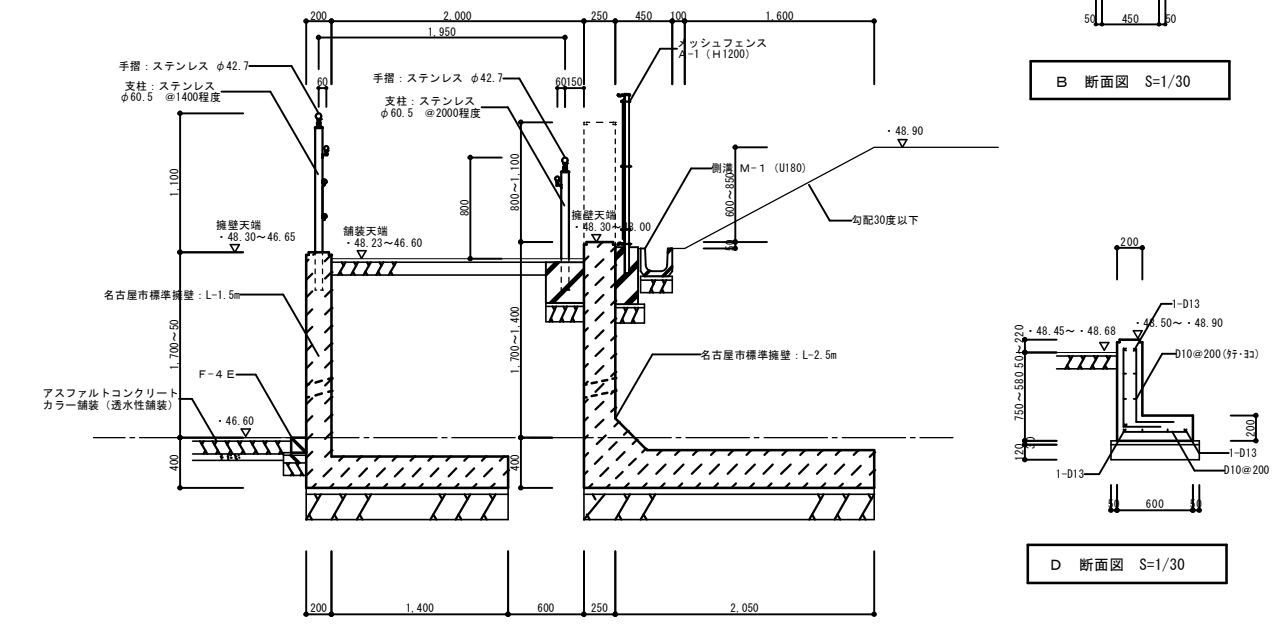
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第100527号		外構詳細図 2		縮尺 A1: 1/30, 1/50 A3: 1/60, 1/100
代表取締役 黒川 喜洋彦				
機	製	設	愛知県建設部建築局公営住宅課	
図	図	計		
		平成29年 3月		



平面図 S=1/50



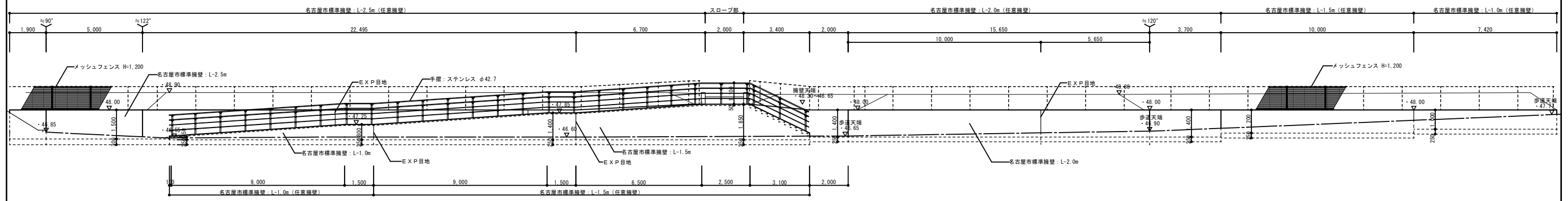
A-A断面詳細図 S=1/30



B 断面図 S=1/30

C-C断面詳細図 S=1/30

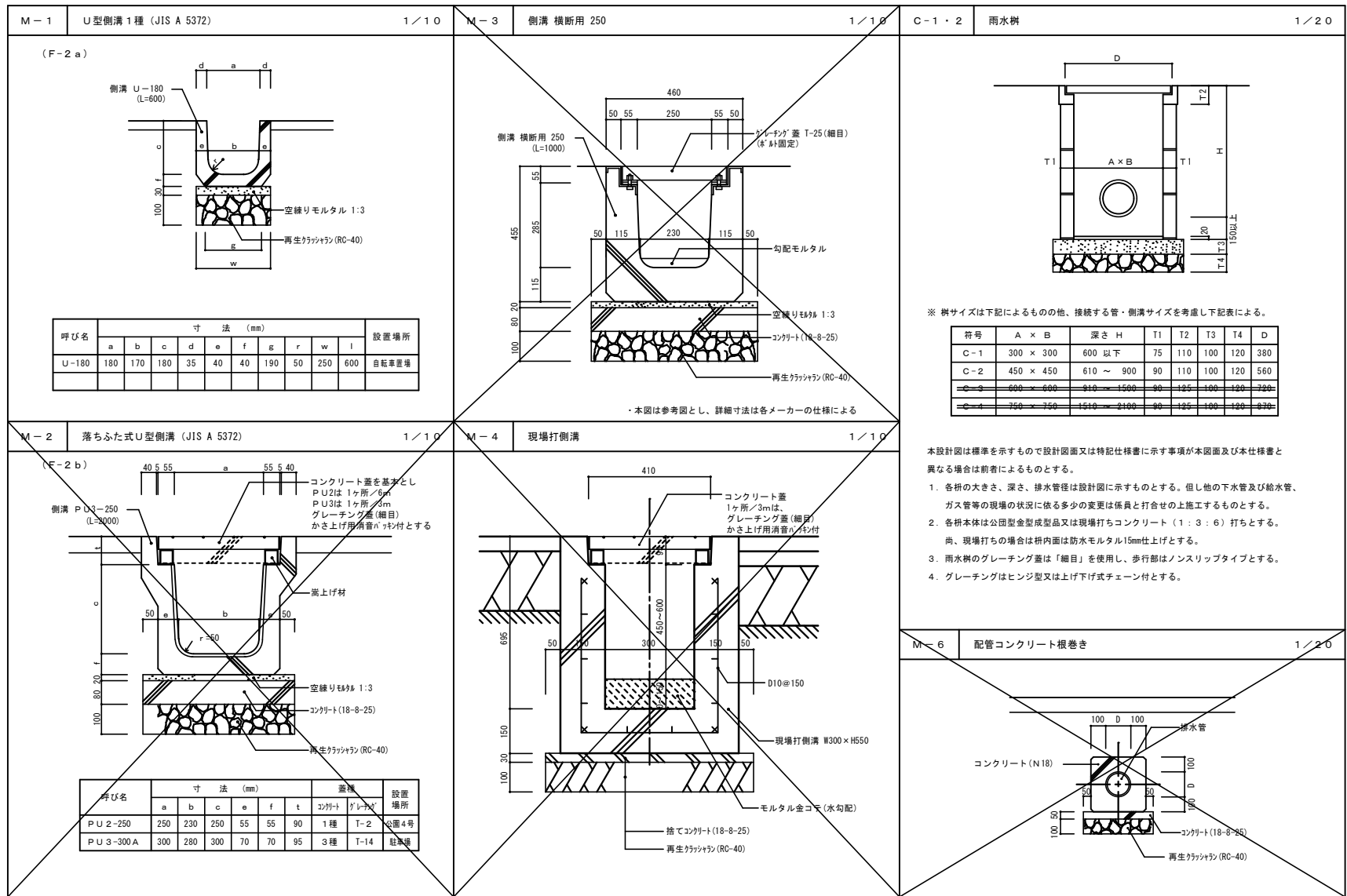
D 断面図 S=1/30



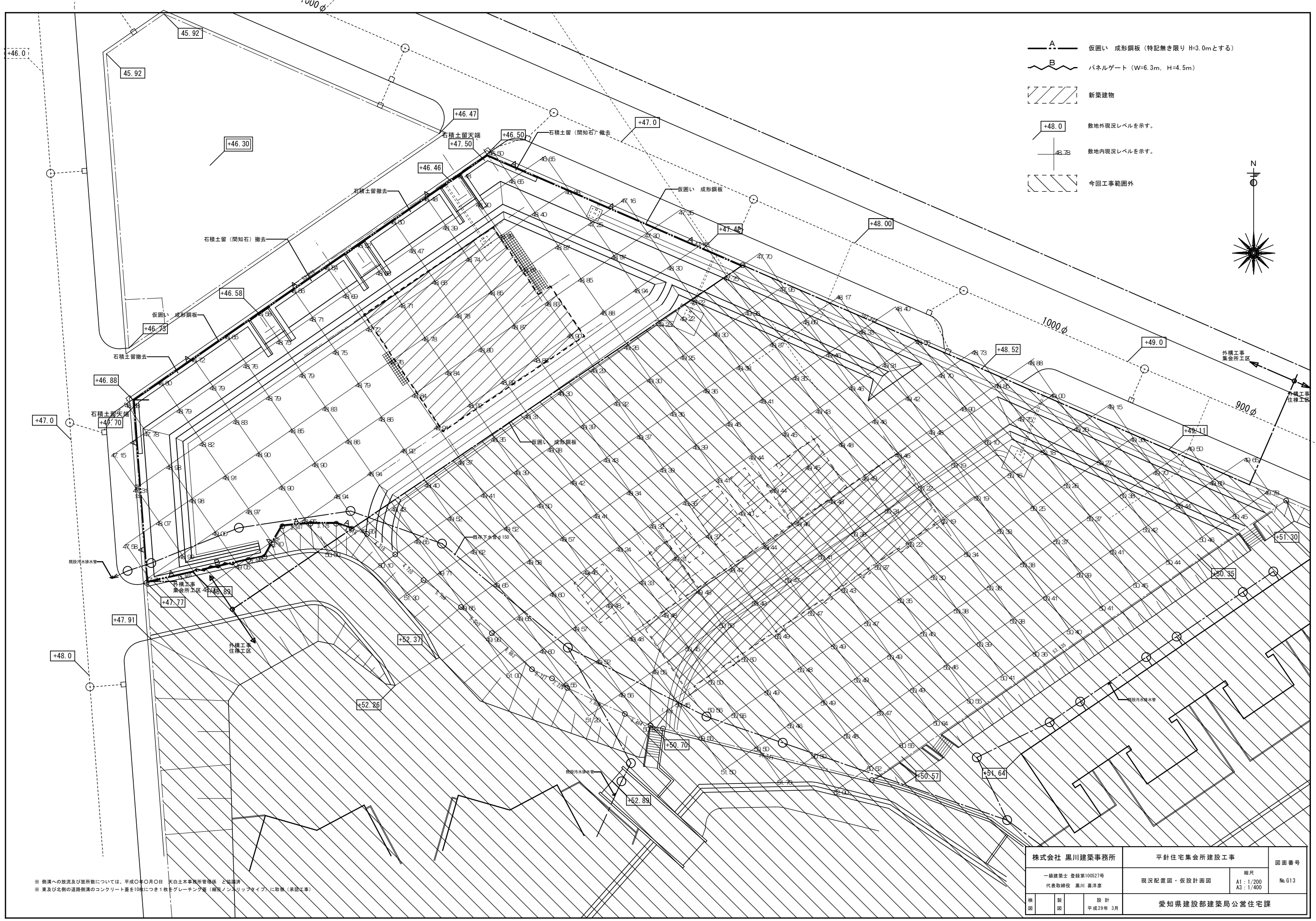
北側擁壁・スロープ展開図 S=1/100

註記: 擁壁高さが変わる個所には、伸縮目地を設けること。

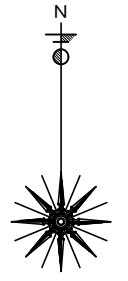
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第100527号		外構詳細図 3		No.611
代表取締役 黒川 喜洋彦		縮尺 A: 1/50, 1/100 B: 1/30, 1/100		
機	製	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成29年 3月		



橋番	橋種	符号	深さH	蓋	備考	橋番	橋種	符号	深さH	蓋	備考
1	雨水橋	C-1	350	グレーチング蓋細目(T-2)	駐車場	31	雨水橋	C-2	650	グレーチング蓋細目(T-2)	緑道(地区計画)
2	雨水橋	C-1	350	グレーチング蓋細目(T-2)	駐車場	32	雨水橋	C-1	350	格子蓋(軽荷重)	緑地
3	雨水橋	C-1	400	グレーチング蓋細目(T-2)	駐車場	33	雨水橋	C-1	440	格子蓋(軽荷重)	緑地
4	雨水橋	C-2	740	グレーチング蓋細目(T-2)	駐車場	34	雨水橋	C-1	500	格子蓋(軽荷重)	緑地
5	雨水橋	C-1	350	格子蓋(軽荷重)	緑地	35	雨水橋	C-1	600	格子蓋(軽荷重)	緑地
6	雨水橋	C-1	470	格子蓋(軽荷重)	緑地	36	雨水橋	C-2	650	格子蓋(軽荷重)	緑地
7	雨水橋	C-1	590	格子蓋(軽荷重)	緑地	37	雨水橋	C-1	350	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路
8	雨水橋	C-2	700	格子蓋(軽荷重)	緑地	38	雨水橋	C-1	400	格子蓋(軽荷重)	緑地
9	雨水橋	C-1	350	格子蓋(軽荷重)	緑地	39	雨水橋	C-1	450	格子蓋(軽荷重)	緑地
10	雨水橋	C-1	400	格子蓋(軽荷重)	緑地	40	雨水橋	C-1	550	格子蓋(軽荷重)	緑地
11	雨水橋	C-1	450	格子蓋(軽荷重)	緑地	41	雨水橋	C-1	600	格子蓋(軽荷重)	緑地
12	雨水橋	C-2	650	グレーチング蓋細目(T-14)	緑道(地区計画)	42	雨水橋	C-2	650	格子蓋(軽荷重)	緑地
13	雨水橋	C-1	300	格子蓋(軽荷重)	緑地	43	雨水橋	C-2	690	格子蓋(軽荷重)	緑地
14	雨水橋	C-1	340	格子蓋(軽荷重)	緑地	44	雨水橋	C-1	400	グレーチング蓋細目(T-2)	駐車場
15	雨水橋	C-1	350	格子蓋(軽荷重)	緑地	45	雨水橋	C-2	660	グレーチング蓋細目(T-2)	駐車場
16	雨水橋	C-1	420	格子蓋(軽荷重)	緑地	46	雨水橋	C-2	700	グレーチング蓋細目(T-2)	駐車場
17	雨水橋	C-1	480	格子蓋(軽荷重)	緑地	47	雨水橋	C-2	610	格子蓋(軽荷重)	緑地
18	雨水橋	C-1	400	格子蓋(軽荷重)	緑地	48	雨水橋	C-1	400	グレーチング蓋細目(T-2)	緑道(地区計画)
19	雨水橋	C-1	350	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路	49	雨水橋	C-1	350	グレーチング蓋細目(T-2)	駐車場
20	雨水橋	C-1	400	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路	50	雨水橋	C-2	850	グレーチング蓋細目(T-14)	駐車場
21	雨水橋	C-1	460	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路	51	雨水橋	C-1	400	格子蓋(軽荷重)	緑地
22	雨水橋	C-1	530	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路	52	雨水橋	C-1	500	格子蓋(軽荷重)	緑地
23	雨水橋	C-1	600	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路	53	雨水橋	C-1	450	格子蓋(軽荷重)	緑地
24	雨水橋	C-2	660	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路	54	雨水橋	C-1	450	格子蓋(軽荷重)	緑地
25	雨水橋	C-1	500	グレーチング蓋細目(T-14)	車路	55	雨水橋	C-1	450	グレーチング蓋細目(T-2)	緑道(地区計画)
26	雨水橋	C-2	700	グレーチング蓋細目(T-14)	車路	56	雨水橋	C-1	450	格子蓋(軽荷重)	緑地
27	雨水橋	C-2	610	グレーチング蓋細目(T-14)	緑道(地区計画)						
28	雨水橋	C-1	350	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路						
29	雨水橋	C-1	400	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路						
30	雨水橋	C-2	610	グレーチング蓋細目(T-2)	敷地内通路						

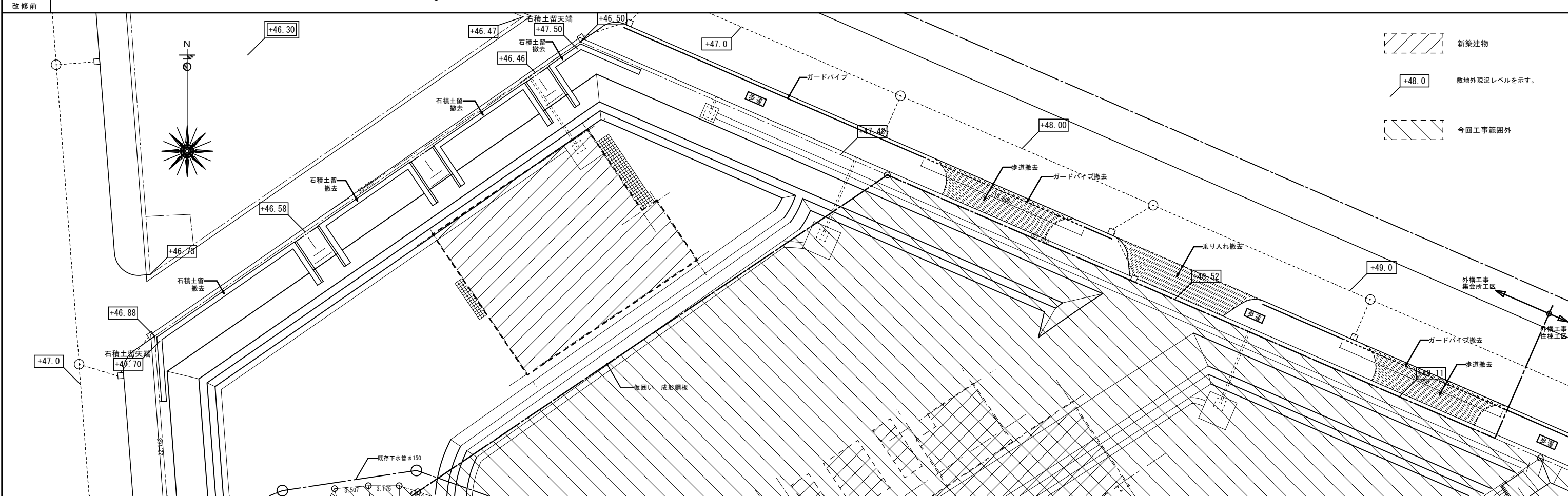
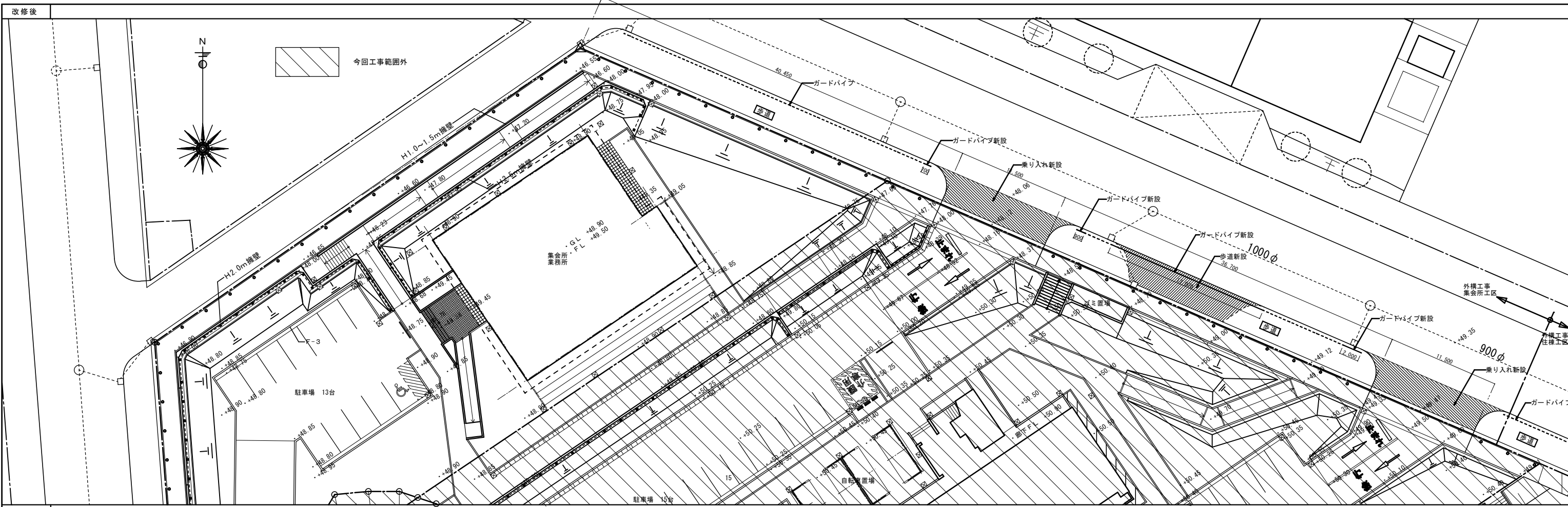


- A 仮囲い 成形鋼板 (特記無き限り H=3.0mとする)
- B パネルゲート (W=6.3m, H=4.5m)
- 新築建物
- +48.0 敷地外現況レベルを示す。
- 敷地内現況レベルを示す。
- 今回工事範囲外



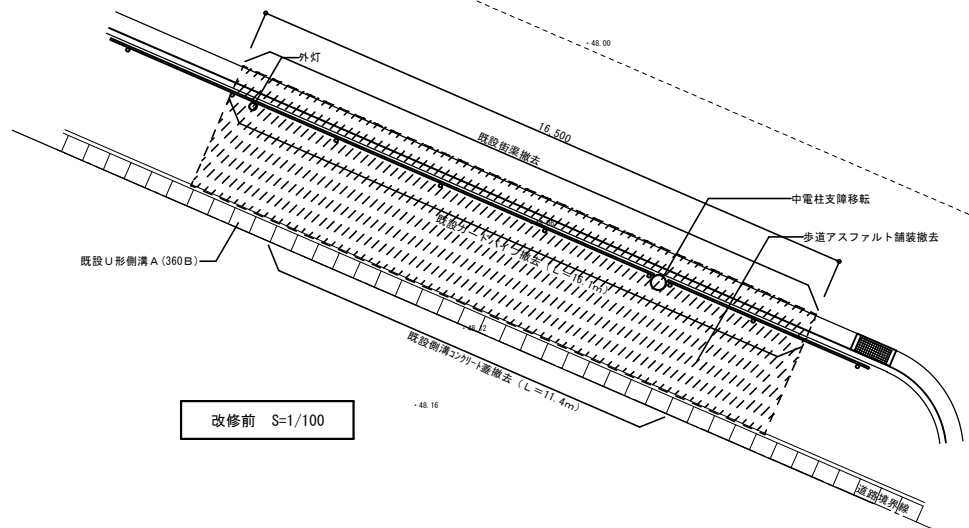
※ 側溝への放流及び箇所数については、平成〇年〇月〇日 天白土木事務所管理係 と協議済  
 ※ 東及び北側の道路側溝のコンクリート蓋を10枚につき1枚をグレーチング蓋(鋼製ノンスリップタイプ)に取替(承認済)

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第100527号		現況配置図・仮設計計画図		縮尺
代表取締役 黒川 喜洋彦				A1: 1/200 A3: 1/400
換	型	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成29年 3月		

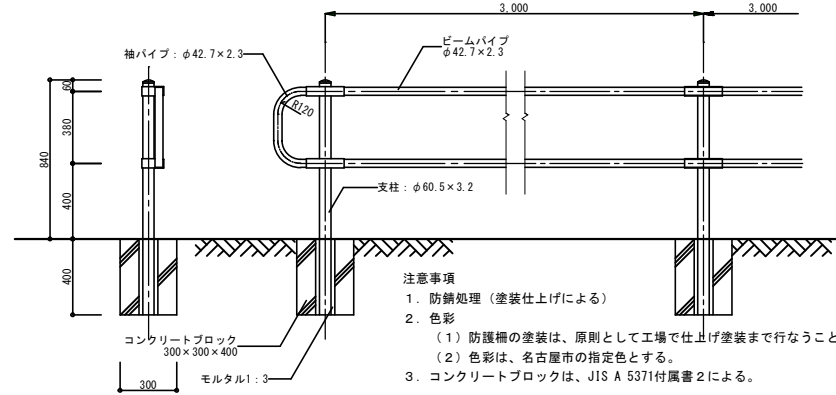


株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦		承認工事 外構図	縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400	No. G014
機	製	設計 平成29年 3月		愛知県建設部建築局公営住宅課

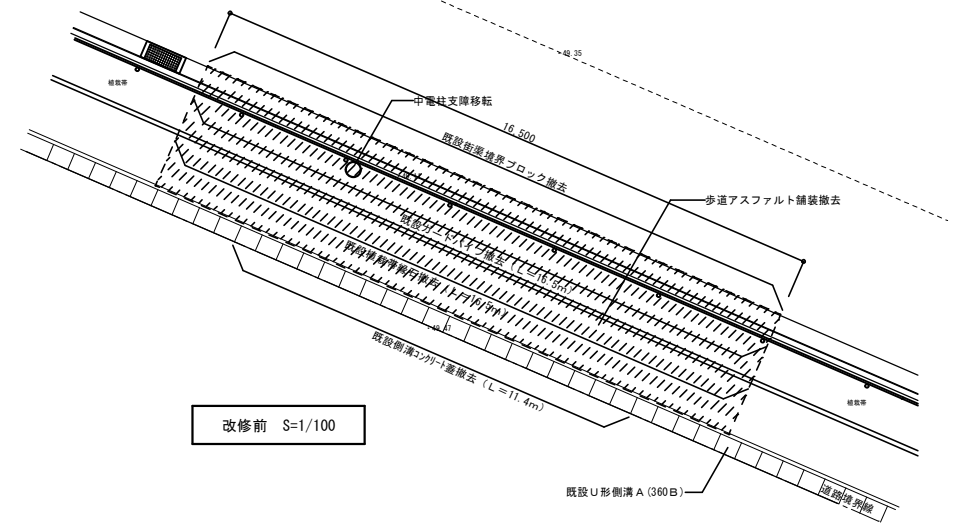




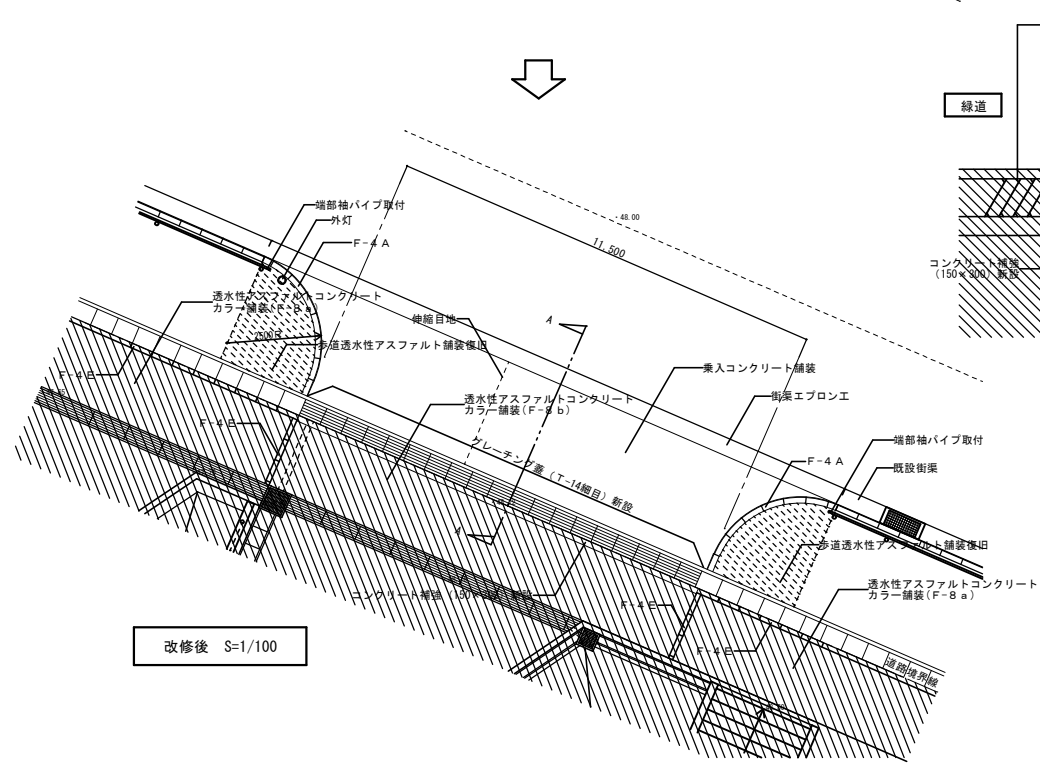
改修前 S=1/100



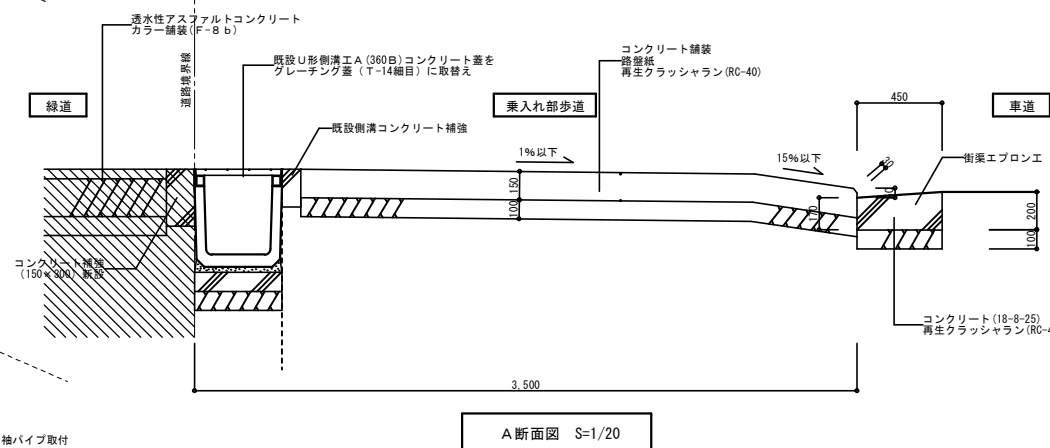
ガードパイプ詳細図 S=1/20



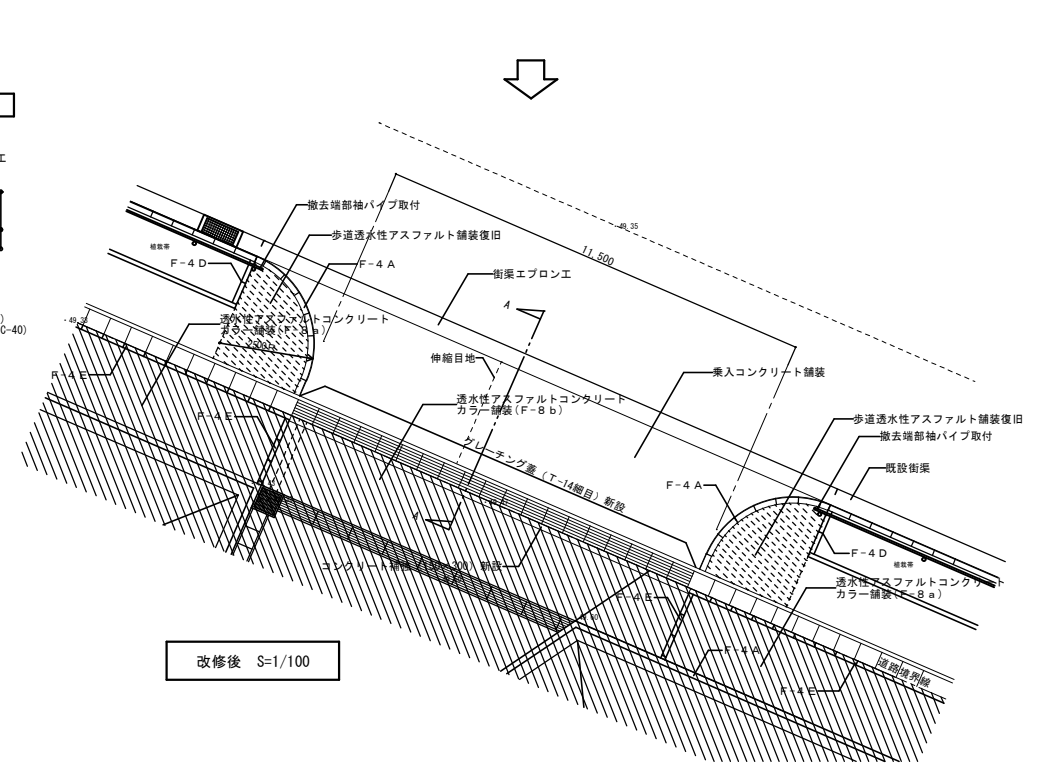
改修前 S=1/100



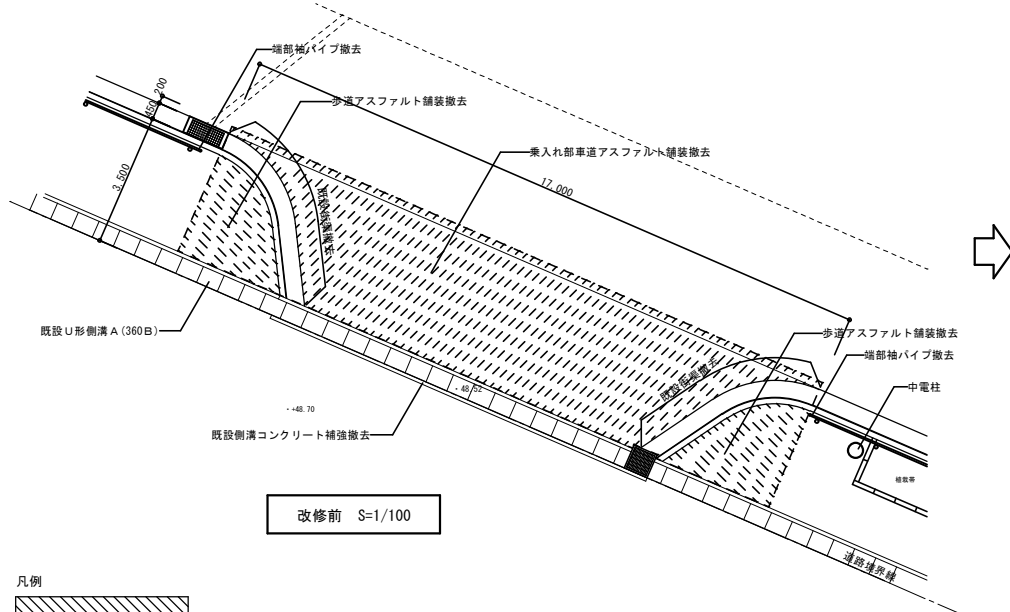
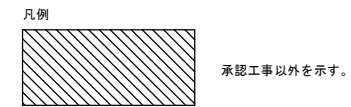
改修後 S=1/100



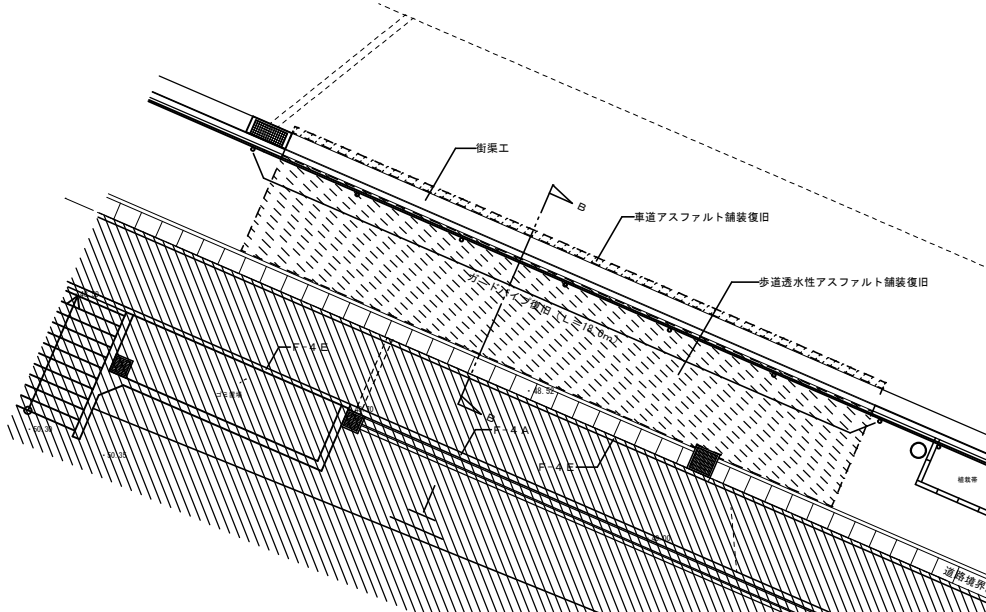
A断面図 S=1/20



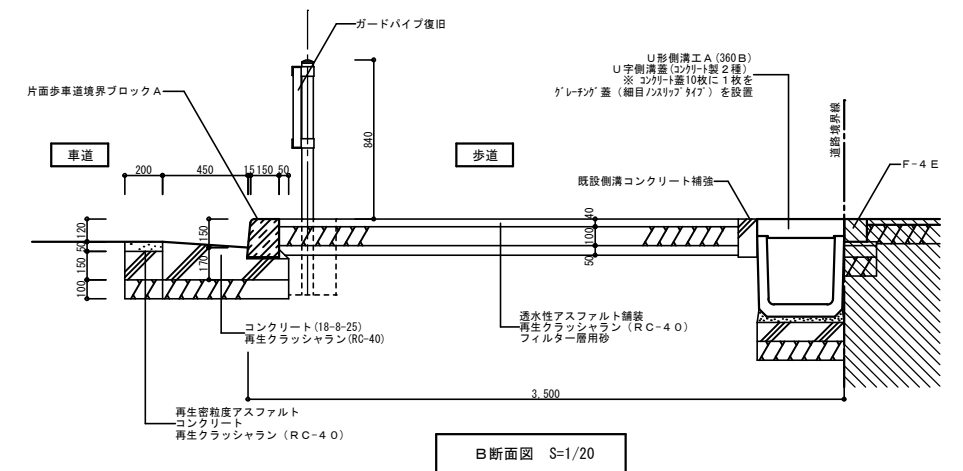
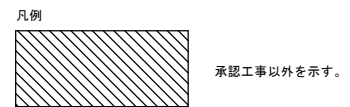
改修後 S=1/100



改修前 S=1/100



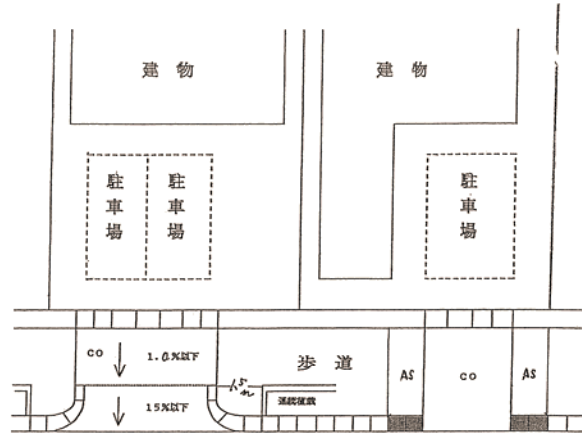
改修後 S=1/100



B断面図 S=1/20

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第100527号	代表取締役 黒川 喜洋彦	承認工事 外構詳細図	縮尺 A1: 1/30, 1/50 A3: 1/60, 1/100	№.615
換	製	設計 平成29年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

○永久乗入れ（24条承認）

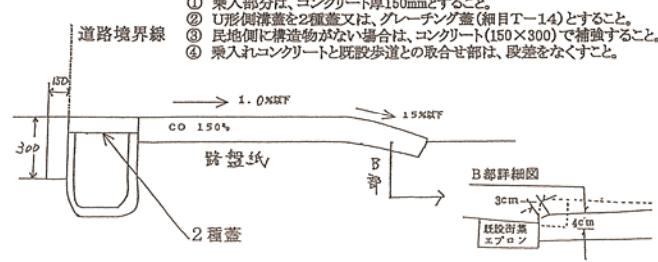


- 歩行部分は、1.0%以下の勾配とすること。
- 車道とのすり付け部の勾配は、原則15%以下とすること。
- 植マスカラ1.5m離すこと。

○縦断面（歩車道境界）



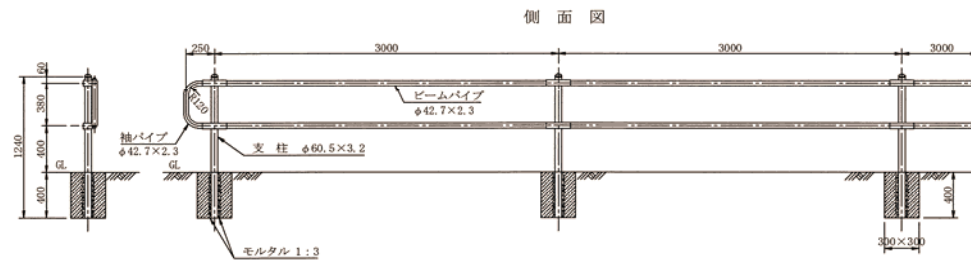
○横断面



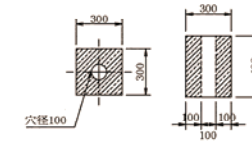
- 乗入部分は、コンクリート厚150mmとすること。
- U形溝溝蓋を2種蓋又は、グレーチング蓋（細目T-14）とすること。
- 民地側に構造物がない場合は、コンクリート(150×300)で補強すること。
- 乗入れコンクリートと既設歩道との取合せ部は、段差をなくすること。

ガードパイプ設置工

大分類	中分類	小分類	適用年度
300 安全施設工	ガードパイプ 設置工	22型（歩道用）	H29.11



コンクリートブロック



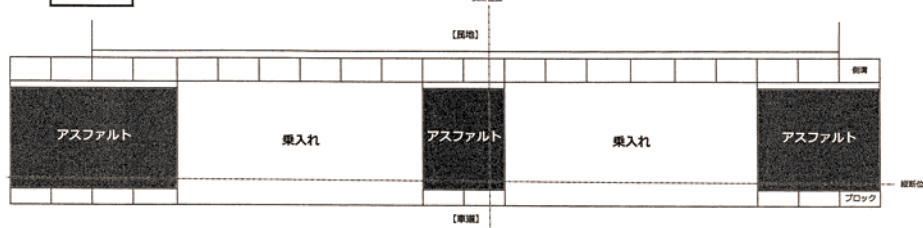
ガードパイプ設置工（22型歩道用）材料表

名称	材料表	100m当り	備考
ガードパイプ	(m)	300	
コンクリートブロック	300×400(個)	33.3	
モルタル	(1:3)(m <sup>3</sup> )	0.066	
ガードパイプ22型(H=120)	100	33.3	0.066

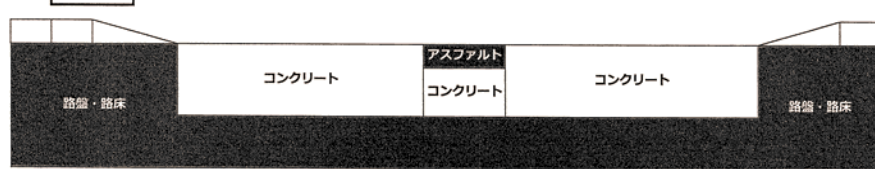
- 注意事項
- 防錆処理（塗装仕上げによる）
  - 色 彩
    - 防錆用の塗装は、原則として工場で仕上げ塗装まで行うこと。
    - 色彩は、本市の指定色とする。
  - コンクリートブロックは、JIS A 5371付属書2による。
  - 標準色（白色）以外を使用する場合の締付用ボルト及びナット等は、ガードパイプの色彩に塗装すること。

名古屋市政政土木局 作成年月 H19.4

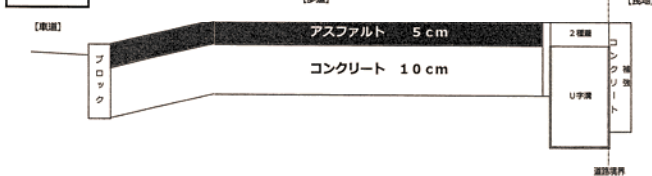
平面図



縦断面



横断面

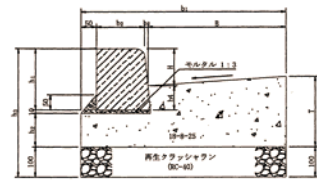


街 渠 工

大分類	中分類	小分類	適用年度
100 排水工	街渠工	A, B (市型歩道 マカントアップ用)	H29.4

街渠工材料表

名称	単位	材料表	100m当り	備考
コンクリート	m <sup>3</sup>	街渠工	11.2	
モルタル	m <sup>3</sup>	街渠工	0.022	
街渠工A	個	街渠工	1.0	
街渠工B	個	街渠工	1.0	

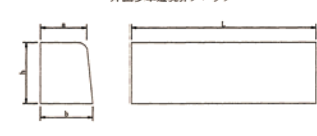


街渠工寸法表

名称	寸法	単位	備考
街渠工A	400 120 200 602 150 12 200 110 420 80	mm	標準用
街渠工B	400 150 200 605 150 15 200 90 450 100	mm	標準用

片面歩道境界ブロック寸法表

名称	寸法	単位	備考
片面歩道境界ブロック	150 170 200 600 44	mm	片側歩道用
B	150 200 250 600 66	mm	片側歩道用

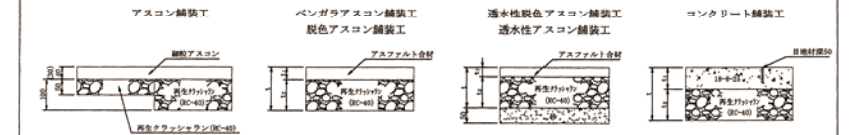


- 注意事項
- 片側材（標準型）は、100mm厚に1層の鉄筋を配すること。
  - 片側材の上に敷く場合は、基礎材を参照してのこと。
  - 片側材の裏面に鉄筋を配すること。
  - 片側材A～Dの寸法は、下付部については、街渠工（E～1～4）にて規定すること。（図面を参照）

名古屋市政政土木局 作成年月 H25.10

アスコン、ベンガラアスコン、脱色アスコン  
透水性脱色アスコン、透水性アスコン、コンクリート舗装工

大分類	中分類	小分類	適用年度
200 舗装工	アスコン舗装工	歩道用	H29.4



アスコン舗装工 材料表

名称	単位	材料表	100m当り	備考
アスコン材料	m <sup>3</sup>	アスコン	1.0	
A	100	100	1.0	
B	100	100	1.0	

透水性アスコン舗装工 材料表

名称	単位	材料表	100m当り	備考
透水性アスコン	m <sup>3</sup>	透水性アスコン	1.0	
A	100	100	1.0	
B	100	100	1.0	

ベンガラアスコン舗装工 材料表

名称	単位	材料表	100m当り	備考
ベンガラアスコン	m <sup>3</sup>	ベンガラアスコン	1.0	
A	100	100	1.0	
B	100	100	1.0	

脱色アスコン舗装工 材料表

名称	単位	材料表	100m当り	備考
脱色アスコン	m <sup>3</sup>	脱色アスコン	1.0	
A	100	100	1.0	
B	100	100	1.0	

コンクリート舗装工 材料表

名称	単位	材料表	100m当り	備考
コンクリート	m <sup>3</sup>	コンクリート	1.0	
A	100	100	1.0	
B	100	100	1.0	

名古屋市政政土木局 作成年月 H21.4

株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事	図面番号
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦	承認工事 標準図	縮尺 NON
No. G16	愛知県建設部建築局公営住宅課	

項目	特記事項																																																																																																																																																																								
【電気設備工事】	<p>■ 1編 一般共通事項 ■</p> <p>■ 1章 一般事項 ■</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準</p> <p>5) 愛知県建築工物品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」による。</p> <p>4. 設計図書は優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書(2)から5)に対するもの)</p> <p>2) 現場説明書 3) 特記仕様書</p> <p>4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)</p>																																																																																																																																																																								
<総則>																																																																																																																																																																									
1.1.1 適用	<p>1. 1.1.3 官公署等への届出手続等</p> <p>* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。</p>																																																																																																																																																																								
1.1.4 工事実績情報の登録	<p>* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。</p>																																																																																																																																																																								
1.1.7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="7">工事区分</th> </tr> <tr> <th>建</th> <th>電</th> <th>給</th> <th>ガ</th> <th>外</th> <th>汚</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>電</th> <th>給</th> <th>ガ</th> <th>外</th> <th>汚</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 械 用 基 礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排 水 枡</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>堅 樋 ( 横 引 き 管 共 )</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フロアードレイン・ルーフドレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照 明 器 具 穴 明 け 及 び 補 強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化 粧 キ ャ ビ ネ ッ ト</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ク ー ラ ー 用 ス リ ー プ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭 頭 処 理 及 び 補 強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 備 ス リ ー プ 箱 入</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設 備 ス リ ー プ 構 造 体 補 強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設 備 ス リ ー プ 防 水 処 理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水 槽 ( 高 架 , 受 水 ) 架 台</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設 備 関 係 取 合 せ 部 内 装 穴 開</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機 械 室 床 の 穴 明 け 及 び 穴 埋 め 工 事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 上 用 リ レ ー 及 び 盤</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水 道 用 集 中 検 診 配 管 配 線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 上 結 線 及 び 調 整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事(建築)*1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事(建築)*2</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <p>1) : 昇降路築造工事、各階出入口の穴明けけ工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>2) : 動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	項目	工事区分							建	電	給	ガ	外	汚	機	電	給	ガ	外	汚	水	機 械 用 基 礎	※					※	排 水 枡	※		※			※	堅 樋 ( 横 引 き 管 共 )	※					※	フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※	照 明 器 具 穴 明 け 及 び 補 強	※						化 粧 キ ャ ビ ネ ッ ト			※				ク ー ラ ー 用 ス リ ー プ	※						居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー	※						杭 頭 処 理 及 び 補 強	※						設 備 ス リ ー プ 箱 入		※	※	※		※	設 備 ス リ ー プ 構 造 体 補 強	※					※	設 備 ス リ ー プ 防 水 処 理	※				※	※	水 槽 ( 高 架 , 受 水 ) 架 台	※		※			※	設 備 関 係 取 合 せ 部 内 装 穴 開	※	※	※	※		※	機 械 室 床 の 穴 明 け 及 び 穴 埋 め 工 事	※					※	液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ				※			同 上 用 リ レ ー 及 び 盤		※					水 道 用 集 中 検 診 配 管 配 線				※			同 上 結 線 及 び 調 整				※			エレベーター関連工事(建築)*1	※						エレベーター関連工事(建築)*2		※				
項目	工事区分																																																																																																																																																																								
	建	電	給	ガ	外	汚																																																																																																																																																																			
機	電	給	ガ	外	汚	水																																																																																																																																																																			
機 械 用 基 礎	※					※																																																																																																																																																																			
排 水 枡	※		※			※																																																																																																																																																																			
堅 樋 ( 横 引 き 管 共 )	※					※																																																																																																																																																																			
フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※																																																																																																																																																																			
照 明 器 具 穴 明 け 及 び 補 強	※																																																																																																																																																																								
化 粧 キ ャ ビ ネ ッ ト			※																																																																																																																																																																						
ク ー ラ ー 用 ス リ ー プ	※																																																																																																																																																																								
居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー	※																																																																																																																																																																								
杭 頭 処 理 及 び 補 強	※																																																																																																																																																																								
設 備 ス リ ー プ 箱 入		※	※	※		※																																																																																																																																																																			
設 備 ス リ ー プ 構 造 体 補 強	※					※																																																																																																																																																																			
設 備 ス リ ー プ 防 水 処 理	※				※	※																																																																																																																																																																			
水 槽 ( 高 架 , 受 水 ) 架 台	※		※			※																																																																																																																																																																			
設 備 関 係 取 合 せ 部 内 装 穴 開	※	※	※	※		※																																																																																																																																																																			
機 械 室 床 の 穴 明 け 及 び 穴 埋 め 工 事	※					※																																																																																																																																																																			
液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ				※																																																																																																																																																																					
同 上 用 リ レ ー 及 び 盤		※																																																																																																																																																																							
水 道 用 集 中 検 診 配 管 配 線				※																																																																																																																																																																					
同 上 結 線 及 び 調 整				※																																																																																																																																																																					
エレベーター関連工事(建築)*1	※																																																																																																																																																																								
エレベーター関連工事(建築)*2		※																																																																																																																																																																							
1.1.8 疑義に対する協議等	<p>* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成28年4月1日改訂)に定めるところによる。 (<a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf</a>)</p>																																																																																																																																																																								
<工事関係図書>																																																																																																																																																																									
1.2.1 実施工程表	<p>* 概成工期： ・有( 年 月 日) ※ 無</p>																																																																																																																																																																								
1.2.4 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(<a href="http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html">http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html</a>)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」により行うことができる。</p> <p>3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p>																																																																																																																																																																								
<工事現場管理>																																																																																																																																																																									
1.3.1 施工管理	<p>* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)によるものとする。</p>																																																																																																																																																																								

項目	特記事項															
1.3.2 電気保安技術者	<p>* 電気保安技術者： ・適用する ※適用しない</p>															
1.3.3 施工条件	<p>* 施工時間 時間制限： ・無 ※有( )</p> <p>* 部位別の施工順序： ※無 ・有( )</p> <p>* 工事車両の駐車場所 駐車制限： ※有( ) ・無</p> <p>* 資機材置場所 置場制限： ※有( ) ・無</p> <p>* その他： ( )</p>															
1.3.9 発生材の処理等	<p>* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。</p> <p>* 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料</p> <p>特別管理産業廃棄物： ・有(処理方法： ) ※ 無</p> <p>現場において再利用を図るもの：</p>															
引渡し等	<p>* 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。</p> <p>* 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。</p> <p>* PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。</p> <p>* 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。</p> <p>昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーキング</p> <p>平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)</p> <p>上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p>															
建設副産物	<p>1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。<a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a>を参照。)に基づき適正に行う。</p> <p>2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。</p> <p>① 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS様式1)</p> <p>② 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS様式2)</p> <p>工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。</p>															
再資源化	<p>3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>4. マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。</p> <p>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。</p> <p>* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。</p> <p>※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他( )</p> <p>* 以下の資料は次のHPから入手することができます。</p> <p>・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式、CREDAS様式 <a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a>、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a>、再資源化等報告書 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki300401.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki300401.pdf</a>、その他提出書類の様式等 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/youshikisyuu.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/youshikisyuu.html</a>、COBRIS <a href="http://www.recycle.jaic.or.jp/index.html">http://www.recycle.jaic.or.jp/index.html</a></p>															
撤去時等のフロン等の取扱分別収集	<p>* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成27年4月1日施行)に基づいて行うこと。</p> <p>* 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。</p> <p>* 非飛散アスベスト処分</p> <p>* 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する(処分方法： )</p>															
<機器及び材料>																
1.4.1 環境への配慮	<p>* 「愛知県環境物品等調達方針」(<a href="http://www.pref.aichi.jp/kankyokatsudo/0000009402.html">http://www.pref.aichi.jp/kankyokatsudo/0000009402.html</a>を参照)別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。</p>															
1.4.2 機材の品質等	<p>* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</p>															
再生資源の利用	<p>* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(<a href="http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf">http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf</a>を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</p> <p>* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。</p> <p>あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</p> <p>* 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。</p> <p>1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9)</p> <p>* あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 <a href="http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a></p>															
<施工>																
1.5.3 施工の検査等	<p>* 見本施工： ・実施する ※実施しない</p>															
1.5.7 化学物質の濃度測定	<p>* 濃度測定： ・実施する ※実施しない</p> <p>* 実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。</p> <p>測定対象の化学物質： ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン</p> <p>測定方法： アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定</p> <p>測定対象室及び測定箇所数： 建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。</p>															
<工事検査及び技術検査>																
1.6.2 技術検査	<p>* 中間技術検査： ・行わない ・行う(実施回数： 実施時期： )</p>															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 黒川建築事務所</td> <td colspan="2">平針住宅集会所建設工事</td> <td rowspan="2">図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td colspan="2">電気設備工事特記仕様書 1</td> <td>縮尺 No.E01</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年3月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		電気設備工事特記仕様書 1		縮尺 No.E01	検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号												
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		電気設備工事特記仕様書 1			縮尺 No.E01											
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課													

項目	特記事項
<完成図等> 1.7.2 完成図	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他( ) B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図(PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品) A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図(変更設計図を含む) 2) 完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない
1.7.3 保全に関する資料 <その他>	* 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用( )部 ( )部
提出書類	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材(機材)一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。
常備図書	* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成28年度版〕(「機材の品質・性能基準」を含む。) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)〔平成28年版〕(以下「標準図」という)
建設業退職金共済制度	* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をする事。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。
工事中の安全管理	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: ・要する ※要しない
工程表・工事費内訳明細書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。
騒音・振動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/) * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。
特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。
施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)
現場代理人 事故報告	* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 ■2章 共通工事■
<仮設工事> 2.1.1 一般事項 <縄張り、遣方、足場その他> 足場その他	※ この節は、公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)2章「仮設工事」による。 * 定置する足場、栈橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅: ・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式

項目	特記事項										
監督職員事務所等	又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工専用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 仮囲い: ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板(H=3.0m) ・波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設: A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所: ・設ける ※設けない * 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m <sup>2</sup> 程度 * 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全带、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板(愛知県建設部「PR看板設置要綱」による): ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識: ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置										
建設現場標識の設置	《建設現場標識 共同設置の例》 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事名</td> <td>〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) …………… ……………</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 …………… ……………</td> </tr> </table>	工事名	〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) …………… ……………	工期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで	発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課	工事監理者	〇〇〇〇	工事施工者	〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 …………… ……………
工事名	〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) …………… ……………										
工期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで										
発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課										
工事監理者	〇〇〇〇										
工事施工者	〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 …………… ……………										
<塗装工事> 2.7.1 一般事項	■電気編 1編 一般共通工事■ ■電気編 2章 共通工事■ * 金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分(機械室、EPS等は除く)の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 * 溶融亜鉛めっきの種類: ※HDZ35 ・( )										
<スリーブ工事>	* 建物外壁貫通部等水密を要する箇所用いるスリーブ及び防水鋳鉄管:										
<インサート>	* インサートの許容引抜荷重: ※表2.10.1による ・図面による ・( )										
<電線保護物類> 1.2.6 ブルボックス	■電気編 2編 電力設備工事■ ■電気編 1章 機材■ * 形式等: ・標準図(電力49)による ・( ) * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力62)(1)(a),(b),(c)による ・図面による ・( )										
1.2.7 金属ダクト	* 形式等: ・標準図(電力51)による ・( ) * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力62)(1)(a),(b),(c)による ・図面による ・( )										
1.2.8 金属トラフ	* 形式等: ・標準図(電力52)による ・( ) * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力62)(1)(a),(b),(c)による ・図面による ・( )										
1.2.9 ケーブルラック	* 形式等: ・標準図(電力53~55)による ・( ) * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力62)(1)(a),(b),(c)による ・図面による ・( ) * 形式等: * 接地端子座の形状等: ・図面による ・( )										
<照明器具> 1.4.1 一般事項	* 記号及び形式: ・標準図(電力1~24)による ・( )										
1.4.2 構造一般	* 1.5kgを超えるダウンライトの構造: ・標準図(電力27)による ・( ) * 照明用ポール: ・配線用遮断器(引外し装置なし)設置 ・カットアウトスイッチ(素通しヒューズ)設置										
	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事	図面番号								
	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦	電気設備工事特記仕様書 2	縮尺 No.E02								
	検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課							

項目	特記事項
1.4.3 部品	* 安定器の定格入力容量：・標準図（電力2）による ・（ ）以下
1.4.4 光源 ＜防災用照明器具＞	* 光源色：・3波長域発光形昼白色 ・3波長域発光形電球色 ・図面による ・（ ）
1.5.1 一般事項 ＜照明制御装置＞	* 型式等：・標準図（電力1、2、9～17）による ・（ ）
1.6.1 一般事項 ＜照明制御盤＞	* 型式等：・標準図（電力2、7）による ・（ ）
1.7.1 一般事項	* 照明制御盤の機器構成の分散：※図面による ・なし ・あり
1.7.4 監視操作装置 ＜分電盤＞	* 外部出力端子の種別：※図面による ・（ ）
1.8.1 一般事項	* 種別：・標準図（電力40）による ・（ ）
1.8.2 構造一般	* ガタースペースの寸法：・標準図（電力41）による ・（ ）
1.8.3 キャビネット	* 屋内用キャビネット種別：※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用： * 接地端子座の形状等：・図面による ・（ ）
1.8.6 器具類	* 積算計器 計量法による検定付き：※適用する ・適用しない * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能：※表1.8.10による ・（ ） 低圧用SPDクラスⅠの性能：※図面による ・（ ） * 電力計測装置 計測回路数：※図面による ・（ ） * 集中監視部 信号回線数：※図面による ・（ ） 信号種別：※図面による ・（ ） 外部出力端子種別：※図面による ・（ ） * 変成器 定格電流：※図面による ・（ ） * 表示器：・設ける ・設けない ・図面による * 過電流警報装置の品質及び性能：※図面による ・（ ）
＜耐熱形分電盤＞	
1.9.1 一般事項 ＜OA盤＞	* 形式：・標準図（電力40）による ・（ ）
1.10.1 一般事項	* 形式：・標準図（電力42）による ・（ ）
1.10.2 構造一般	* 端子盤部の寸法：・標準図（通信3、4）による ・（ ）
1.10.3 キャビネット ＜実験盤＞	* 端子盤部：・通気口設置 ・冷却用ファン設置
1.11.1 一般事項 ＜開閉器箱＞	* 形式：・標準図（電力43）による ・（ ）
1.12.1 一般事項 ＜制御盤＞	* 形式：・標準図（電力44）による ・（ ）
1.13.1 一般事項	* 形式等：・標準図（電力45～47）による ・（ ）
1.13.3 キャビネット	* 屋内用キャビネット種別：※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用： * 設置端子盤の形状等：※図面による ・（ ）
1.13.6 器具類	* 主要器具の表示：・標準図（機器の図記号及び文字記号）による ・JEM1090「制御器具番号による基本器具番号（ ） ・図面による
＜電気自動車用充電装置＞	
1.15.1 一般事項	* 装置種別：・電気自動車用急速充電装置 ・電気自動車用普通充電装置（定格電圧 ）
1.15.3 キャビネット	* 材質：※図面による ・鋼板 ・ステンレス鋼板
1.15.4 電力変換装置	* 定格直流電圧：※図面による ・（ ）
1.15.7 盤内器具	* 電気自動車用急速充電装置の主要器具の表示：・標準図（機器の図記号及び文字記号）による ・JEM1090による基本器具番号 ・図面による
1.15.8 状態警報表示項目 ＜電熱装置＞	* 移報用の遠方監視用接点：・設ける ※設けない
1.16.1 一般事項	* 形式：・標準図（電力48）による ・（ ）
1.16.3 発熱線等 ＜雷保護装置＞	* 発熱線：・第2種発熱線 ・第4種発熱線
1.17.2 突針支持管及び取付金物	* 突針の支持管：・標準図（電力56）による ・（ ）
1.17.3 試験用接続端子箱	* 形式等：・標準図（電力59）による ・（ ）
1.17.4 引下げ導線及び避雷導線の接続金物 ＜接 地＞	* 引下げ導線の構造体への接続金物：・標準図（電力58）による ・（ ）
1.18.1 接地端子箱	* 形式等：・標準図（電力61）による ・（ ）
1.18.2 接地鋼板	* 形式等：・標準図（電力63）による ・（ ）
1.18.3 接地棒	* 形式等：・標準図（電力64）による ・（ ）
1.18.4 接地極埋設標 ＜外線材料＞	* 形式等：・標準図（電力65）による ・（ ）
1.19.6 マンホール、ハンドホール及び埋設標	* 形式等：・標準図（電力66～70）による ・（ ） * ブロックマンホール及びブロックハンドホールの荷重、土圧等の構造条件：・標準図（電力69）による ・（ ） * 埋設標：・標準図（電力75）による ・（ ）
＜機材の試験＞	
1.20.1 試験	* 過電流警報装置の試験： * 散水試験を行う機材：・分電盤 ・OA盤の分電盤部 ・実験盤 ・制御盤

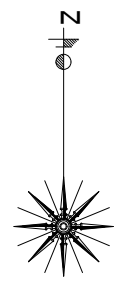
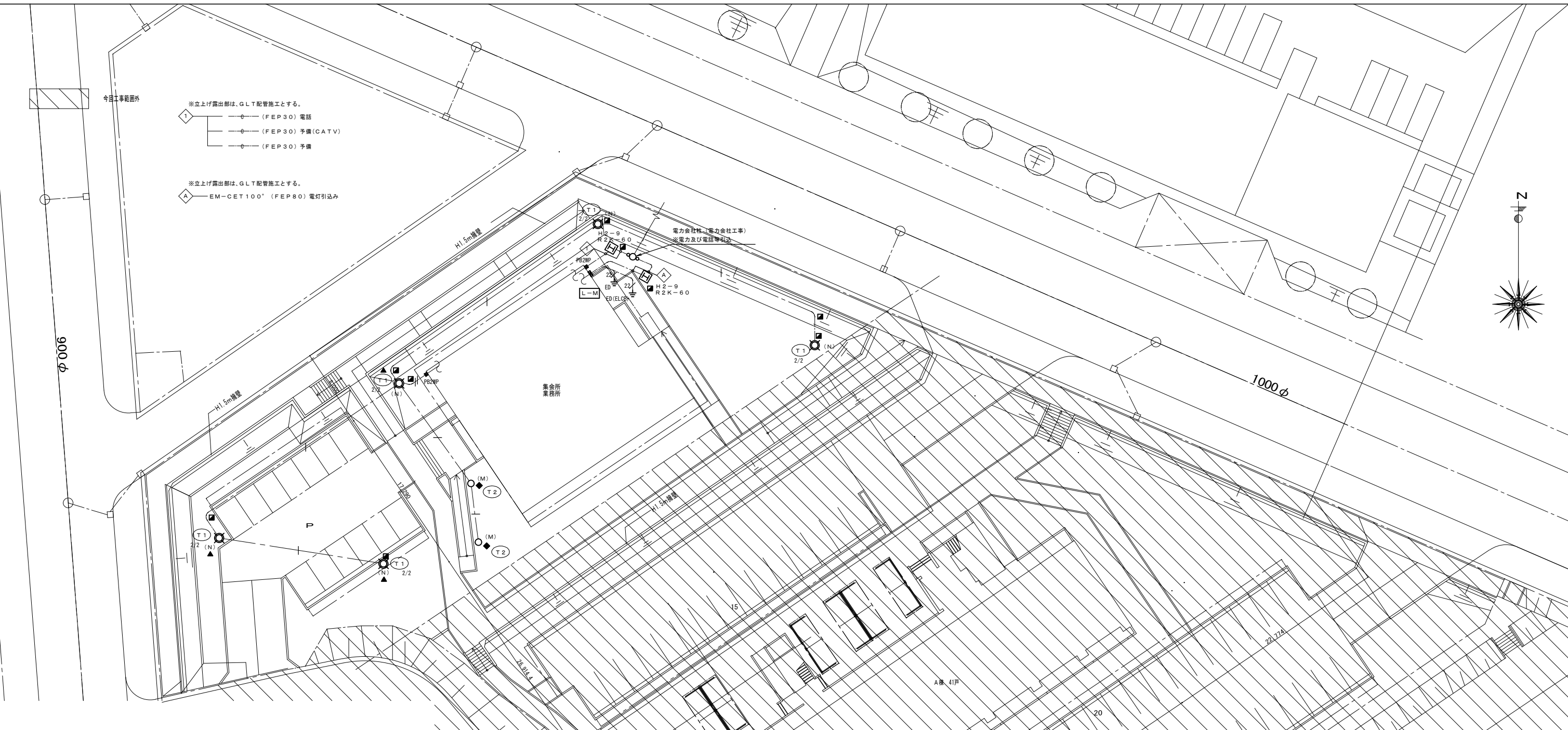
項目	特記事項		
＜共通事項＞	■電気編 2章 施 工■		
2.1.10 電線等の防火区画等の貫通	* 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細：・標準図（電力28）による ・（ ）		
2.1.11 延焼防止処置を要する床貫通	* 延焼防止処置を要する箇所：・標準図（電力29）による ・（ ）		
2.1.12 管路の外壁貫通等	* 構造体を貫通し、直接屋外に通ずる管路の処置：・標準図（電力74）による ・（ ）		
2.1.13 耐震施工	* 横引き管等の耐震支持：・SA種 ・A種 ・B種 ・（ ） * 建物引込部の配管の耐震処置を行う配管の措置：・標準図（電力35）による ・（ ） * 建物のエキスパンションジョイント部の配線の措置：・標準図（電力36～39）による ・（ ）		
＜金属管配管＞			
2.2.7 位置ボックス及びジョイントボックス	* 位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分 天井スラブコンクリート埋込：・図面による ・大型四角及び八角コンクリートボックス深さ75mm又は54mm ・（ ） 二重天井隠ぺい：・図面による ・中型四角アウトレットボックス深さ36mm ・（ ） コンクリート壁、ブロック壁埋込み：・図面による ・中型四角アウトレットボックス深さ36mm ・（ ） 木造壁、内装パネ壁：・図面による ・スリットボックス深さ30mm、中型四角アウトレットボックス深さ36mm ・（ ）		
＜金属樹脂管配線（PF、CD管）＞			
2.3.7 位置ボックス及びジョイントボックス	* 位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分 天井スラブコンクリート埋込：・図面による ・大型四角及び八角コンクリートボックス深さ75mm又は54mm ・（ ） 二重天井隠ぺい：・図面による ・中型四角アウトレットボックス深さ36mm ・（ ） コンクリート壁、ブロック壁埋込み：・図面による ・中型四角アウトレットボックス深さ36mm ・（ ） 木造壁、内装パネ壁：・図面による ・スリットボックス深さ30mm、中型四角アウトレットボックス深さ36mm ・（ ）		
＜バスダクト配線＞			
2.9.2 バスダクトの敷設	* エキスパンションバスダクト：※設ける ・設けない ・図面による ・（ ）		
＜ケーブル配線＞			
2.10.1.4 ちょう架配線	* ちょう架配線：・標準図（電力30）による ・（ ）		
2.10.1.5 二重天井内配線	* ケーブルを二重天井内に敷設する場合：・標準図（電力31）による ・（ ）		
2.10.1.7 垂直ケーブル配線	* 配線室等において、ケーブル頂部を構造体に固定し、垂直につり下げて配線する垂直ケーブル： ・標準図（電力32）による ・（ ）		
2.10.1.9 テープケーブル配線 ＜地中配線＞	* 平形保護層工事に使用する付属品：・平形保護層 ・ジョイントボックス ・差込接続器 ・（ ）		
2.12.3 マンホール及びハンドホールの敷設	* マンホール、ハンドホールの構造及び性能：・標準図（電力68～70）による ・図面による ・（ ） 鉄蓋の構造及び性能：中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） * ふたの材質：鋳鉄製		
2.12.4 管路等の敷設	* 管と建物との接続部：・標準図（電力74）による ・（ ） * 架空配線からの引込み：・標準図（電力76）による ・（ ） * 地中配線（高圧及び低圧幹線以外）の標識シート等：※設置する ・設置しない * 標識シート：※低圧幹線、高圧又は特別高圧の地中配線に設ける ・低圧幹線、高圧又は特別高圧以外の地中配線に設ける		
2.12.5 ケーブルの敷設 ＜接 地＞	* 埋設標の敷設：・標準図（電力75）による ・（ ）		
2.13.14 設置極位置等の表示 ＜電灯設備＞	* 接地極埋設標：・標準図（電力65）による ・（ ）		
2.14.1 配 線	* 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線： ・標準図（電力25～27）による ・（ ）		
2.14.3 機器の取付け及び接続	* 吊ボルト等による支持点数：・標準図（電力2）（背面形式）の器具取付穴ボルト用の数 ・製造者の標準の背面形式 * ダウンライト器具の取付け：・標準図（電力27）による ・（ ）		
＜動力設備＞			
2.15.1 配 線	* 電動機への配線のうち電動機端子箱に直接接続する部分：・標準図（電力33）による ・（ ） * 電極棒への配線：・標準図（電力34）による ・（ ）		
＜雷保護設備＞			
2.17.2 受雷部	* 突針支持管及び取付金具の取付け：・標準図（電力56）による ・（ ） * 受雷部の構成部材相互及び引下げ導線との接続：※標準図（電力57）による ・（ ）		
2.17.3 引下げ導線	* 鉄骨及び鉄筋との接続等：標準図（電力58）による（・溶接 ・圧着 ・ねじ締め ※ボルト締め ・（ ））		
2.17.4 接地極	* 板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極（水平接地極）：・標準図（電力60）による ・（ ） * 環状接地極及び網状接地極：・標準図（電力60）による ・（ ）		
＜施工の立会い及び試験＞			
2.18.2 施工の試験	* 接地抵抗測定（構造体接地、環状接地、網状接地、基礎接地の場合）：時期（ ） 回数（ ） * 照度測定（一般照明）：※行う ・行わない		
	■電気編 3編 受変電設備工事■		
	■電気編 1章 機 材■		
＜キュービクル式配電盤＞			
1.1.3 キャビネット	* キャビネット：※鋼板製 ・ステンレス製		
1.1.5 盤内器具類	* 積算計器 計量法による検定付き：※適用する ・適用しない * 盤に取付ける器具の表示：・標準図（機器の図記号及び文字記号）による ・図面による ・JEM1090による基本器具番号 ・JEM1093による基本器具番号 ・（ ）		
	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事	図面番号
	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦	縮尺 電気設備工事特記仕様書 3	No.E03
	検 図	製 図	設 計 H29年3月
			愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
<高圧スイッチギヤ> 1.2.2 構造一般	* 高圧スイッチギヤの形：・C X形 ・C W形 ・P W形
1.2.4 導電部	* 定格電流： 定格短時間耐電流：
<低圧スイッチギヤ> 1.5.2 構造一般	* 低圧スイッチギヤの形：・C X形 ・C S形 ・C W形 ・F W形
1.5.4 導電部	* 定格電流： 定格短時間耐電流：
<22/33kV特別高圧スイッチギヤ> 1.8.2 構造一般	* スイッチギヤ：・C X形 ・C W形 ・P W形 ・M W形
<高圧機器> 1.10.1 交流遮断器	* 操作方式：・手動ばね操作方式 ・電気操作方式（・電気ばね ・電磁）
1.10.3 高圧進相コンデンサ	* 絶縁方式：
1.10.4 直列リアクトル	* 直列リアクトル：・油入れ ・モールド * 最大許容電流値を超過する場合：
1.10.8 高圧負荷開閉器 <絶縁監視装置> 1.13.3 キャビネット	* 引込柱：・避雷器内臓 ・避雷器非内臓 * キャビネット：※鋼板製（厚さ1.6mm以上） ・ステンレス製（厚さ1.2mm以上）
1.13.5 性能	* 低圧回路の監視性能 絶縁の経時変化の表示：・有 ・無
<据付け> 2.1.1 キュービクル式配電盤等	■電気編 2章 施工■ * 基礎：・標準図（受変電1）による ・（ ）
<交流無停電電流装置(UPS)> 2.2.1 一般事項	■電気編 4編 電力貯蔵設備工事■ ■電気編 2章 機材■ * UPS：・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式
2.2.7 性能	* 停電補償時間： ■電気編 5編 発電設備工事■ ■電気編 1章 機材■
<1節～4節 共通発電装置> 性能	* 発電装置の運転時間：※図面による ・（ ） * 排気ガス排出規制： * 耐地震力： * 原動機の防音パッケージ周囲1mにおける運転音：・70dB(A)以下 ・90dB(A)以下 ・（ ） * 共通台板 共通台板のストッパの耐地震力：※図面による ・（ ）
共通台板 配電盤等 保安装置	* 外部用端子：・設ける ・設けない * 表の* 印のうち、適用するもの： * 適用機器等：※図面による ・（ ）
補機付属装置等一般事項 排気ガス処理装置等 燃料油等	* 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値（ ）以下 * 燃料油 軽油：・1号 ・2号 ・3号 ・特3号（JIS K 2204） 重油：・1種(A種)1号 ・1種(A種)2号（JIS K 2205） * 燃料ガス：・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 * 燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気等々の主要配管材料：・図面による ・（ ）
配管材料等 <燃料電池発電装置> 1.5.1 一般事項	* 燃料電池発電装置（出力10KV以上）：※りん酸形燃料電池 ・（ ） * 運転方式 系統連系しないもの： * 運転時間： * 設置条件（温度）：※1.5.1(f)(1)、(2)による ・（ ）
1.5.3 燃料電池装置	* 燃料電池装置の出力電気方式：・三相3線式 ・単相3線式
1.5.3.2 制御装置	* 遠方監視用端子：・設ける ・設けない * 表1.5.3の*1印のうち、適用するもの：
<太陽光発電装置> 1.7.1 一般事項	* 太陽光発電装置：※系統連系形 ・（ ） 自立運転：・行う ※行わない
1.7.2 太陽電池アレイ	* 公称出力：※図面による ・（ ）
1.7.3 接続箱	* 低圧用SPDの性能：※表1.7.2による ・（ ）
1.7.4 パワーコンディショナ 及び系統連系保護装置	* 交流出力電圧：・100V ・200V 出力電気方式：・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 * 遠方監視用端子：・設ける ・設けない
<風力発電装置> 1.8.1 一般事項	* 定格出力20kW以上の風力発電装置：・図面による ・（ ） * 系統連系：・有 ・無
1.8.2 風車発電装置	* 風車のスケール材質、形状等：図面による * 機側1mにおける運転音：※80dB(A)以下 ・（ ）
1.8.3 制御盤 <小出力発電装置> 1.9.4 小形燃料電池発電装置 <機材の試験> 1.10.1.2 原動機の試験	* 移報用の遠方監視用接点：・設ける ※設けない * 出力電圧：・100V ・200V 出力電気方式：・単相2線式 ・単相3線式 ・三相3線式 * 原動機の試験 1.10.1.2(へ)(ii)の過負荷試験を除く原動機：

項目	特記事項			
<発電設備の据付け> 2.1.1 耐震処置	■電気編 2章 施工■ * 地震力：※図面による ・（ ）			
2.1.6 主燃料槽等	* 主燃料槽の据付け：・標準図(発電3)による ・（ ） * 燃料小出層の据付け：・標準図(発電6)による ・（ ）			
2.1.7.1 配管一般	* 横引き管等の耐震支持：・標準図(電力35)による ・（ ） * 建築の構造体が免震構造、制震構造等：※該当しない ・該当する（横引配管の耐震支持： ） * 耐震安全性の分類(表2.1.2)：・一般の施設 ※特定の施設 * 配管識別の方法：・標準図(発電9)による ・（ ）			
2.1.7.2 燃料系統配管	* 埋設標の仕様：・標準図(電力125)による ・（ ）			
2.1.7.5 排気系統配管	* 3方向のストッパ：・標準図(発電7)による ・（ ） * 排気管の断熱材（屋内）：※ロックウール等厚さ75mm以上 ・（ ） * 排気管と煙突の接続：・標準図(発電8)による ・（ ）			
<施工の立会い及び試験> 2.7.6 風力発電設備の試験	* 表2.7.5「施工の試験」の*印のうち、適用するもの： ■電気編 6編 通信・情報設備工事■ ■電気編 1章 機材■			
<配線器具> 1.3.2 光コネクタ	* 光ファイバ接続コネクタ：※SCコネクタ ・（ ）			
1.3.3 BNCコネクタ	* 同軸ケーブル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの（テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備以外）			
1.3.4 電話用コンセント	* 電話用コンセント：・6極2心用モジュラジャックを用いた自動落下式ふた付きコンセント ・（ ） * 電線接続：・差込み式 ・（ ）			
<端子盤・機器収納ラック等> 1.4.2 端子盤等	* 形式等：・標準図(通信1、3、4)による ・（ ） * 端子盤及び集合保安箱（屋内用キャビネット）：※鋼板 ・ステンレス鋼板			
1.4.4 端子類	* 端子板：・標準図(通信2)による ・（ ） * UTPパッチパネル モジュラ形：※24ポート ・（ ） * 光ファイバパッチパネル 光コネクタ：※12ポート ・（ ）			
1.4.5 通信用SPD	* 通信用SPDの性能：・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・（ ）			
<情報表示装置> 1.7.2 マルチサイン装置	* 形式等：・標準図(通信7、8)による ・（ ） * 操作制御部 スキャナ：・設ける ・設けない * 発光ダイオード式表示盤 外箱：※鋼板製 ・ステンレス鋼板製 表示面の性能：画素ピッチ、画面サイズ、輝度、表示画像、全画面ドット数、その他（ ）			
1.7.4 時刻表示装置	* 形式等：※図面による ・（ ）			
1.7.4.2 親時計	* 親時計の時刻補正の方式：			
1.7.4.6 太陽電池式ボール形 屋外時計	* 内照式時計：点灯時間（ ）時間 点灯保証日数（不日照時）（ ）日 * 電波による時刻補正の方式（ ）			
<誘導支援装置> 1.10.1 一般事項	* 形式等：・標準図(通信29～31)による ・（ ）			
1.10.2 音声誘導装置	* 検出部 検出方式：			
1.10.4 テレビインターホン	* 撮像範囲を調整する機能：・設ける ・設けない			
1.10.10 住宅情報盤装置	* 住宅情報盤装置の品質及び性能：・図面による ・（ ）			
1.10.12 宅配ボックス装置	* 宅配ボックスの品質及び性能：・図面による ・（ ）			
<テレビ共同受信装置> 1.11.1 一般事項	* 形式等：・標準図(通信32～40)による ・（ ）			
1.11.2 機器	* アンテナ（UHF、BS、110度CS）の形式等：・図面による ・（ ） * 分岐器、分配器、混合（分岐）器の形式等：・図面による ・（ ） * 直列ユニット、テレビ端子の形式等：・図面による ・（ ） * 増幅器の形式等：・図面による ・（ ）			
<テレビ電波障害防除装置> 1.12.1 一般事項	* 形式等：・標準図(通信41、42)による ・（ ）			
<監視カメラ装置> 1.13.1 一般事項	* 伝送方式：・アナログ伝送方式 ・ネットワーク伝送方式 ・アナログ伝送、ネットワーク伝送併用方式 * 通信プロトコル（ネットワーク伝送方式の場合）：※TCP/IP ・（ ）			
1.13.2 カメラ	* レンズ交換形 区分：・標準レンズ ・広角レンズ ・望遠レンズ 機能：その他： * レンズ一体形 区分：機能：			
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.E04
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺 電気設備工事特記仕様書 4		
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

項目	特記事項																																			
1.13.4 録画装置	* カメラへの電源供給方式： * デジタル記憶媒体を増設できる外部接続インターフェイスの有無： ・図面による ・（ ） * 時刻補正の方式：																																			
1.13.5 その他の機器	* 耐候形ハウジングに取り付けられるようにするもの： ・ワイパ ・デフロスタ ・ヒータ ・ファン * ネットワーク伝送方式における機器の監視操作部： 画面分割数（ ）																																			
<自動火災報知装置> 1.16.4 副受信機・表示装置 <非常警報装置> 1.18.1 一般事項 <機材の試験> 1.21.1 試験	* 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等： ・図面による ・（ ） * 非常放送装置で地震速報を行う場合： ・図面による ・（ ） * 住宅情報盤及び宅配ボックスの試験： ・図面による ・（ ） * アンテナ（UHF、BS、110度CS）の試験： ・図面による ・（ ） * 分岐器、分配器、混合（分岐）器の試験： ・図面による ・（ ） * 直列ユニット、テレビ端子の試験： ・図面による ・（ ） * 増幅器の試験： ・図面による ・（ ）																																			
<地中配線> 2.11.3 管路等の敷設 <誘導支援設備> 2.18.2 機器の取付け <テレビ共同受信設備> 2.19.2 機器の取付け	■電気編 2章 施工■ * 地中配管に標識シート等を設ける場合： ※図面による ・（ ） * 宅配ボックス装置の据付け： * アンテナマストの取付け： ・標準図（通信40）による ・（ ） * 最上階床コンクリート打設直後の受信調査： ※行う（チャンネル（ ）） ・行わない																																			
2.19.3 受信調査 <テレビ電波障害防除設備> 2.20.2 事前調査 <施工の立会い及び試験> 2.28.2 施工の試験	* 事前調査を行う箇所数： 調査を行うチャンネル： * 監視カメラ設備の試験 遠隔操作、切替え及びズーム動作を確認するもの： ・ワイパ ・デフロスタ ・ヒータ ・ファン																																			
	■電気編 その他■ * 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験（常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																									
試験名	計測項目																																			
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び																																			
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）																																			
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																			
製品検査	外観、寸法、性能																																			
	* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律{(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページhttp://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/から入手すること。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																																			
	別表1 建築物に係る解体工事																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 建築設備、内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用					
工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程		作業内容	分別・解体等の方法																																
	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																															
・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																
・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																
	別表2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替）																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 上部構造部分、外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程		作業内容	分別・解体等の方法																																
	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																															
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																
・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																
・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																
・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																
	別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）																																			

項目	特記事項																																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="6">工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> <td>・ 手作業</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>《電気設備工事指定資材》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>指定資材</th> <th>適用範囲</th> <th>品質性能基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">照明類</td> <td>蛍光灯用の安定器（高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器）</td> <td></td> <td>評価名簿登載品（★1）</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯器具</td> <td></td> <td>評価名簿登載品（★2）</td> </tr> <tr> <td>白熱灯及びHID器具</td> <td></td> <td>★2の蛍光灯器具の評価名簿登載メーカーの製品</td> </tr> <tr> <td>照明制御装置</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>HID安定器</td> <td></td> <td>JIS規格適合品または評価名簿登載品 ★1 に含まれるメーカー</td> </tr> <tr> <td>可変速運転用インバータ装置</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>非常用照明器具</td> <td></td> <td>(財)日本建築センターの防災性能評定マークの表示が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電線類</td> <td>耐火・耐熱電線</td> <td></td> <td>(財)日本電気協会（誘導灯審査委員会）の認定証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td></td> <td>社団法人電線総合技術センター（JECTEC）の認定を受けたもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">盤類</td> <td>分電盤（実験盤を含む）</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>制御盤</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>消防防災用制御盤</td> <td></td> <td>(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>キュービクル式配電盤</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">高圧機器</td> <td>高圧スイッチギヤ（CW形）</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>高圧スイッチギヤ（PW形）</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>高圧交流遮断器</td> <td></td> <td>評価名簿登載品（★3）</td> </tr> <tr> <td>高圧進相コンデンサ</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>高圧限流ヒューズ</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>高圧負荷開閉器</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>高圧変圧器（特定機器）</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>高圧避雷器</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>電磁開閉器類</td> <td>電磁開閉器、接触器</td> <td></td> <td>★3の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">絶縁監視装置</td> <td>高圧回路の絶縁監視装置</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>低圧回路の絶縁監視装置</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蓄電池</td> <td>ペント形据置鉛蓄電池</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>制御弁式据置鉛蓄電池</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>直流電源装置</td> <td>据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>交流無停電電源装置</td> <td>消防設備用</td> <td></td> <td>蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>自家発電装置</td> <td>簡易型を除く</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電装置/パワーコンディショナ及び系統連系保護装置</td> <td></td> <td></td> <td>(社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">通信設備</td> <td>構内交換装置</td> <td>交換機、主装置、電話機</td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ装置</td> <td></td> <td>(財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知装置</td> <td>感知器、発信器、中継器、受信機</td> <td>日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>自動閉鎖装置</td> <td>連動制御盤、自動閉鎖装置</td> <td>(財)日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>非常警報装置</td> <td>ベル、表示灯、起動装置</td> <td>日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>非常放送</td> <td>消防設備用</td> <td>日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>ガス漏れ警報装置</td> <td>受信機、中継器</td> <td>日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>中央監視制御装置</td> <td>検知器</td> <td>(財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたものまたは高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>サージ保護デバイス</td> <td>低圧用SPD</td> <td></td> <td>評価名簿登載品</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベタリーピングが認定した優良住宅部品（BL部品）。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。） なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p>	工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・ コンクリート			・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材			・ アスファルト・コンクリート			・ 木材			分類	指定資材	適用範囲	品質性能基準	照明類	蛍光灯用の安定器（高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器）		評価名簿登載品（★1）	蛍光灯器具		評価名簿登載品（★2）	白熱灯及びHID器具		★2の蛍光灯器具の評価名簿登載メーカーの製品	照明制御装置		評価名簿登載品	HID安定器		JIS規格適合品または評価名簿登載品 ★1 に含まれるメーカー	可変速運転用インバータ装置		評価名簿登載品	非常用照明器具		(財)日本建築センターの防災性能評定マークの表示が貼付されたもの	電線類	耐火・耐熱電線		(財)日本電気協会（誘導灯審査委員会）の認定証票が貼付されたもの	誘導灯		社団法人電線総合技術センター（JECTEC）の認定を受けたもの	盤類	分電盤（実験盤を含む）		評価名簿登載品	制御盤		評価名簿登載品	消防防災用制御盤		(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの	キュービクル式配電盤		評価名簿登載品	高圧機器	高圧スイッチギヤ（CW形）		評価名簿登載品	高圧スイッチギヤ（PW形）		評価名簿登載品	高圧交流遮断器		評価名簿登載品（★3）	高圧進相コンデンサ		評価名簿登載品	高圧限流ヒューズ		評価名簿登載品	高圧負荷開閉器		評価名簿登載品	高圧変圧器（特定機器）		評価名簿登載品	高圧避雷器		評価名簿登載品	電磁開閉器類	電磁開閉器、接触器		★3の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品	絶縁監視装置	高圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品	低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品	蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池		評価名簿登載品	制御弁式据置鉛蓄電池		評価名簿登載品	直流電源装置	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品	交流無停電電源装置	消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの	自家発電装置	簡易型を除く		評価名簿登載品	太陽光発電装置/パワーコンディショナ及び系統連系保護装置			(社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの	通信設備	構内交換装置	交換機、主装置、電話機	評価名簿登載品	監視カメラ装置		(財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの	自動火災報知装置	感知器、発信器、中継器、受信機	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの	自動閉鎖装置	連動制御盤、自動閉鎖装置	(財)日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの	非常警報装置	ベル、表示灯、起動装置	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの	非常放送	消防設備用	日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの	ガス漏れ警報装置	受信機、中継器	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの	中央監視制御装置	検知器	(財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたものまたは高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの	サージ保護デバイス	低圧用SPD		評価名簿登載品
工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程		作業内容	分別・解体等の方法																																																																																																																																																																																					
	・ 仮設		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																			
	・ 土工		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																			
	・ 基礎		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																			
	・ 本体工事		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																			
	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																				
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																																																																																																																					
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																																																																																																																																																							
・ コンクリート																																																																																																																																																																																									
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																																																																																																																																																									
・ アスファルト・コンクリート																																																																																																																																																																																									
・ 木材																																																																																																																																																																																									
分類	指定資材	適用範囲	品質性能基準																																																																																																																																																																																						
照明類	蛍光灯用の安定器（高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器）		評価名簿登載品（★1）																																																																																																																																																																																						
	蛍光灯器具		評価名簿登載品（★2）																																																																																																																																																																																						
	白熱灯及びHID器具		★2の蛍光灯器具の評価名簿登載メーカーの製品																																																																																																																																																																																						
	照明制御装置		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	HID安定器		JIS規格適合品または評価名簿登載品 ★1 に含まれるメーカー																																																																																																																																																																																						
	可変速運転用インバータ装置		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	非常用照明器具		(財)日本建築センターの防災性能評定マークの表示が貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
電線類	耐火・耐熱電線		(財)日本電気協会（誘導灯審査委員会）の認定証票が貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
	誘導灯		社団法人電線総合技術センター（JECTEC）の認定を受けたもの																																																																																																																																																																																						
盤類	分電盤（実験盤を含む）		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	制御盤		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	消防防災用制御盤		(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
	キュービクル式配電盤		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
高圧機器	高圧スイッチギヤ（CW形）		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	高圧スイッチギヤ（PW形）		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	高圧交流遮断器		評価名簿登載品（★3）																																																																																																																																																																																						
	高圧進相コンデンサ		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	高圧限流ヒューズ		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	高圧負荷開閉器		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	高圧変圧器（特定機器）		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
高圧避雷器		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																							
電磁開閉器類	電磁開閉器、接触器		★3の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品																																																																																																																																																																																						
絶縁監視装置	高圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	制御弁式据置鉛蓄電池		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
直流電源装置	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
交流無停電電源装置	消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
自家発電装置	簡易型を除く		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
太陽光発電装置/パワーコンディショナ及び系統連系保護装置			(社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
通信設備	構内交換装置	交換機、主装置、電話機	評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	監視カメラ装置		(財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの																																																																																																																																																																																						
	自動火災報知装置	感知器、発信器、中継器、受信機	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
	自動閉鎖装置	連動制御盤、自動閉鎖装置	(財)日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
	非常警報装置	ベル、表示灯、起動装置	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
	非常放送	消防設備用	日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
	ガス漏れ警報装置	受信機、中継器	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの																																																																																																																																																																																						
中央監視制御装置	検知器	(財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたものまたは高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの																																																																																																																																																																																							
サージ保護デバイス	低圧用SPD		評価名簿登載品																																																																																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">株式会社 黒川建築事務所</th> <th colspan="2">平針住宅集会所建設工事</th> <th rowspan="2">図面番号 No.E05</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td colspan="2">縮尺 電気設備工事特記仕様書 5</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年3月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </tbody> </table>	株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.E05	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺 電気設備工事特記仕様書 5		検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																																																																																																																																																											
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.E05																																																																																																																																																																																					
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺 電気設備工事特記仕様書 5																																																																																																																																																																																							
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																																																																																																																																																																						



※立上げ露出部は、GLT配管施工とする。

① (FEP30) 電話  
 (FEP30) 予備(CATV)  
 (FEP30) 予備

※立上げ露出部は、GLT配管施工とする。

② EM-CET100' (FEP80) 電灯引込み

- 注記1. 特記なき配管配線は下記による。
- EM-CE 5.5'-30(10-E) (FEP30) 地中
  - EM-CE 5.5'-20(10-E) × 2 (FEP40) 地中
  - EM-IE 22' (VE22) 地中
2. 地中埋設配管上部には、下記に示す埋設表示シートを布設すること。  
 強電用：埋設表示シート(ダブル)  
 弱電用：埋設表示シート(シングル)  
 ※地中埋設配管の深さはGL-600以上とする。
3. 図中特記なきボックスは、下記による。  
 PB2 : 200x200x100 (WPは、防水型、SUS製)
4. 図中以下記号が傍記された照明器具は、自動点滅器及びf47による点滅制御とする。  
 ▲ : 自動点滅器制御(深夜残照照明)を示す。  
 ◆ : 自動点滅及び、タイマー制御(深夜消灯照明)を示す。
5. 電力及び電話等の引込み工事は、関係各所と事前に打合の上施工すること。
6. ハンドホールの仕様は下記による。  
 H2-9 R2K-60 : ハンドホ-ル、900X900X900、蓋：R2K-60
7. 埋設機の仕様は下記による。  
 ■ : コンクリート製  
 □ : 鉄製

M	LED灯 40W形電球×1相当 防雨型	N	LED灯 HF100W形×1相当 防雨型
使用場所 屋外	使用場所 屋外		
		注記) コンクリート基礎(400×400×500程度)を設けること。	
参考品番 パナソニック XLE552H 東芝 LED088910 三菱 EL-AE1701L/K	参考品番 パナソニック XY7562 LE9 東芝 LEDG-02803W 電源ユニット LEK-208016A01T 三菱 HC1010 電源ユニット EL-T0018A ランプ LHT-29L-0-E26-T1	◆注記) 図面に記入の寸法は参考とする。	

株式会社 建築設備計画	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第35117号 設備設計一級建築士登録番号 第4950号 常務取締役 岩田正道	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦	電気設備配置図	縮尺 A1 : 1/200 A3 : 1/400	No. E06
機	製	設	愛知県建設部建築局公営住宅課	
図	図	計	平成29年3月	



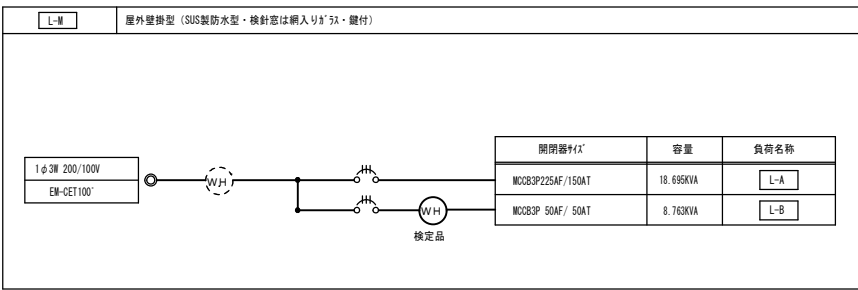
照明器具姿図

(A)	LED灯 一般タイプ、6900lmタイプ	(B)	一般タイプ、3200lmタイプ 1Dシリーズ直付型40形Dスタイル W150
(C)	LEDダウンライト 100形	(D)	LEDダウンライトコンパクト形蛍光灯FDL27形器具相当 850lm
(E)	LEDダウンライト 150形	(F)	LEDダウンライトコンパクト形蛍光灯FDL27形器具相当 850lm
(G)	LEDシーリングライト 3230lm	(H)	LEDキッチンライト 20形直管蛍光灯1灯器具相当
(I)	LEDブラケット 50形電球1灯器具相当 263lm	(J)	LED電球6.4Wx1 ブラケット
(K)	LEDブラケット 50形電球1灯器具相当 263lm	(L)	LED電球6.4Wx1 ブラケット
(M)	LEDブラケット 50形電球1灯器具相当 263lm	(N)	LED電球6.4Wx1 ブラケット
(O)	LEDブラケット 50形電球1灯器具相当 263lm	(P)	LED電球6.4Wx1 ブラケット
(Q)	LEDブラケット 50形電球1灯器具相当 263lm	(R)	LED電球6.4Wx1 ブラケット
(S)	LEDブラケット 50形電球1灯器具相当 263lm	(T)	LED電球6.4Wx1 ブラケット
(U)	LEDブラケット 50形電球1灯器具相当 263lm	(V)	LED電球6.4Wx1 ブラケット
(W)	LEDブラケット 50形電球1灯器具相当 263lm	(X)	LED電球6.4Wx1 ブラケット
(Y)	LEDブラケット 50形電球1灯器具相当 263lm	(Z)	LED電球6.4Wx1 ブラケット

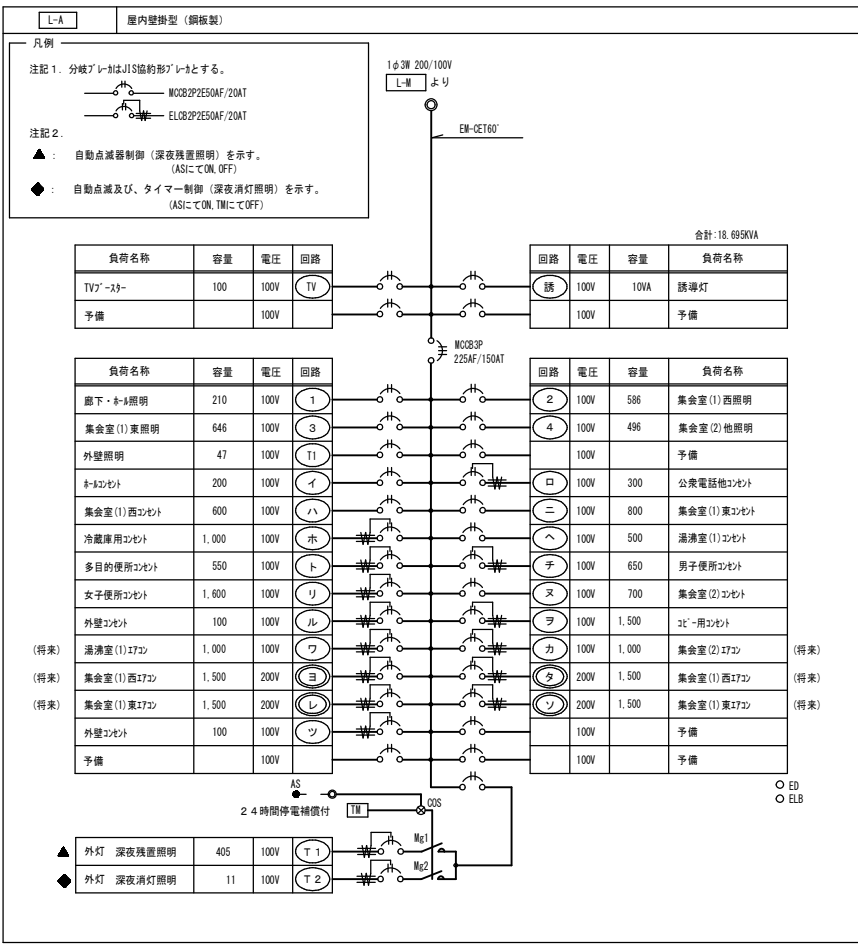
配線器具姿図

(A)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(B)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(C)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(D)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(E)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(F)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(G)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(H)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(I)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(J)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(K)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(L)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(M)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(N)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(O)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(P)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(Q)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(R)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(S)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(T)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(U)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(V)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(W)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(X)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(Y)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)
(Z)	74形1D形3灯1灯 (1P15Ax1)

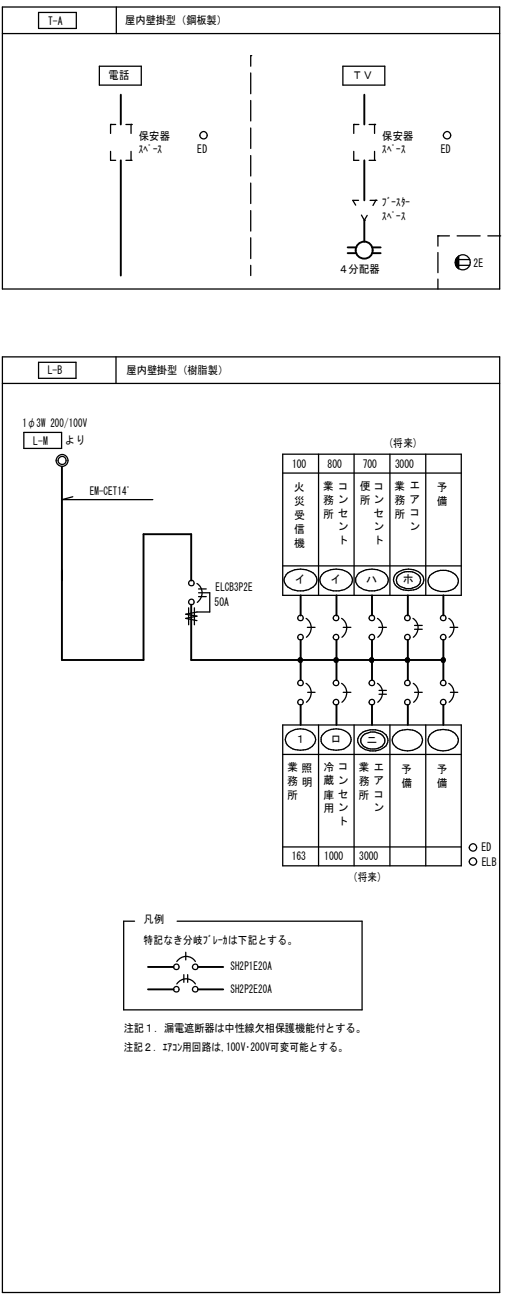
引込盤結線図



分電盤結線図

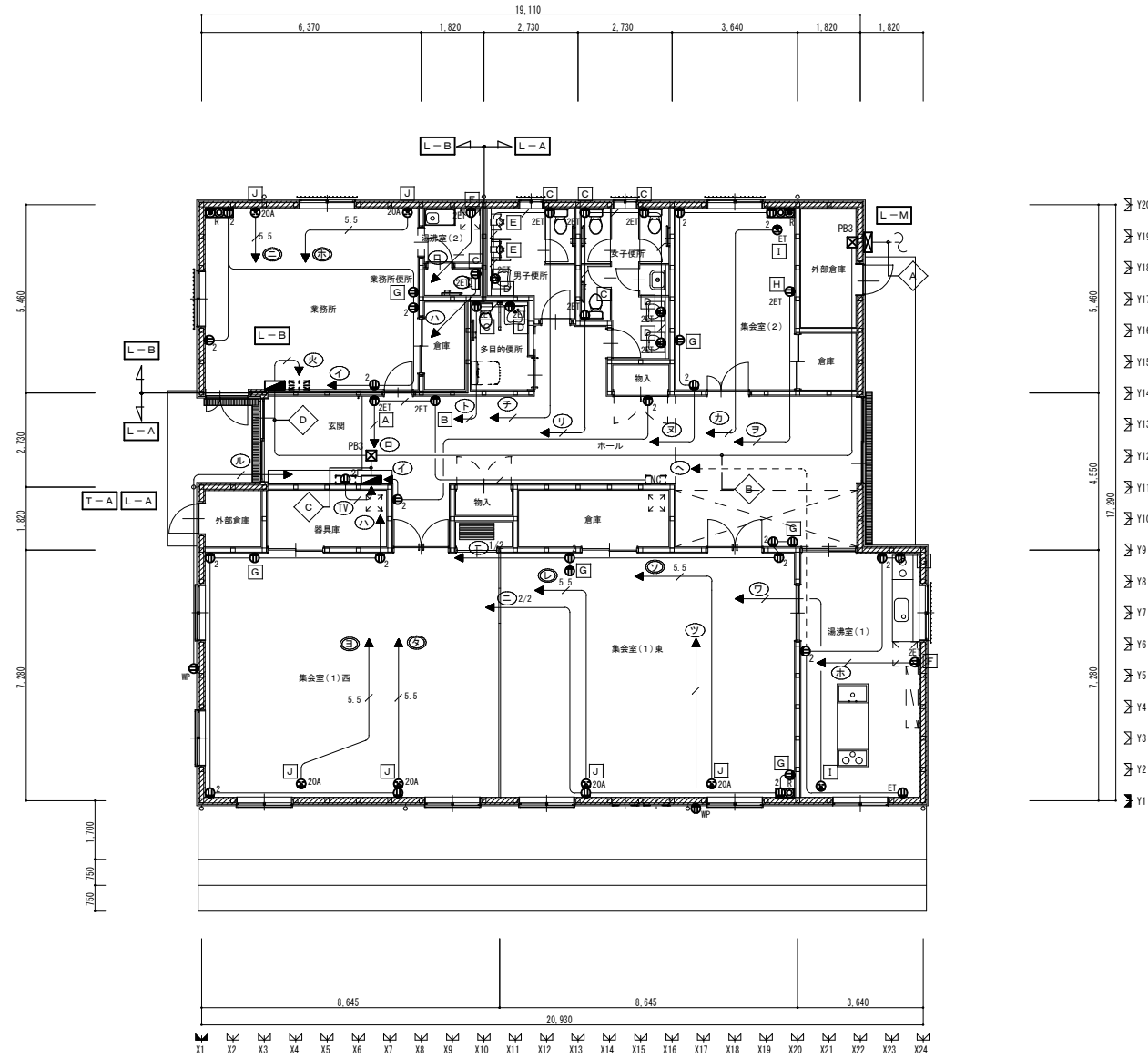


情報機器収納盤結線図



弱電器具姿図

(CN)	1φ10呼出機 (18)	(N)	1φ10呼出機
(D)	1φ10呼出機 (18)	(O)	1φ10呼出機
(E)	1φ10呼出機 (18)	(P)	1φ10呼出機
(F)	1φ10呼出機 (18)	(Q)	1φ10呼出機
(G)	1φ10呼出機 (18)	(R)	1φ10呼出機
(H)	1φ10呼出機 (18)	(S)	1φ10呼出機
(I)	1φ10呼出機 (18)	(T)	1φ10呼出機
(J)	1φ10呼出機 (18)	(U)	1φ10呼出機
(K)	1φ10呼出機 (18)	(V)	1φ10呼出機
(L)	1φ10呼出機 (18)	(W)	1φ10呼出機
(M)	1φ10呼出機 (18)	(X)	1φ10呼出機
(N)	1φ10呼出機 (18)	(Y)	1φ10呼出機
(O)	1φ10呼出機 (18)	(Z)	1φ10呼出機



1階 平面図

凡 例		
記 号	名 称	備 考
☒	引込壁	別紙結線図参照
☒	電灯分電盤	別紙結線図参照
Ⓜ	壁付型コンセント	2P15Ax1
Ⓜ2	壁付型コンセント	2P15Ax2
Ⓜ2E	壁付型コンセント	2P15Ax2, E付
Ⓜ2ET	壁付型コンセント	2P15Ax2, ET付
ⓂWP	防水型コンセント	2P15Ax1, ET付
ⓂET	壁付型コンセント	2P15Ax1, ET付
Ⓜ20A	壁付型コンセント	2P20Ax1, ET付 (200V)
Ⓜ20A 2R	壁付型コンセント (兼合型)	2P15Ax2+TV用受口 (CS-7F-R)+TEL用フット
Ⓜ20A 2R	壁付型コンセント (兼合型)	2P15Ax2+TV用受口 (CS-7F-R)
□S	小便器センサー	
♀	低圧引留金具	ストリッパ共
ⓍED	接地	D種
□	アウトレットボックス	
☒PB	プルボックス	NPはSUS製防水型
—	配管配線	隠蔽
- - -	配管配線	床隠蔽
- - -	配管配線	露出
- - -	配管配線	地中

注記 1. 特記なき配管配線は下記による。  
 EM-IE2, 0x2 (PF16・隠蔽)  
 EM-IE2, 0x2, E1, 6 (PF16・隠蔽)  
 EM-IE5, 5'x2, E1, 6 (PF22・隠蔽)

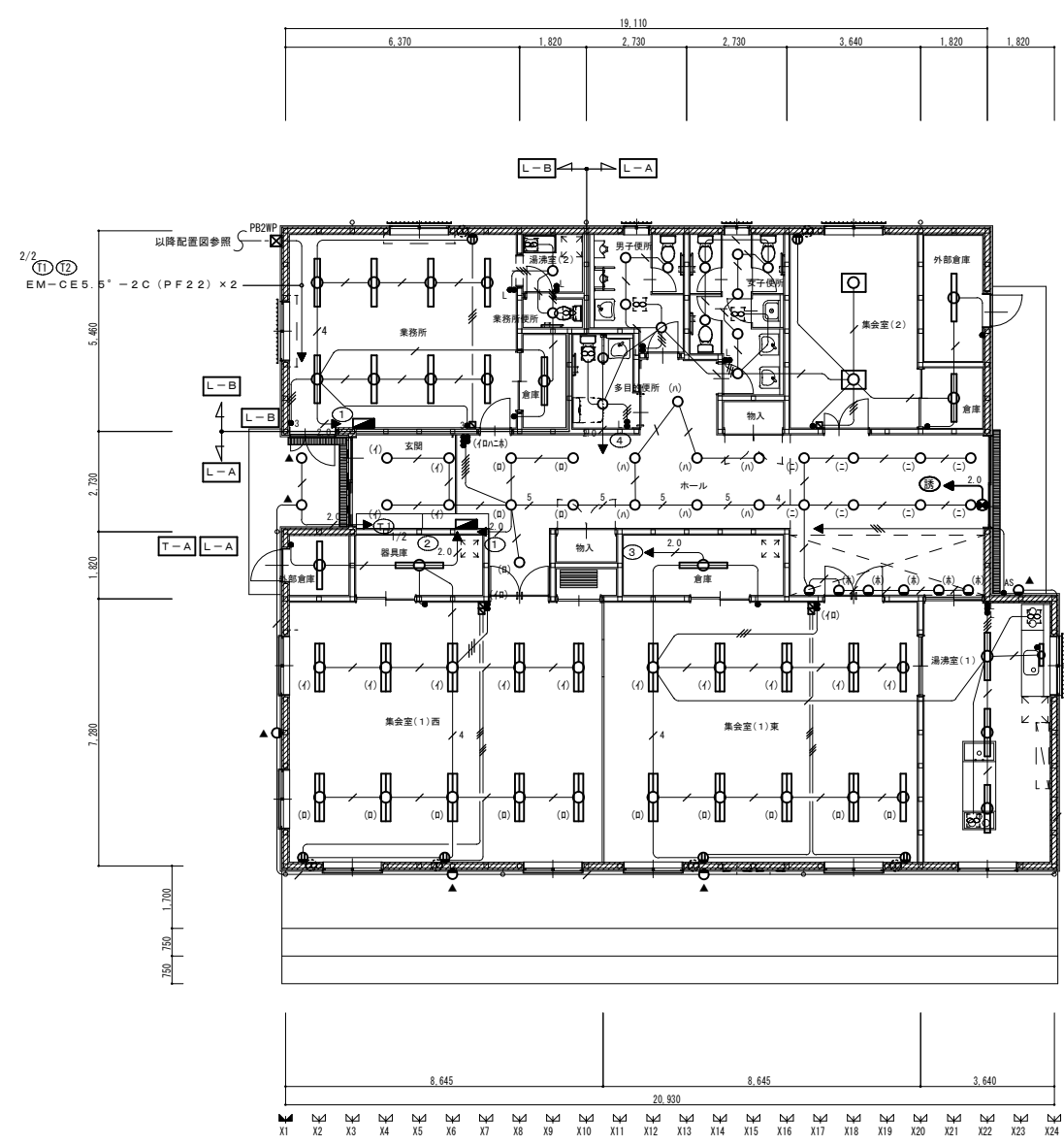
注記 2. 回路番号は下記による。  
 ○ ... 100V回路 ○ ... 200V回路

注記 3. 'M' '20A' は下記による。  
 ☒ PB3 : 300x300x200 (NPはSUS製防水型)

△ A ——— EM-CET100' (FEP80地中) 電灯引込  
 △ B ——— EM-CET60', E14' x 2 (E63・隠蔽) L-A  
           EM-CET14', E5.5' x 2' (E31・隠蔽) L-B  
 △ C ——— EM-CET60', E14' x 2 (E63・隠蔽) L-A  
 △ D ——— EM-CET14', E5.5' x 2' (E31・隠蔽) L-B

記 号	負荷名称	取付高さ	備 考
A	公衆電話用	FL+300	
B	アンプ用	FL+300	
C	ウォシュレット用	FL+300	
D	自動水栓用	FL+300	
E	小便器センサー用	FL+1,000	
F	冷蔵庫用	FL+1,800	
G	ガス漏れ警報器用	FL+2,300	
H	コピー用	FL+300	
I	エアコン用 (将来)	FL+2,200	AC100V
J	エアコン用 (将来)	FL+2,200	AC200V

株式会社 建築設備計画	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第353717号 設備設計一級建築士登録番号 第4950号 常務取締役 岩田正道	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦	幹線・コンセント設備図	縮尺 A1 : 1/100 A3 : 1/200	No. E08
機 図	製 図	設 計 平成29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



凡 例		
記号	名 称	備 考
	電灯分電盤	別紙軸線図参照
	蛍光灯	別紙要図参照
	蛍光灯 (ブラケット)	別紙要図参照
	蛍光灯 (ダウンライト・底面灯)	別紙要図参照
	誘導灯 (電池内蔵型)	別紙要図参照
	点滅器 (ワイドパルス形スイッチ)	1P15Ax1
	点滅器 (ワイドパルス形スイッチ)	1P15Ax1
	点滅器 (ワイドパルス形スイッチ)	3W15Ax1
	自動点滅器	100V-3A
	2.4時間換気用スイッチ	(機械設備工事支給品取付)
	換気扇類	機械設備工事
	コンセント	2P15Ax1
	アウトレットボックス	
	配管配線	隠蔽
	配管配線	地中

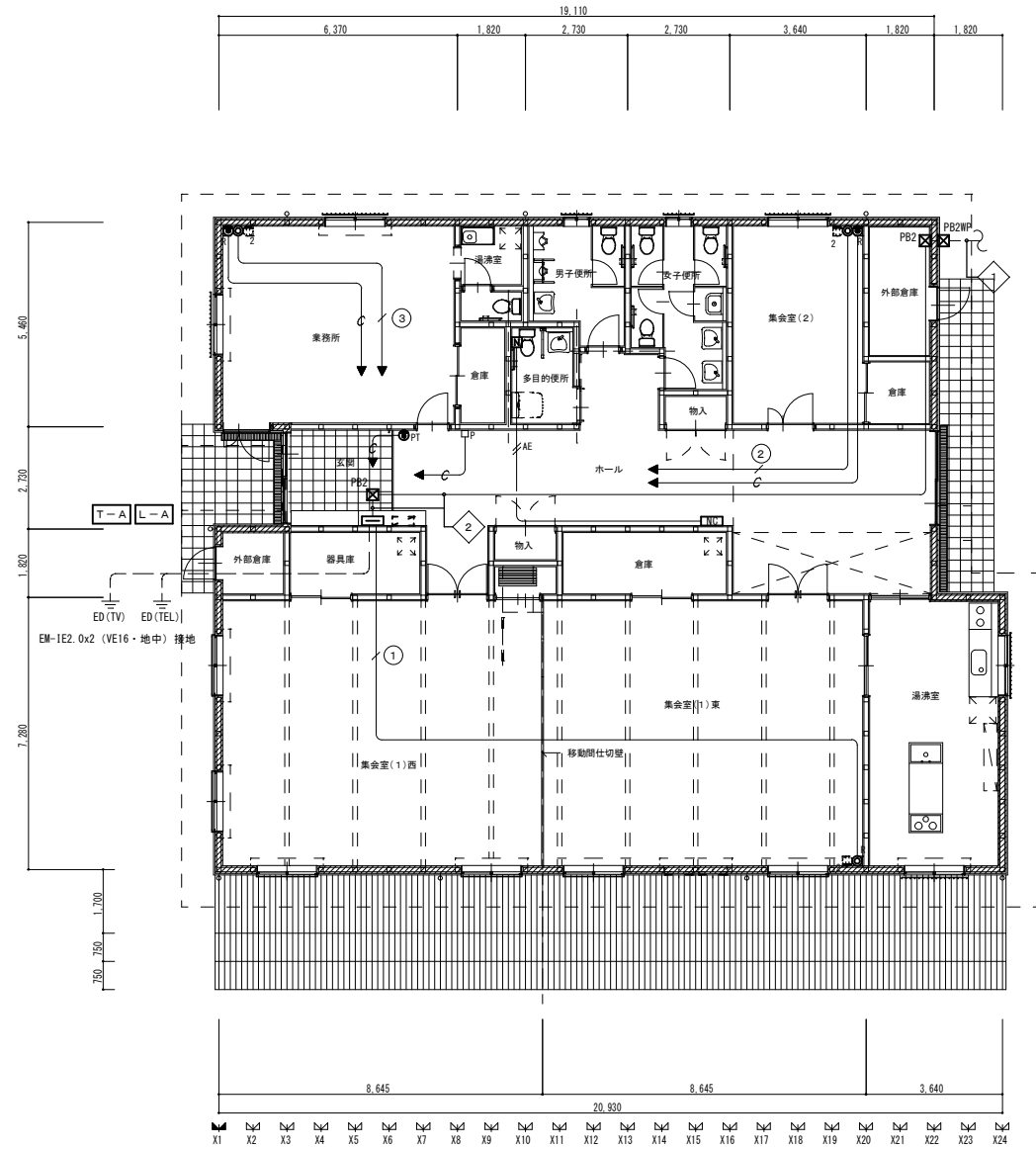
注記 1. 特記なき配管配線は下記による。  
 EM-1E1.6x2 (PF16・隠蔽)  
 EM-1E1.6x3 (PF16・隠蔽)  
 EM-1E1.6x4 (PF16・隠蔽)  
 EM-1E1.6x6 (PF22・隠蔽)  
 EM-1E1.6x2.E1.6 (PF16・隠蔽)  
 EM-1E1.6x3.E1.6 (PF16・隠蔽)  
 EM-1E1.6x4.E1.6 (PF22・隠蔽)  
 EM-1E1.6x5.E1.6 (PF22・隠蔽)  
 EM-1E2.0x2 (PF16・隠蔽)  
 EM-1E2.0x2.E1.6 (PF16・隠蔽)

注記 2. 回路番号は下記による。  
 ○ ... 100V回路

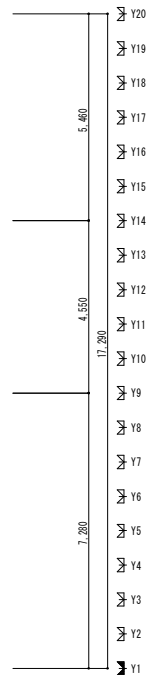
注記 3. 7A型スイッチは下記による。  
 ☒ PB2: 200x200x100 (NPはSUS製防水型)

注記 4. ▲印は自動点滅器回路 (ASIにてON/OFF)

外壁 (H) 4	7Aロフト (D) 2	外部倉庫 (B) 1	器具庫 (B) 1	倉庫 (B) 1
多目的便所 (C) 2	男子便所 (C) 4	女子便所 (C) 7	集會室(2) (E) 2	倉庫(集會室(2)) (B) 1
外部倉庫(集會室(2)) (B) 1	事務所 (B) 8	倉庫(事務所) (B) 1	便所(事務所) (C) 1	
集會室(1)西 (A) 10	湯沸室 (B) 2 (F) 1	玄関 (C) 4	湯沸室(事務所) (C) 2	
集會室(1)東 (A) 8 (B) 2	ホール (C) 12 (C) 8 (G) 6 (J) 1			



1階 平面図



凡 例		
記 号	名 称	備 考
[Symbol]	情報機器収納壁	別紙結線図参照
[CR]	トイレ呼出観機 (1窓)	別紙変図参照
[N]	トイレ呼出押扣	別紙変図参照
[PT]	電話用アウトレット	公衆電話用 (1/2 & アレット)
[P]	フランクプレート	7/27 用
[Symbol]	壁付型コンセント (集合型)	2P15A2+TV用受口 (CS-7F-R)+TEL用アウトレット
[Symbol]	壁付型コンセント (集合型)	2P15A2+TV用受口 (CS-7F-R)
[Symbol]	引雷金具	エトワシキヤッパ 共
[ED]	接地	D種
[Symbol]	アウトレットボックス	
[PB]	プルボックス	WPはSUS製防水型
[Symbol]	配管配線	隠蔽
[Symbol]	配管配線	地中

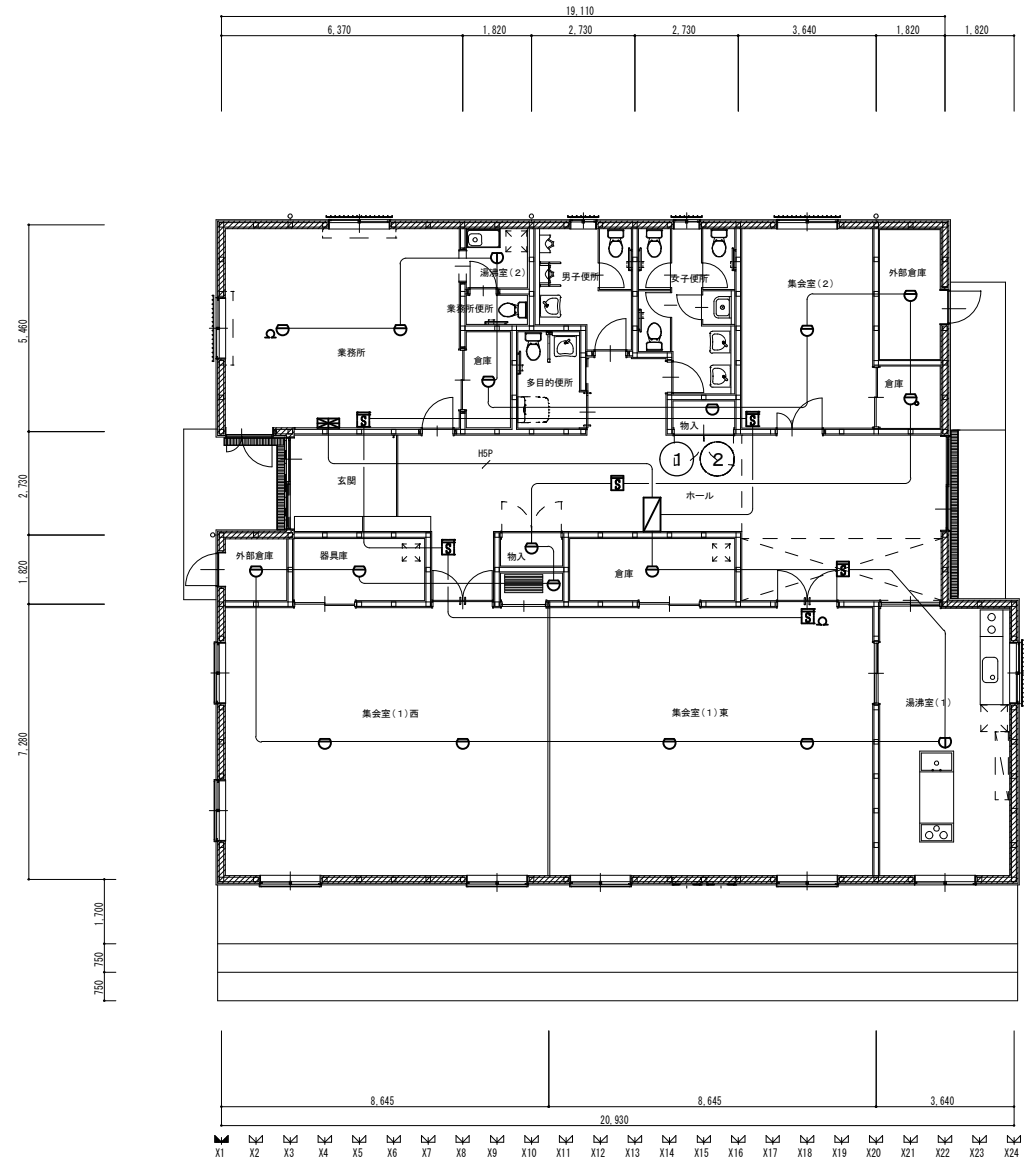
注記 1. 特記なき配管配線は下記による。  
 (電話) [Symbol] (PF16・隠蔽)  
 (TV) [Symbol] (PF16・隠蔽)  
 (呼出) [Symbol] (PF16・隠蔽)

注記 2. '44'が'44'は下記による。  
 [Symbol] PB2: 200x200x100 (WPはSUS製防水型)

1 [Symbol] (FEP30・地中) 電話  
 (FEP30・地中) TV  
 (FEP30・地中) 予備

2 [Symbol] (PF22・隠蔽) 電話  
 (PF22・隠蔽) TV  
 (PF22・隠蔽) 予備

株式会社 建築設備計画	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第353717号 設備設計一級建築士登録番号 第4950号 常務取締役 岩田正道	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 善洋彦	弱電設備 平面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	No. E10
検 図	製 図	設 計 平成29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



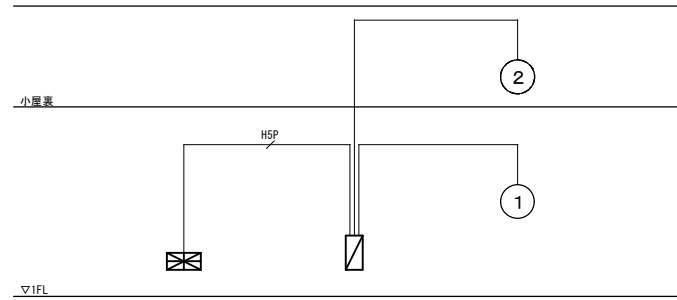
凡 例		
記 号	名 称	備 考
	火災受信機	P型2級・3窓
	総合盤	露出型 ②③④内蔵
	P型発信機	P型2級
	火災警報ベル	AC24V・LED
	表示灯	DC24V・10mA
	終端抵抗	10kΩ
	光電式スポット型感知器	2種・非蓄積型
	光電式スポット型感知器	2種・非蓄積型・小屋裏用
	差動式スポット型感知器	2種
	定温式スポット型感知器	特種
	定温式スポット型感知器	1種・防水型
	警報区域番号	火災表示用
	警報区域番号	火災表示用・小屋裏用
	中継ボックス	
	配管配線	隠蔽

注記1. 特記なき配管配線は下記による。  
 EM-AE1, 2-2C (PF16・隠蔽)  
 NH-HP1, 2-5P (PF22・隠蔽)

注記2. 受信機仕様  
 1) P型2級・壁掛型・樹脂製・窓式・主音響(電子7V)  
 内蔵・蓄積式・予備電源内蔵・自動断線警報機能付  
 2) 表示内訳  
 ・火災表示: 2L+1L(予備)=3L  
 3) 誘表示部(1L標準装備)

注記3. 地区ベル鳴動方式は一斉鳴動方式とする。

注記4. 感知器はすべて確認灯付とする。



自動火災報知設備系統図

株式会社 建築設備計画	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第353717号 設備設計一級建築士登録番号 第4950号 常務取締役 岩田正道	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 善洋彦	自動火災報知設備図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	No. E11
検 図	製 図	設 計 平成29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

項目	特記事項																																																																																																																																																																																
<p>【給排水・ガス設備工事】</p> <p>&lt;総則&gt;</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>1.1.3 官公署等への届出手続等</p> <p>1.1.4 工事実績情報の登録</p> <p>1.1.7 別契約の関連工事</p> <p>1.1.8 疑義に対する協議等</p> <p>&lt;工事関係図書&gt;</p> <p>1.2.1 実施工程表</p> <p>1.2.4 工事の記録</p> <p>&lt;工事現場管理&gt;</p> <p>1.3.1 施工管理</p>	<p>■ 1編 一般共通事項 ■</p> <p>■ 1章 一般事項 ■</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準</p> <p>5) 愛知県建築工物品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。</p> <p>○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材は、「機械設備工事指定資材」による。</p> <p>4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書（2）から5）に対するもの）</p> <p>2) 現場説明書 3) 特記仕様書</p> <p>4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p> <p>* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。</p> <p>* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工事区分</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>給排水</th> <th>ガス</th> <th>外構</th> <th>汚水処理場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械用基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排水枘</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>堅樋（横引き管共）</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フロアドレイン・ルーフドレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照明器具穴明及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧キャビネット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クーラー用スリーブ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室・浴室・換気レジスター</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ箱入</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水槽（高架、受水）架台</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備関係取合せ部内装穴開</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機械室床の穴明け及び穴埋め工事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液面電極棒フロートスイッチ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用リレー及び盤</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用集中検診配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上結線及び調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*2</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <p>1)：昇降路築造工事、各階出入口の穴明けけ工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>2)：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p> <p>* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」（平成28年4月1日改訂）に定めるところによる。（<a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf</a>）</p> <p>* 概成工期： ・有（ 年 月 日） ※ 無</p> <p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(<a href="http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html">http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html</a>を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」により行うことができる。</p> <p>3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p> <p>* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）によるものとする。</p>	項目	工事区分	建築	電気	給排水	ガス	外構	汚水処理場	機械用基礎	※						※	排水枘	※			※			※	堅樋（横引き管共）	※						※	フロアドレイン・ルーフドレイン	※						※	照明器具穴明及び補強	※							化粧キャビネット				※				クーラー用スリーブ	※							居室・浴室・換気レジスター	※							杭頭処理及び補強	※							設備スリーブ箱入			※	※	※		※	設備スリーブ構造体補強	※						※	設備スリーブ防水処理	※				※		※	水槽（高架、受水）架台	※			※			※	設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※	※		※	機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※						※	液面電極棒フロートスイッチ					※			同上用リレー及び盤			※					水道用集中検診配管配線					※			同上結線及び調整					※			エレベーター関連工事（建築）*1	※							エレベーター関連工事（建築）*2		※					
項目	工事区分	建築	電気	給排水	ガス	外構	汚水処理場																																																																																																																																																																										
機械用基礎	※						※																																																																																																																																																																										
排水枘	※			※			※																																																																																																																																																																										
堅樋（横引き管共）	※						※																																																																																																																																																																										
フロアドレイン・ルーフドレイン	※						※																																																																																																																																																																										
照明器具穴明及び補強	※																																																																																																																																																																																
化粧キャビネット				※																																																																																																																																																																													
クーラー用スリーブ	※																																																																																																																																																																																
居室・浴室・換気レジスター	※																																																																																																																																																																																
杭頭処理及び補強	※																																																																																																																																																																																
設備スリーブ箱入			※	※	※		※																																																																																																																																																																										
設備スリーブ構造体補強	※						※																																																																																																																																																																										
設備スリーブ防水処理	※				※		※																																																																																																																																																																										
水槽（高架、受水）架台	※			※			※																																																																																																																																																																										
設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※	※		※																																																																																																																																																																										
機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※						※																																																																																																																																																																										
液面電極棒フロートスイッチ					※																																																																																																																																																																												
同上用リレー及び盤			※																																																																																																																																																																														
水道用集中検診配管配線					※																																																																																																																																																																												
同上結線及び調整					※																																																																																																																																																																												
エレベーター関連工事（建築）*1	※																																																																																																																																																																																
エレベーター関連工事（建築）*2		※																																																																																																																																																																															

項目	特記事項																
1.3.2 電気保安技術者	* 電気保安技術者： ・適用する ※適用しない																
1.3.3 施工条件	* 施工時間 時間制限： ・無 ※有（ ） * 部位別の施工順序： ※無 ・有（ ） * 工事車両の駐車場所 駐車制限： ※有（ ） ・無 * 資機材置場所 置場制限： ※有（ ） ・無 * その他：（ ）																
1.3.9 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・有(処理方法： ) ※ 無 現場において再利用を図るもの： * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 (絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。																
引渡し等	1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。 <a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a> を参照。）に基づき適正に行う。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（CREDAS様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（CREDAS様式2） 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。																
建設副産物	3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（tまたはm）、マニフェスト返却日（B2票、D票、E票）が記載され、受注者の社印を押したものとする。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。																
再資源化	* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ） * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式、CREDAS様式 <a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a> 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a> 、再資源化等報告書 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki300401.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kentiku-tebiki300401.pdf</a> 、その他提出書類の様式等 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/youshikisyuu.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/youshikisyuu.html</a> 、COBRIS <a href="http://www.recycle.jaic.or.jp/index.html">http://www.recycle.jaic.or.jp/index.html</a>																
撤去時等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスベスト処分	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。 * 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する（処分方法： ）																
<機器及び材料>																	
1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」（ <a href="http://www.pref.aichi.jp/kankyokatsudo/0000009402.html">http://www.pref.aichi.jp/kankyokatsudo/0000009402.html</a> を参照）別記2（24）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。																
1.4.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。																
再生資源の利用	* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（ <a href="http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf">http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf</a> を参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書（様式8） 2) あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 <a href="http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a>																
1.4.6 機材の検査に伴う試験 <施工>	* 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材（ ）																
1.5.4 施工の検査等	* 見本施工： ・実施する ※実施しない																
1.5.8 化学物質の濃度測定	* 濃度測定： ・実施する ※実施しない * 実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定対象の化学物質： ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法： アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定対象室及び測定箇所数： 建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。																
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 黒川建築事務所</td> <td colspan="2">平針住宅集会所建設工事</td> <td rowspan="2">図面番号 No.M01</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td colspan="2">給排水・ガス設備工事特記仕様書 1</td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 H29年3月</td> <td colspan="3">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.M01	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		給排水・ガス設備工事特記仕様書 1		縮尺	検図	製図	設計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課		
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.M01													
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		給排水・ガス設備工事特記仕様書 1			縮尺												
検図	製図	設計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課														

項目	特記事項
<工事検査及び技術検査> 1.6.2 技術検査 <完成図等> 1.7.2 完成図	* 中間技術検査： ・行わない ・行う（実施回数： 実施時期： ） A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他（ ） B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図（PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品）A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図（変更設計図を含む） 2) 完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する（ ・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による） ・提出しない
1.7.3 保全に関する資料	* 保全に関する資料 提出部数： ※発注者用2部＋入居者用（ ）部 ・（ ）部 * 保守指導書（共用部分）： ※提出する ・提出しない * 保守指導書（ガス設備）： ・提出する ※提出しない
<その他> 提出書類	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。
常備図書	* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成28年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）〔平成28年版〕（以下「標準図」という）
建設業退職金共済制度	* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をする事。
工事中の安全管理	* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない
工程表・工事費内訳明細書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。
騒音・振動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※有り ・なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 （http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/） * 工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。
特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。
施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）
現場代理人 事故報告	* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
石綿含有仕上塗材の除去・補修、 既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業（仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業）をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 ■4章 関連工事■
<仮設工事> <縄張り、遣方、足場その他>	* 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編)のほか、(建築編)2章「仮設工事」による。 * 定置する足場、栈橋、リフト等の設置： ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場：（幅： ・0.9 ※1.2 m）手すり先行工法

項目	特記事項												
<仮設物> 2.3.1 監督職員事務所、 受注者事務所等	* 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 仮囲い： ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造： ※成型鋼板 (H=3.0m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8m) 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設： A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所： ・設ける ※設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m <sup>2</sup> 程度 * 標準仕上げ 1) 床： 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井： 合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品： 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全帯、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品： ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板（愛知県建設部「PR看板設置要綱」による）： ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識： ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置												
建設現場標識の設置	《建設現場標識 共同設置の例》 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事名</td> <td>〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) …………… ……………</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 …………… ……………</td> </tr> </table>	工事名	〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) …………… ……………	工期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで	発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課	工事監理者	〇〇〇〇〇	工事施工者	〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 …………… ……………		
工事名	〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) …………… ……………												
工期	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで												
発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課												
工事監理者	〇〇〇〇〇												
工事施工者	〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 …………… ……………												
<電動機及び制御盤> 1.2.2.2 インバータ用制御及び操作盤 <総合調整> 1.3.2 総合調整	* インバータ制御を行う場合の制御及び操作盤： ・1.2.2.2を適用する ・適用しない ・（ ） * 総合調整する項目： ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度測定 ・室内気流及びじんあい測定 ・騒音測定 ・飲料水の水質の測定												
<配管材料>	■機械編 2章 配管工事■ * 管材： 図面による * 継手の種類： 図面による * 2.1.2.4冷媒用 多湿箇所等に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さ： 図面による												
<配管付属品> 2.2.1 一般用弁及び栓	* 仕切弁（ポンプに付属するものを含む）： ※JIS 10K ・（ ） * 屋外埋設の弁（呼び径75A以上のもの）の使用区分： ※水道用仕切弁 ・水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 ・水道用ワトソール仕切弁 ・水道用合成樹脂製ワトソール弁 ・図面による ・（ ） * 衝撃吸収式逆止弁： ・表2.2.10注11による(50A未満のポンプ下流に設置されるものを除く) ・図面による												
2.2.7.1 鋼管用	* 鋼管用伸縮継手の種類： ・ペローズ形 (JIS B 2352) ・スリーブ形 (SHASE-S003)												
2.2.12 絶縁継手	* 設置箇所及び仕様： ※図面による ・（箇所： 仕様： ）												
2.2.16 量水器	* 方式： ・直読式 ・パルス式 ・図面による												
2.2.22 緊急遮断弁装置	* 緊急遮断弁装置： ・適用する ・適用しない * 遮断弁の駆動方式： ・電気式 ・機械式												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>株式会社 黒川建築事務所</b></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>平針住宅集会所建設工事</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td style="text-align: center;">縮尺</td> <td style="text-align: center;">No.M02</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H29年3月</td> <td style="text-align: center;"><b>愛知県建設部建築局公営住宅課</b></td> </tr> </table>	<b>株式会社 黒川建築事務所</b>		<b>平針住宅集会所建設工事</b>		一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺	No.M02	検 図	製 図	設 計 H29年3月	<b>愛知県建設部建築局公営住宅課</b>
<b>株式会社 黒川建築事務所</b>		<b>平針住宅集会所建設工事</b>											
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		縮尺	No.M02										
検 図	製 図	設 計 H29年3月	<b>愛知県建設部建築局公営住宅課</b>										

項目	特記事項
2.2.23 水栓柱	* 本体： ※合成樹脂製（塩ビ製） ・人造石とぎ出し製 ・アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼製 * 寸法： 図面による
2.2.24 不凍水栓柱	* 化粧ケーシング寸法： 図面による
2.2.27 スリーブ <計器その他>	* スリーブ： ・2.2.27(a)(b)による ・（ ）
2.3.6 遠隔油量指示計	* 遠隔油量指示計： ・抵抗変化式液面計 ・磁歪式液面計 ・図面による * 副指示計： ・要 ・不要 ・図面による
2.3.8 瞬間流量計 <配管施工の一般事項>	* 流量計： ※固定形 ・着脱可能形 ・（ ）
2.4.1 一般事項	* 建築物導入部で不等沈下のおそれのある部分（排水、通気配管 除く）の施工： ・図面による ・標準図（施工4）による ・（ ） * 建築物の配管の要領： ・標準図（施工7）による ・図面による ・（ ） * 絶縁継手： ※図面による ・（設置箇所 仕様）
2.4.7 給水配管	* 揚水ポンプ廻りの配管要領： ・標準図（施工69、70）による ・（ ） * 配管要領： ・標準図（施工11、68）による ・（ ） * 屋外給水管の材料が鋼管・鋳鉄管の場合の給水用絶縁継手の設置箇所： 図面による * さや管ヘッダー配管システムの品質及び性能： ・図面による ・（ ） * さや管ヘッダー配管システムの樹脂管： ※消音テープ巻きは行わない ・（ ）
2.4.8 排水及び通気配管	* 排水及び通気配管要領： ・標準図（施工67）による ・（ ）
2.4.10 消火配管 <管の接合>	* 消火ポンプユニット廻りの配管要領： ・標準図（施工71）による ・（ ）
2.5.3 塩ビライニング鋼管、 耐熱性ライニング鋼管等	* 塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、フランジを現場取付けする場合： ・標準図（施工2）による ・（ ）
2.5.6 ステンレス鋼管	* フランジの接合方法： ・標準図（施工2）による ・（ ）
2.5.10 ビニル管	* 給水管の接合： ※接着接合 ・ゴム輪接合 * 排水管の接合： ※接着接合 ・ゴム輪接合
2.5.11 ポリエチレン管	* 接合方法： ・電気融着接合 ・メカニカル接合
2.5.12 架橋ポリエチレン管	* 接合方法： ・電気融着接合 ※メカニカル接合
2.5.13 ポリブテン管	* 接合方法： ・熱融着接合 ・電気融着接合 ※メカニカル接合
2.5.15 耐火二層管	* 伸縮継手の設置箇所： ※図面による ・（ ）
2.5.16.6 開先加工	* 開先形状及び接合部形状： ・標準図（施工23、24）による ・（ ）
2.5.16.12 溶接部の検査	* 溶接部の非破壊検査： ・実施しない ・実施する（検査の種類） 抜取率： ※表2.2.16による ・（ ）
2.5.16.13 非破壊検査の適用 範囲と判断基準	* 放射線透過検査の判定基準：
2.5.17.2 鋼管とS鋼管、銅管と鋼管 <勾配、吊り及び支持>	* 鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管の接合要領： ・標準図（施工3）による ・（ ）
2.6.1 一般事項	* 屋上配管の支持要領： ・標準図（施工9）による ・（ ）
2.6.3 吊り及び支持	* 施工要領： ・標準図（施工13～15）による ・（ ） * 表2.2.20の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合の支持間隔：
<埋設配管>	
2.7.1 一般事項	* 管を土中埋設する際の埋め戻し土： ※掘削土の良質土 ・再生砂（ ） * 埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置： ※図面による ・（ ）
<試験>	
2.9.3 給水及び給湯配管	* 水質試験 試験項目：  ■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 給水管及び排水管(SGP)のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻(1/2重ね2回巻)とする。 * ガス管のコンクリート貫通部分は、硬質塩化ビニル被覆管を用いる。又は配管用炭素鋼管(白)を用いて防食テープ巻(1/2重ね2回巻)を施す。
3.1.1 一般事項	* この節によらない保温工事：
3.1.4 空気調和設備工事の保温	* 共同溝の保温種別： * 保温化粧ケース（冷媒管の保温外装）： ・使用する ・使用しない * 外装材の種別（冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合）： * 表2.3.2注9(i)～(h)のうち保温を行うもの： * 表2.3.2注10(i)～(h)のうち保温を行うもの： * 表2.3.2注11(i)～(x)のうち保温を行うもの： * 冷媒管の保温化粧ケースの材質： * 管及び機器の保温施工種別Aの場合： ※A1（シートタイプ） ・A2（ジャケットタイプ） * ルームエアコンドレン管(φ13～20)の保温・防露厚さ： ・図面による ・（ ） * 住宅用換気ダクト(室内用給気ダクト)の保温： ・外壁より室内側にロックウール又はグラスウール(厚さ25mm) ※図面による
3.1.5 給排水衛生設備工事の保温	* 階下のないトレンチ内の給水管の保温の種別： ・図面による ・（ ） * 被覆鋼管の上の保温： ・行わない ※行う(PS内のみ) ・（ ） * 保温外装のステンレス鋼管巻き部分の塗装： ※行わない ・行う（ ） * 鋼板製タンクの保温(ふたの部分は保温不要)： ※行わない ・行う（ ） * 表2.3.5注5(a)～(n)管・弁・フランジ等で保温を行うもの： P S内樹脂管（給水管、給湯管、追焚き管（高断熱型ペアチューブを使用したものを除く））

項目	特記事項																																								
3.1.6 保温材の厚さ <塗装及び防錆工事>	* 表2.3.5注6(a)～(d)機器等で保温を行うもの： * 表2.3.6 管及び機器の保温施工種別aの場合： ※a1（シートタイプ） ・a2（ジャケットタイプ）																																								
3.2.1.3 塗装種別	* 塗装種別 調合ペイント塗り塗料： ※JIS K 5516 1種 ・（ ） アルミニウムペイント塗り塗料： ※JIS K 5492 ・（ ）																																								
<土工事>																																									
4.2.1 一般事項	* 埋戻し及び盛土： ・山砂の類 ※根切土の中の良質土 ・他現場の発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 * 建設発生土の処理： ・場内（ ・敷ならし ・（ ） ） ・場外処分 ・（ ） 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する																																								
<コンクリート工事>																																									
4.4.1 一般事項	* 設計基準強度： ・18N/㎠ ・（ ） ※図面による * スランプ： ・18cm以下 ・（ ） ※図面による																																								
<鋼材工事>																																									
4.6.2 材料	* 屋外部分の鋼材の仕上： ※溶融亜鉛めっき(2種35) ・溶融亜鉛めっき(2種50) ・ステンレス鋼製(SUS 304)																																								
<住宅用換気設備>																																									
1.17.2 換気扇類及び換気口等	* 換気扇類及び換気口の品質・性能： ※図面による ・（ ） * 換気扇部品（ベントキャップ、パイプフード）の過給気防止機能： ※無 ・有（ ）																																								
1.17.3 管（ダクト）類	* 換気設備に使用する管（ダクト）類の管材： ※図面による ・（ ）																																								
1.17.4 継手類	* 換気設備に使用する継手類の種類： ※図面による ・（ ）																																								
<機器の据付け及び取付け>																																									
2.1.1 一般事項	* 基礎： ・標準基礎 ・防振基礎 ※図面による * 固定方法： 図面による * 設計用水平震度： ・表3.2.1による ※図面による																																								
2.1.15 全熱交換器 <ダクトの製作及び取付け>	* 基礎： ・図面による ・標準図（施工27）による																																								
2.2.1 一般事項	* 多湿箇所の排気ダクトの水抜管： ・設ける ・設けない ※図面による * ダクトの継ぎ目の形状： 標準図（施工41）による																																								
<衛生器具>																																									
1.1.1 一般事項	* 衛生陶器、洗面化粧ユニット及び付属部品の品質・性能： 図面による * 衛生器具の区分及び種類：																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">洋風便器</td> <td>洋風洗落とし節水Ⅰ形便器</td> <td rowspan="9"></td> </tr> <tr> <td>洋風サイホン節水Ⅰ形便器</td> </tr> <tr> <td>※洋風タンク式洗落とし節水Ⅰ形便器</td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式サイホン節水Ⅰ形便器</td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式洗落とし節水Ⅱ型便器</td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式サイホン節水Ⅱ型便器</td> </tr> <tr> <td>洋風洗落とし便器</td> </tr> <tr> <td>洋風サイホン便器</td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式洗落とし便器</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洗面器</td> <td>平付洗面器（大型）</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>平付洗面器（小型）</td> </tr> <tr> <td>隅付洗面器（大型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">手洗器</td> <td>平付手洗器（大型）</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>平付手洗器（小型）</td> </tr> <tr> <td>隅付手洗器（大型）</td> </tr> <tr> <td>隅付手洗器（小型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">湯水混合水栓</td> <td>台所用</td> <td>※シングルレバー式 ・2ハンドル式</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洗面所用</td> <td>※シングルレバー式 ・2ハンドル式</td> </tr> <tr> <td>・ミキシング式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴室用</td> <td>※サーモスタット式</td> <td rowspan="2">シャワー： ※有 ・無</td> </tr> <tr> <td>・2ハンドル式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洗面化粧ユニット</td> <td>化粧台型</td> <td>※一般型 ・洗髪型</td> <td>鏡、照明、コンセント及び棚付き</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	備考	洋風便器	洋風洗落とし節水Ⅰ形便器		洋風サイホン節水Ⅰ形便器	※洋風タンク式洗落とし節水Ⅰ形便器	洋風タンク式サイホン節水Ⅰ形便器	洋風タンク式洗落とし節水Ⅱ型便器	洋風タンク式サイホン節水Ⅱ型便器	洋風洗落とし便器	洋風サイホン便器	洋風タンク式洗落とし便器	洗面器	平付洗面器（大型）		平付洗面器（小型）	隅付洗面器（大型）	手洗器	平付手洗器（大型）		平付手洗器（小型）	隅付手洗器（大型）	隅付手洗器（小型）	湯水混合水栓	台所用	※シングルレバー式 ・2ハンドル式		洗面所用	※シングルレバー式 ・2ハンドル式	・ミキシング式	浴室用	※サーモスタット式	シャワー： ※有 ・無	・2ハンドル式	洗面化粧ユニット	化粧台型	※一般型 ・洗髪型	鏡、照明、コンセント及び棚付き
区分	種類	備考																																							
洋風便器	洋風洗落とし節水Ⅰ形便器																																								
	洋風サイホン節水Ⅰ形便器																																								
	※洋風タンク式洗落とし節水Ⅰ形便器																																								
	洋風タンク式サイホン節水Ⅰ形便器																																								
	洋風タンク式洗落とし節水Ⅱ型便器																																								
	洋風タンク式サイホン節水Ⅱ型便器																																								
	洋風洗落とし便器																																								
	洋風サイホン便器																																								
	洋風タンク式洗落とし便器																																								
洗面器	平付洗面器（大型）																																								
	平付洗面器（小型）																																								
	隅付洗面器（大型）																																								
手洗器	平付手洗器（大型）																																								
	平付手洗器（小型）																																								
	隅付手洗器（大型）																																								
	隅付手洗器（小型）																																								
湯水混合水栓	台所用	※シングルレバー式 ・2ハンドル式																																							
	洗面所用	※シングルレバー式 ・2ハンドル式																																							
		・ミキシング式																																							
	浴室用	※サーモスタット式		シャワー： ※有 ・無																																					
		・2ハンドル式																																							
洗面化粧ユニット	化粧台型	※一般型 ・洗髪型	鏡、照明、コンセント及び棚付き																																						
		* 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部： ・ニッケルクロムめっき仕上げ（JIS H 8617による2級以上） ・樹脂製 ・ステンレス製																																							
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 黒川建築事務所</td> <td colspan="2">平針住宅集会所建設工事</td> <td rowspan="2">図面番号 No.M03</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td colspan="2">給排水・ガス設備工事特記仕様書 3</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年3月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.M03	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		給排水・ガス設備工事特記仕様書 3		検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																											
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.M03																																					
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		給排水・ガス設備工事特記仕様書 3																																							
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																						



項目	特記事項
1.1.2 衛生陶器及び付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 小便器用節水装置：・小便器一体型 ・小便器分離型 ・図面による</li> <li>* 大便器用便座：・暖房便座 ・普通便座 ・図面による</li> <li>暖房便座の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>温水洗浄機能：・付加する（加熱方式：・貯湯式 ・瞬間式） ※付加しない</li> <li>温風乾燥機能：・付加する ※付加しない</li> <li>脱臭機能：・付加する ※付加しない</li> <li>リモコン：・付加する ※付加しない</li> <li>擬音装置：・付加する ※付加しない</li> </ul> </li> <li>* 付属品 ステンレス製シートペーパーホルダー：・要 ・不要</li> <li>紙巻器 ワンハンドカット機能：・要 ・不要</li> <li>背もたれ：※設けない ・設ける</li> <li>* 壁掛小便器（大形、小形）のバリアフリー対応：・無 ・有（標準図（施工61）による）</li> <li>* 洗面化粧ユニット：・鏡 ・照明 ・コンセント ・（ ）</li> </ul>
1.1.3.1 大便器ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 大便器の種類及び洗浄弁の組合せ：図面による</li> <li>* 配管材 給水管：図面による</li> <li>通気管：図面による</li> <li>排水管：※塩ビ排水管 ・図面による</li> <li>* ケーシング：化粧前板（ ） 甲板の仕様（ ）</li> </ul>
1.1.3.2 小便器ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 小便器の種類及び節水装置の組合せ：・（ ） ・図面による</li> </ul>
1.1.3.3 洗面器ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 洗面器の種類：図面による 給湯管：・要 ・不要</li> <li>* 配管材：図面による</li> </ul>
1.1.3.4 壁掛型汚物流しユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 汚物流しの種類、シャワー付き水栓及び給湯方式：・（ ） ※図面による</li> <li>* 配管材：・（ ） ※図面による</li> </ul>
1.1.3.5 その他のユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 仕様 掃除流しユニット：※図面による</li> <li>車椅子対応ユニット：※図面による</li> </ul>
1.1.4 浴室ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 仕様等：※図面による</li> <li>仕様：壁（ ） 床（ ） 天井（ ）</li> <li>水栓 給水管：・要 ・不要 給湯管：・要 ・不要</li> <li>浴槽 材質、大きさ： 高断熱性能：・要 ・不要</li> <li>浴槽ふた（プラスチック製）：・要 ・不要 照明の種類：</li> <li>付属品の仕様：建具（ ） 鏡（ ）</li> <li>排水トラップ（ ） タオル掛け（ ）</li> <li>* 浴室ユニットの種類、形状、寸法（内法）、材質等は次のとおりとする。</li> <li>1）種類：BL長寿社会対応型（・A型 ※B型）</li> <li>2）形状、寸法（内法）：※BL1216型 ※BL1416型（身障者タイプ）</li> <li>3）材質：下記によるほかメーカー仕様による。（ただし、身障者タイプは図面による）</li> <li>4）構成部品仕様： <ul style="list-style-type: none"> <li>下記によるほかメーカー仕様による。（ただし、身障者タイプは図面による）</li> <li>天井パネル：メーカー仕様、点検口（600×600）付</li> <li>壁パネル：メーカー仕様（塩ビ鋼板不可、無地でない事）</li> <li>ドア枠：アルミアルマイト処理</li> <li>ドア：非常時救出用折戸又は内開戸・簡易ロック付</li> <li>浴槽：FRP製専用浴槽（取替可）腰掛入浴槽・追焚用・蓋付</li> <li>追焚用リモコン加工：リモートコントローラー取付用補強</li> <li>追焚配管壁加工：配管用壁開口</li> <li>浴槽水栓：シングルレバー混合水栓・シャワー付 浴槽用1個</li> <li>スライドバー：手摺兼用無段階シャワーフック付</li> <li>照明：100V樹脂製グローブ（防湿型）・LED</li> <li>換気扇開口加工：開口及び補強</li> <li>給水・給湯エルボ：浴槽用・青銅鋳物製</li> <li>排水トラップ：ABS樹脂製</li> <li>排水管：VP50A</li> <li>タオル掛：SUS製</li> <li>手摺：樹脂コーティング 浴槽前部・出入口部（I型 L=500 2本）</li> <li>浴槽長辺方向（L型 L=600×700）</li> </ul> </li> </ul>
1.1.5 複合浴室ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 仕様等：※図面による</li> <li>仕様：壁（ ） 床（ ） 天井（ ）</li> <li>水栓 給水管：・要 ・不要 給湯管：・要 ・不要</li> <li>浴槽 材質、大きさ（ ） 大便器の仕様（ ）</li> <li>洗面器の仕様（ ） 照明の種類（ ）</li> <li>付属品の仕様：建具（ ） 鏡（ ） 排水トラップ（ ）</li> <li>タオル棚・タオル掛け（ ） 石けん受け・握りバー（ ）</li> <li>紙巻器（ ） シャワーカーテン（ ）</li> <li>化粧棚（ ） コンセント（AC100）（ ）</li> </ul>
1.1.6 水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>* こまを組込む水栓の種類：・（ ） ※図面による</li> </ul>
1.1.7 自動水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 電源種別：・AC電源 ・乾電池 ・自己発電</li> <li>手動スイッチ：・有 ・無</li> </ul>
1.1.8 大便器用洗浄弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 操作方式：・手動式 ・電気開閉式（・センサー式 ・タッチスイッチ式）</li> </ul>
1.1.14 浴槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 浴槽 品質及び性能：※JIS A 5532（浴槽） ・（ ）</li> </ul>
<ポンプ>	
1.2.1 揚水用ポンプ(横形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 付属品 フート弁呼び径：・（ ） ※図面による</li> </ul>
1.2.2 揚水用ポンプ(立形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 付属品 フート弁呼び径：・（ ） ※図面による</li> </ul>
1.2.3 小形給水ポンプユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 制御方式：・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図面による</li> <li>* 運転方式：・（ ） ※図面による</li> <li>24時間強制ローテーション機能：・有 ・無</li> <li>* 付属品 フート弁呼び径：・（ ） ※図面による</li> </ul>
1.2.4 水道用直結加圧形ポンプユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 水道用直結加圧形ポンプユニット 逆流防止装置 設置位置：※吸込側 ・（ ） ・図面による</li> </ul>

項目	特記事項
1.2.5 深井戸用水中モーターポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 付属品 揚水管の材質：・（ ） ※図面による</li> <li>低水位用電極及び制御ケーブルの長さ：・（ ） ※図面による</li> <li>水中ケーブルの長さ：・（ ） ※図面による</li> </ul>
1.2.7 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ケーシングの材質：・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による</li> <li>* 羽根車の材質：・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による</li> <li>* 水中形三相誘導電動機：・油封式 ・乾式</li> <li>* 電動機の極数：※4極 ※6極 ・（ ）</li> <li>* 着脱装置：・適用する ※適用しない ・図面による ・（ ）</li> <li>* 付属品 ストレーナー：・要 ・不要 ・図面による</li> <li>水中ケーブル長さ：・（ ） ・図面による</li> </ul>
1.2.8 消火ポンプユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 付属品 フート弁呼び径：・（ ） ・図面による</li> </ul>
1.2.9 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ポンプ機器類の騒音測定 測定場所：※ポンプ室内 ※ポンプ室出入口付近 ※直近住戸 ・（ ）</li> </ul>
1.2.10 加圧式給水システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 品質及び性能：・（ ） ※図面による</li> <li>* 圧力制御方法：※ポンプ回転数制御方式（インバーター方式） ・圧力水槽制御方式</li> </ul>
<温水発生機等>	
1.3.5.1 排熱回収型給湯器	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 貯湯タンク容量：・（ ） ※300L以上 ・図面による</li> </ul>
1.3.5.2 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 品質及び性能：</li> </ul>
1.3.6 ガス湯沸器	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 給湯方式：・貯湯式 ・瞬間式 ・図面による</li> </ul>
1.3.7 潜熱回収型給湯器	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 熱効率：・90%以上（基準総発熱量） ・（ ） ※図面による</li> <li>* 付属品</li> <li>給湯器ユニット 品質及び性能：</li> <li>追焚機能 自動機能の種類：※自動湯張り ・自動沸き上げ ※自動保温 ・自動足し湯 ・（ ）</li> <li>ドレン排水の処理：</li> </ul>
1.3.8 貯湯式電気温水器	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 制御盤 節電機能：・組込む ・組込まない ・図面による</li> <li>* 電気温水器（家庭用）</li> <li>品質及び性能：</li> <li>電気温水器の種類：・通電式 ・補助ヒーター内蔵及びドレンパン付き 容量：</li> </ul>
1.3.9 ヒートポンプ給湯器	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 品質及び性能：</li> <li>* 貯湯タンク容量：・（ ） ・図面による</li> </ul>
1.3.10 排気筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 頂部の形状（外気開放の場合）：・（ ） ・図面による</li> </ul>
1.3.10.1 風呂がま	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 品質及び性能：※図面による ・（ ）</li> <li>* 風呂がま：・密閉燃焼型 ・屋外設置型</li> <li>* 区分、給排気方式：・I型 ・II型 ・III型</li> </ul>
1.3.11 太陽熱集熱器	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 形式：・平面形 ・真空ガラス管形 ・図面による</li> </ul>
1.3.12 太陽熱蓄熱層	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 補助熱源：・組込む ・組込まない ・図面による</li> <li>* ケーシングの材質：・亜鉛鉄板 ・アルミニウム板 ・ステンレス鋼板 ・図面による</li> <li>* 太陽熱利用給湯システム 品質及び性能：</li> </ul>
1.3.12.1 太陽熱利用給湯システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 品質及び性能：※図面による ・（ ）</li> </ul>
<タンク>	
1.4.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 設計用水平震度：※図面による ・（ ）</li> </ul>
1.4.2 タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>* タンク(水槽) 形状、寸法その他、品質及び性能：※図面による ・（ ）</li> </ul>
1.4.2.1 FRP製一体形タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による</li> </ul>
1.4.2.2 FRP製パネルタンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による</li> <li>* 複合板形パネルタンク：・単板形パネルタンク ・図面による</li> </ul>
1.4.2.3 鋼板製一体形タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 乾燥方法：※加熱硬化 ・（ ） ・図面による</li> <li>* 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による</li> </ul>
1.4.2.4 ステンレス鋼板製パネルタンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接組立型</li> <li>* 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による</li> </ul>
1.4.2.5 ステンレス鋼板製パネルタンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボルト組立型</li> <li>* 給水栓用配管の接続口：・設ける ・設けない ・図面による</li> </ul>
1.4.3 貯湯タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 電気防食措置：※外部電源方式 ・流電陽極方式 ※併用方式(マンホール部、管板部) ・図面による</li> </ul>
1.4.4 給湯用膨張・補給水タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 給湯用膨張・補給水タンク 乾燥方法：※加熱硬化 ・（ ） ・図面による</li> </ul>
<消火機器>	
1.5.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 屋内消火栓箱、易操作性1号消火栓箱、屋内2号消火栓箱、広範囲型2号消火栓箱、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱の形状、寸法その他：図面による</li> </ul>

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.M04
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		給排水・ガス設備工事特記仕様書 4		
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

項目	特記事項
1.5.3.1 連結送水管	* 送水口：・青銅製 ・ステンレス製 ・図面による * 型式： ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図面による
1.5.3.2 放水口	* 呼称： ・50 ・60 材質： ・青銅製 ・ステンレス鋳物製 ・図面による
1.5.4.1 屋外消火栓開閉弁	* 材質(地上式)： ・鋳鉄製(要部青銅製) ・ステンレス鋳物製 ・図面による
1.5.4.2 屋外消火栓箱	* 材質： ※鋼板(1.6mm厚以上) ・ステンレス鋼板(1.5mm厚以上) ・図面による * 形状： ※自立形片流れ屋根付き ・( )
1.5.5 スプリンクラー	* 共同住宅用スプリンクラー設備： ・「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成18年消防庁告示第17号) ・( )
1.5.5.1 スプリンクラーヘッド	* 閉鎖型スプリンクラーヘッドの種別： ・( ) ・図面による
1.5.8.1 泡消火薬剤	* 泡消火薬剤： ※水成膜泡消火薬剤 ・合成界面活性剤消火薬剤 ・図面による
1.5.8.3 感知用ヘッド	* 形式： ・図面による ・( )
1.5.10.1 散水ヘッド	* 形式： ・開放型散水ヘッド ・閉鎖型スプリンクラーヘッド ・図面による
1.5.10.3 送水口	* 送水口： ・青銅製 ・ステンレス製 ・図面による * 型式： ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図面による 1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの： ※単口形 ・( ) ・図面による
<厨房機器>	
1.6.9 調理用ガス機器(住宅用)	* 区分： ・組込型 ・据置型 ※図面による
<排水金具>	
1.7.6 排水金物	* 排水共栓： ※ステンレス製 ・黄銅製 ・( ) ・図面による
1.7.7 通気金具	* 防錆処理(見え掛かり部がねずみ鋳鉄製の場合)： ※亜鉛溶融めっき ・( )
1.7.8 グリース阻集器	* 本体材質： ※ステンレス製 ・強化プラスチック製(FRP) ・鋳鉄製 ・図面による
1.7.9 洗濯機用防水パン	* 品質及び性能：
1.7.12 ディスポーザー 排水処理システム	* 投入方式及び粉碎方式： * 材質：
<柵及びふた>	
1.8.1 一般事項	* 柵等の形状、寸法等： ・標準図(機材56～63)による ・( )
■機械編 2章 施工■	
<給排水衛生機器>	
2.2.1 一般事項	* 基礎の形式： ・標準基礎 ・防振基礎 ※図面による * 基礎の大きさ、高さ、配筋要領等： ・( ) ・図面による * 防振基礎のストッパーの形状及び取付要領： ・標準図(施工28)による ・( ) * 機器の固定方法： ・標準図(施工25、28)による ・( ) * 設計用震度： ・( ) ・表5.2.1による
2.2.2.1 揚水用ポンプ(横形)及び 小形給水ポンプユニット	* 揚水用ポンプ(横形)及び小型給水ポンプユニット、消火ポンプユニットの基礎： ・標準図(施工25、28)による ・( ) * 振動絶縁効率： ※95%以上 ・( ) * ポンプ周りの配管要領： ・標準図(施工69)による ・( )
2.2.2.2 揚水用ポンプ(立形)	* 揚水用ポンプ(立形)の基礎： ・標準図(施工25、28)による ・( ) * ポンプ周りの配管要領： ・標準図(施工70)による ・( )
2.2.2.7 消火ポンプユニット	* ポンプ周りの配管要領： ・標準図(施工71)による ・( )
2.2.3.10 風呂がま	* 給湯器ユニットのALC板への取付方法： ・( ) ※図面による
2.2.4.1 FRP製、鋼板製及び ステンレス鋼板製タンク	* FRP製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンクの基礎： ・標準図(施工25)による ※図面による ・( )
2.2.4.2 貯湯タンク	* 貯湯タンクの基礎： ・標準図(施工25)による ・( )
2.2.4.3 給湯用膨張・補給水タンク	* 給湯用膨張・補給水タンクの基礎： ・標準図(施工25)による ・( )
2.2.4.4 給湯用密閉形隔膜式 膨張タンク	* 給湯用密閉形隔膜式膨張タンクの給湯配管に溶解栓を取付ける場合： ・標準図(施工59)による ・( )
2.2.4.5 消火用充水タンク	* 消火用充水タンクの基礎： ・標準図(施工25)による ・( )
2.2.6 厨房機器	* 床又は壁に固定する機器： ※図面による ・( ) * 厨房機器の据付け： ・標準図(施工74)による ・( )
■機械編 6編 ガス設備工事■	
■機械編 2章 都市ガス設備■	
<機材>	
2.1.1 管及び継手	* 管材： ※図面による ・( ) [表6.2.1]
2.1.3 ガス漏れ警報器	* 外部出力端子： ・有 ・無 ・図面による
2.1.7 ガスメーターその他	* 計量方式： ・実測式 ・パルス式 * ガスメーターユニット： ・しない ※図面による

項目	特記事項																																			
<施工>																																				
2.2.3.1 一般事項	* 地中埋設標の設置箇所： ※図面による ・( )																																			
■機械編 3章 液化石油ガス設備■																																				
<機材>																																				
3.1.1 管及び継手	* 管材： ※図面による ・( ) [表6.3.1]																																			
3.1.3.1 充てん容器	* 配管要領： ・標準図(施工72)による ・図面による ・( )																																			
<施工>																																				
3.2.2 管の接合	* 鋼管の接合溶接部の非破壊検査： ・行う(表6.2.3による。抜取率： ) ・行わない																																			
■機械編 その他■																																				
* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ化工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熟老化試験</td> <td>熟老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table>		試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熟老化試験	熟老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																									
試験名	計測項目																																			
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																			
熟老化試験	熟老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																																			
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																			
製品検査	外観、寸法、性能																																			
ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。																																				
* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページhttp://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/から入手すること。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																																				
別表1 建築物に係る解体工事																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 容</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他( )</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 容	工程	作業内容	分別・解体等の方法		・建築設備、内装材等	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他( )	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用						
工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 容		工程	作業内容	分別・解体等の方法																																
	・建築設備、内装材等	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																															
・屋根ふき材	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・外装材、上部構造部材	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・基礎、基礎ぐい	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・その他( )	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
別表2 建築物に係る新築工事等(外構・増築・修繕・模様替)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 容</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・造成等</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他( )</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 容	工程	作業内容	分別・解体等の方法		・造成等	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・屋根	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他( )	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	
工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 容		工程	作業内容	分別・解体等の方法																																
	・造成等	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																															
・基礎、基礎ぐい	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・上部構造部分、外装	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・屋根	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・建築設備、内装等	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・その他( )	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 容</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他( )</td> <td>・有</td> <td>・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 容	工程	作業内容	分別・解体等の方法		・仮設	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・土工	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他( )	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	
工程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 容		工程	作業内容	分別・解体等の方法																																
	・仮設	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																															
・土工	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・基礎	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・本体工事	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・本体付属品	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
・その他( )	・有	・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																
別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材																						
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																		
・コンクリート																																				
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																				
・アスファルト・コンクリート																																				
・木材																																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 黒川建築事務所</td> <td colspan="2">平針住宅集会所建設工事</td> <td rowspan="2">図面番号 No.M05</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦</td> <td colspan="2">給排水・ガス設備工事特記仕様書 5</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年3月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>		株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.M05	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		給排水・ガス設備工事特記仕様書 5		検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																						
株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.M05																																
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜彦彦		給排水・ガス設備工事特記仕様書 5																																		
検 図	製 図	設 計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																	

項目	特記事項		
	《機械設備工事指定資材》		
	分類	指定資材	適用範囲
ボイラー		鋼製簡易ボイラー	評価名簿登載品
		鋳鉄製ボイラー	評価名簿登載品
		鋼製小型ボイラー	評価名簿登載品
		鋼製ボイラー	評価名簿登載品
温水発生機		真空式温水発生機	評価名簿登載品
		無圧式温水発生機	評価名簿登載品
冷凍機		リリクユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む)	評価名簿登載品
		直置き吸収式冷温水機	評価名簿登載品
		小型吸収冷温水機ユニット	評価名簿登載品
		遠心冷凍機	評価名簿登載品
冷却塔		冷却塔	評価名簿登載品
		ユニット形空気調和機	評価名簿登載品
空気調和機		ファンコイルユニット及び	評価名簿登載品
		カセット型ファンコイルユニット	
		コンパクト形空気調和機	評価名簿登載品
		パッケージ形空気調和機	圧縮機用電動機の出力7.5kw以上
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	冷房能力28kwを超えるもの(カセット形除く)
空気清浄装置		エアフィルター (パネル形・折込み形・袋形)	評価名簿登載品
		自動巻取形エアフィルター	評価名簿登載品
		電気集じん器	評価名簿登載品
全熱交換器		全熱交換器(回転形・静止形)	評価名簿登載品
		全熱交換ユニット	評価名簿登載品
送風機類		遠心送風機(多翼形送風機)	評価名簿登載品
		斜流送風機	評価名簿登載品
		軸流送風機	評価名簿登載品
		消音ボックス付送風機	評価名簿登載品
ポンプ類		横形遠心ポンプ	評価名簿登載品
		水中モーターポンプ	(汚水用・雑排水用・汚物用)
		立形遠心ポンプ	評価名簿登載品
ダクト付属品		吹出口・吸込口	評価名簿登載品
		風量ユニット(定風量・変風量)	評価名簿登載品
自動制御		自動制御システム	評価名簿登載システム
衛生器具ユニット		衛生器具ユニット	JISマーク表示品または評価名簿登載品
タンク		F R P製パネルタンク	評価名簿登載品
		密閉型隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)	評価名簿登載品
		ステンレス鋼板性パネルタンク(溶接組立形)	評価名簿登載品
		ステンレス鋼板性パネルタンク(ボルト組立形)	評価名簿登載品
消火装置		スプリンクラー消火システム	評価名簿登載システム
		不活性ガス消火システム	評価名簿登載システム
		泡消火システム	評価名簿登載システム
厨房機器		厨房システム	評価名簿登載システム
		マンホールふた・弁掛ふた	評価名簿登載品

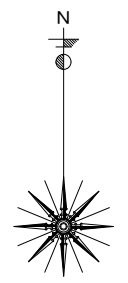
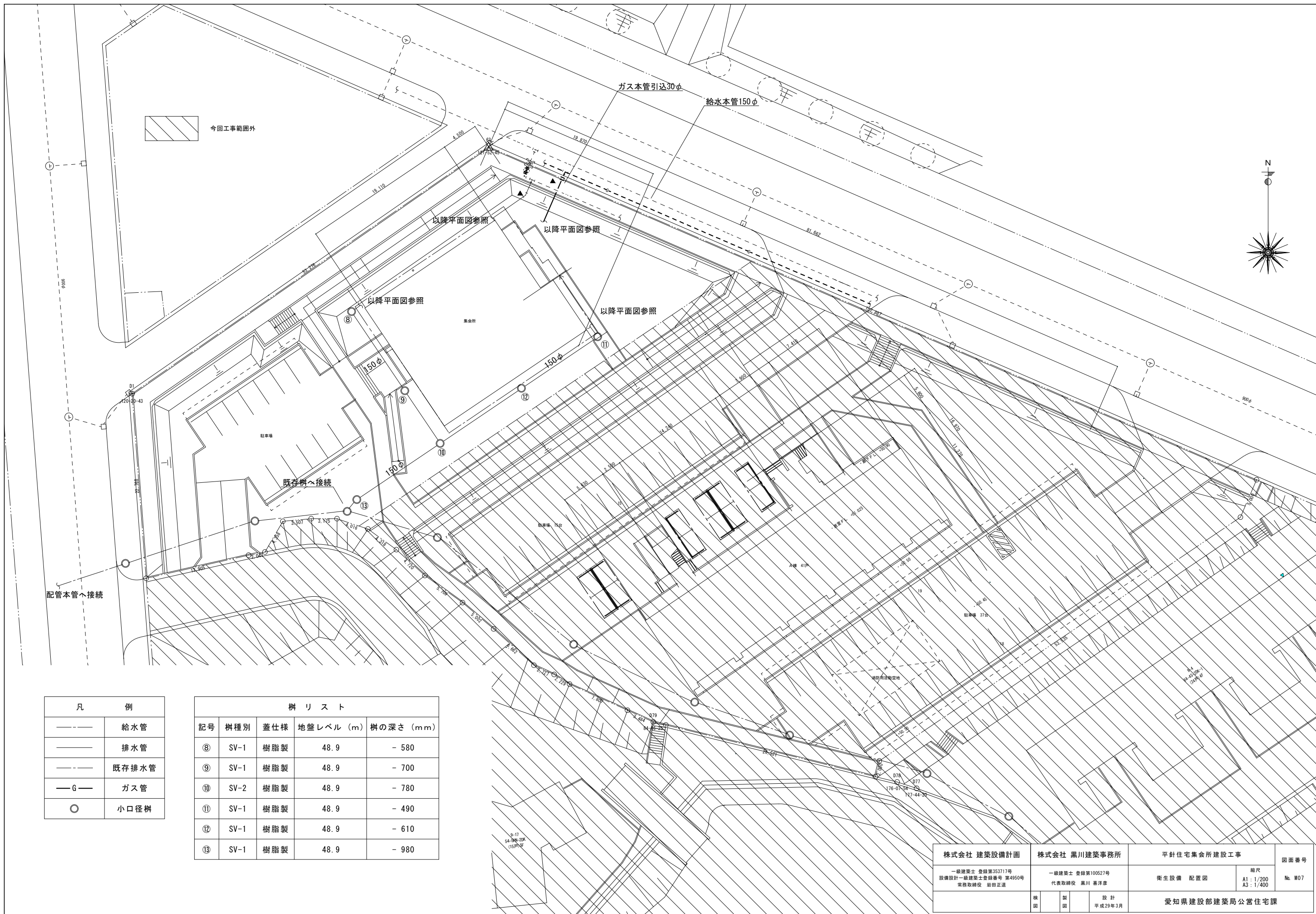
注) 本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。

- (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登載品、評価名簿登載システム」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。
- (一財)ベタリーピングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。
- その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)

なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。

項目	特記事項		

株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号 No.M06
一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦		給排水・ガス設備工事特記仕様書 6		
検図	製図	設計 H29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



凡	例
——	給水管
——	排水管
——	既存排水管
—G—	ガス管
○	小口径樹

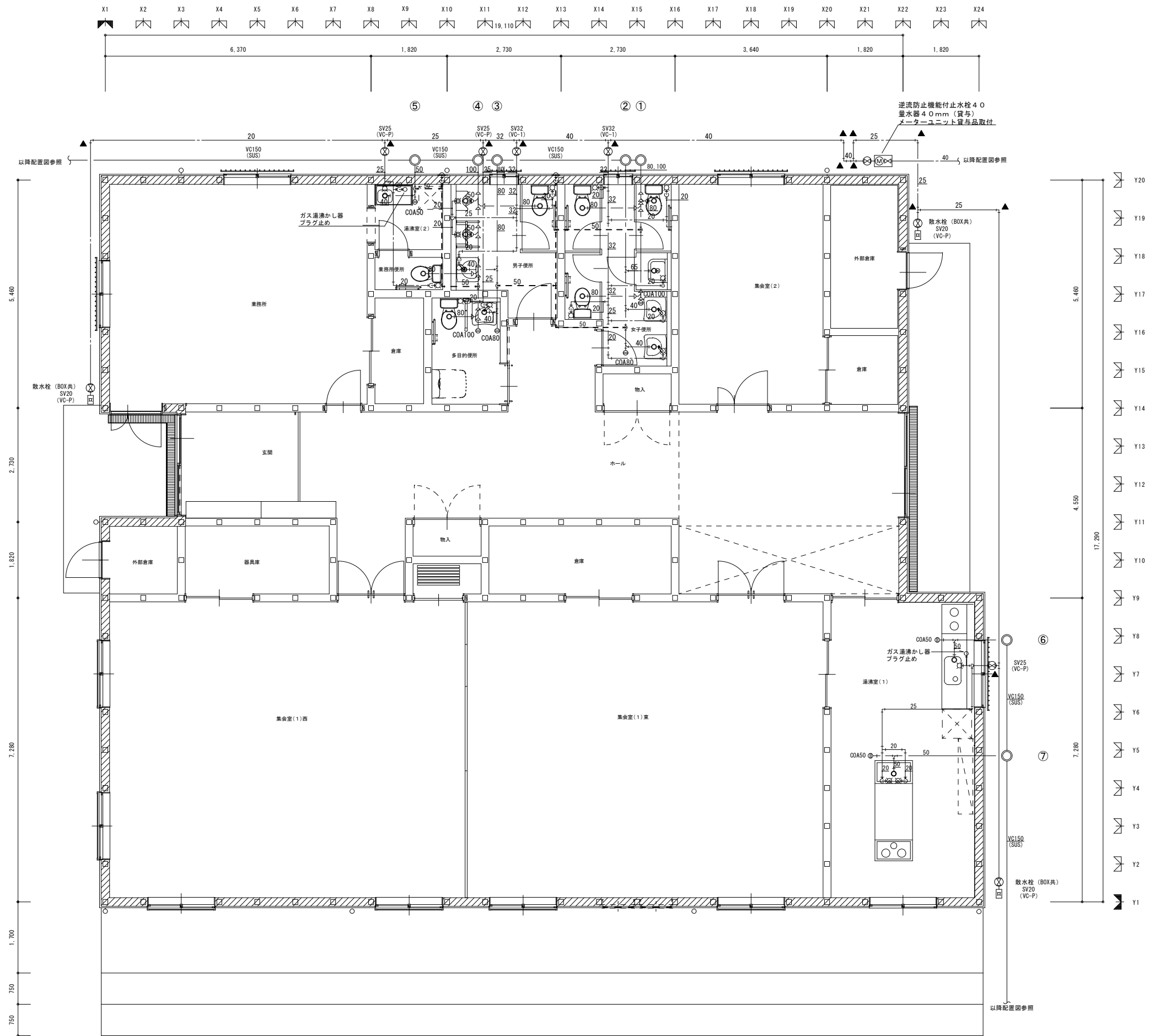
樹リスト				
記号	樹種別	蓋仕様	地盤レベル (m)	樹の深さ (mm)
⑧	SV-1	樹脂製	48.9	- 580
⑨	SV-1	樹脂製	48.9	- 700
⑩	SV-2	樹脂製	48.9	- 780
⑪	SV-1	樹脂製	48.9	- 490
⑫	SV-1	樹脂製	48.9	- 610
⑬	SV-1	樹脂製	48.9	- 980

株式会社 建築設備計画		株式会社 黒川建築事務所		平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第353717号 設備設計一級建築士登録番号 第4950号 常務取締役 岩田正道		一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 喜洋彦		衛生設備 配置図		縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400
機 図		製 図		設 計 平成29年3月		No. M07
愛知県建設部建築局公営住宅課						

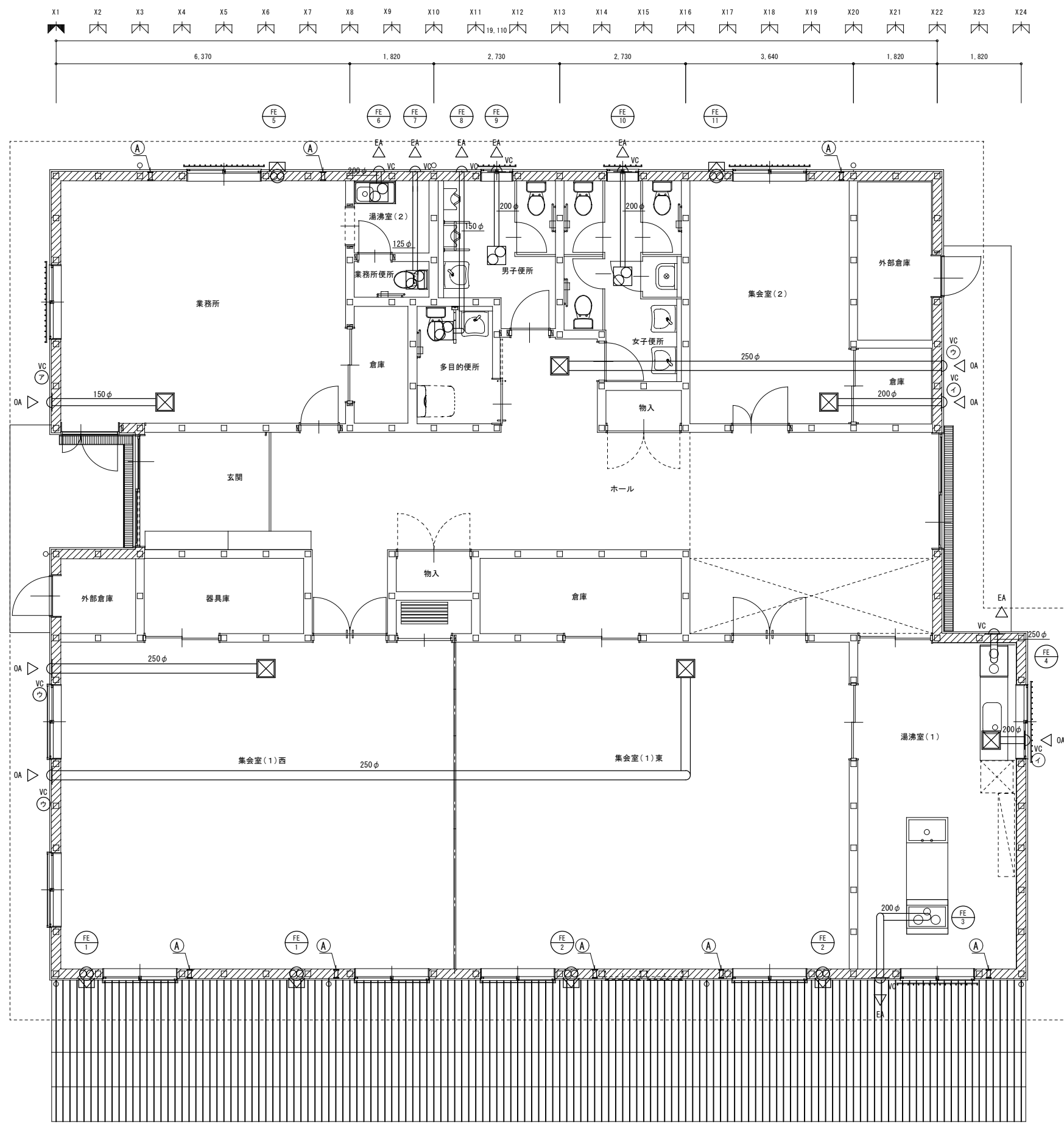
部屋名	器具名	品番	数量	仕様・付属品等
身障者用便所	ロータンク密結型洋風便器	C1210R	1	普通便座 棚付二連式紙巻器
	L型手摺り	建築工事	1	
	可動型手摺り	建築工事	1	
	洗面器	L103A相当	1	自動水栓(単水栓) 水石けん入れ
	ペーパーシート	YKA24相当	1	取付金具共(壁床用)
男子便所	ロータンク密結型洋風便器	BL型 床上給水	1	普通便座 棚付二連式紙巻器
	ストール小便器	UFS800C相当	2	低リップタイプ 自動洗浄
	同上用手摺り	建築工事	1	
	洗面器	L130A相当	1	自動水栓(単水栓) 水石けん入れ
	化粧鏡	建築工事	1	
女子便所	ロータンク密結型洋風便器	BL型 床上給水	3	普通便座 棚付二連式紙巻器
	洗面器	L130A相当	2	自動水栓(単水栓) 水石けん入れ
	化粧鏡	建築工事	2	
	掃除流し	S-210	1	
湯沸室(集会室用)	横形自在水栓	13-F5	3	
	給水プラグ止め	(湯沸器用)	1	
業務所用便所	ロータンク密結型洋風便器	BL型 床上給水	1	普通便座 棚付二連式紙巻器
業務所用湯沸室	ミニキッチン	建築工事	1	立形水栓(単水栓) 付属
	給水プラグ止め	(湯沸器用)	1	
屋外	散水栓	T28UNH13相当	3	散水栓ボックス(B-3)

記号	柵種別	蓋仕様	地盤レベル(m)	柵深さ(mm)
①	SV-1	樹脂製	48.9	-400
②	SV-2	樹脂製	48.9	-410
③	SV-2	樹脂製	48.9	-450
④	SV-2	樹脂製	48.9	-460
⑤	SV-2	樹脂製	48.9	-480
⑥	SV-1	樹脂製	48.9	-400
⑦	SV-2	樹脂製	48.9	-430

凡例	記号	名称	備考
——	給水管(宅内)	JIS K 6742 JWWA K 116	埋設部分: 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP) 埋設以外: 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA)
——	汚水管	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
——	排水管	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
----	通気管	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
——	ガス管		ガス供給会社指定品
——	円形風道		スパイラルダクト
●	防火ダンパー(FD)		防火設備該当品
⊗	弁類	10K	SV: 玉形弁 GV: 仕切弁 BV: ボール弁 BV: バタフライ弁
∨	逆止弁		
⊗	水栓類		⊗: 水
⊙	量水器		直読式
⊙	床上掃除口		
○	小口径柵		塩ビ製200φ
■ ▲	埋設表示		■: コンクリート製 ▲: 鉄板(キャップ)



株式会社 建築設備計画	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第353717号 設備設計一級建築士登録番号 第4950号 常務取締役 岩田正進	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 善洋彦	衛生設備平面図・衛生器具表	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100	No. M08
検 図	製 図	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成29年3月		



記号	機器名称	台数	機器仕様・付属品	電気容量等		備考
				電圧	総容量	
FE-1	排気送風機	2	形式：壁取付用換気扇 羽根径：20cm 風量：450m <sup>3</sup> /h 付属品：SUS製ウェザーカバー、ガード付、24時間スイッチ(強弱付)	1φ-100V	18.0W	24時間換気
FE-2	排気送風機	2	形式：壁取付用換気扇 羽根径：20cm 風量：450m <sup>3</sup> /h 付属品：SUS製ウェザーカバー、ガード付、24時間スイッチ(強弱付)	1φ-100V	18.0W	24時間換気
FE-3	排気送風機	1	形式：レンジフードファン 機種：センターフード形 風量：300m <sup>3</sup> /h 静圧：100Pa 付属品：SUS製深型フード200φ(防虫網タイプ)	1φ-100V	121.0W	火気使用室換気
FE-4	排気送風機	1	形式：レンジフードファン 機種：ブース形 風量：450m <sup>3</sup> /h 静圧：100Pa 付属品：SUS製深型フード250φ(防虫網タイプ)	1φ-100V	88.0W	火気使用室換気 24時間換気
FE-5	排気送風機	1	形式：壁取付用換気扇 羽根径：20cm 風量：150m <sup>3</sup> /h 付属品：SUS製ウェザーカバー、ガード付、24時間スイッチ(強弱付)	1φ-100V	18.0W	24時間換気
FE-6	排気送風機	1	形式：天井扇 機種：低騒音形 用途：台所用 風量：400m <sup>3</sup> /h 静圧：100Pa 付属品：SUS製深型フード200φ(防虫網タイプ)	1φ-100V	88.0W	火気使用室換気
FE-7	排気送風機	1	形式：天井扇 機種：低騒音形 用途：サニタリー用 風量：50m <sup>3</sup> /h 静圧：100Pa 付属品：SUS製深型フード125φ(防虫網タイプ)	1φ-100V	15.5W	
FE-8	排気送風機	1	形式：天井扇 機種：低騒音形 用途：サニタリー用 風量：150m <sup>3</sup> /h 静圧：100Pa 付属品：SUS製深型フード150φ(防虫網タイプ)	1φ-100V	49.0W	
FE-9	排気送風機	1	形式：天井扇 機種：低騒音形 用途：サニタリー用 風量：250m <sup>3</sup> /h 静圧：100Pa 付属品：SUS製深型フード200φ(防虫網タイプ)	1φ-100V	49.0W	
FE-10	排気送風機	1	形式：天井扇 機種：低騒音形 用途：サニタリー用 風量：250m <sup>3</sup> /h 静圧：100Pa 付属品：SUS製深型フード200φ(防虫網タイプ)	1φ-100V	49.0W	
FE-11	排気送風機	1	形式：壁取付用換気扇 羽根径：20cm 風量：300m <sup>3</sup> /h 付属品：SUS製ウェザーカバー、ガード付、24時間スイッチ(強弱付)	1φ-100V	18.0W	24時間換気

※ 総容量(消費電力)は、参考値である。

集会室(1)西	VHS 500×600 OA 900m <sup>3</sup> /h 制気口ボックス 700×800×450	1
---------	--	---

集会室(1)東	VHS 500×600 OA 900m <sup>3</sup> /h 制気口ボックス 700×800×450	1
---------	--	---

湯沸室(1)	VHS 450×450 OA 750m <sup>3</sup> /h 制気口ボックス 650×650×400	1
--------	--	---

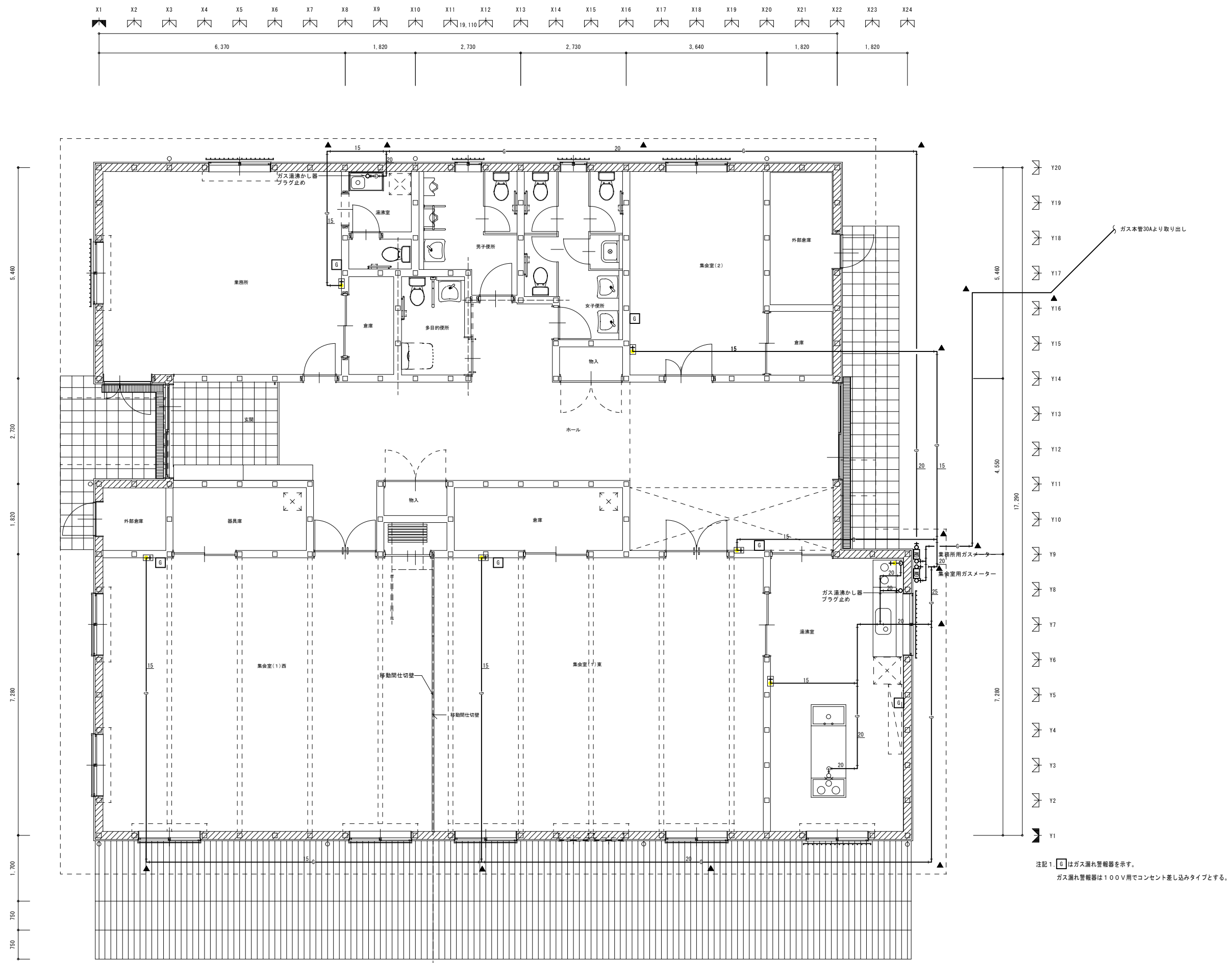
業務所	VHS 400×450 OA 600m <sup>3</sup> /h 制気口ボックス 600×600×400	1
-----	--	---

ホール	VHS 400×450 OA 650m <sup>3</sup> /h 制気口ボックス 600×600×450	1
-----	--	---

集会室(2)	VHS 300×300 OA 300m <sup>3</sup> /h 制気口ボックス 500×500×400	1
--------	--	---

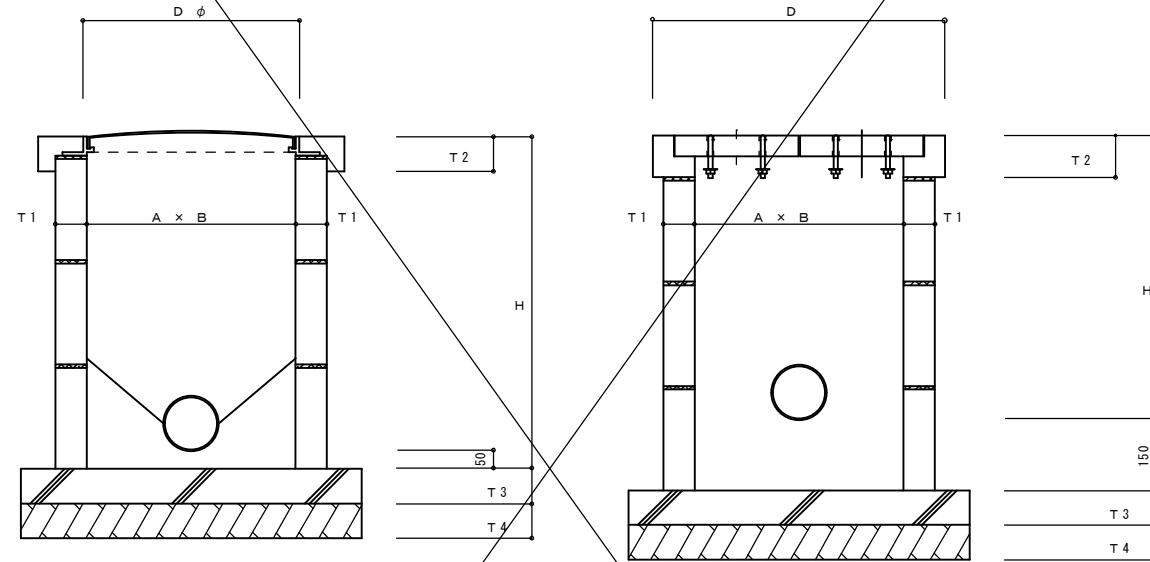
- 注記1. 給気用ベンドキャップの仕様は下記。  
 (ア) SUS製深型ベンドキャップ150φ(防虫網タイプ)  
 (イ) SUS製深型ベンドキャップ200φ(防虫網タイプ)  
 (ウ) SUS製深型ベンドキャップ250φ(防虫網タイプ)
- 注記2. (A)はクーラーキャップを示し、仕様は下記。  
 樹脂製100φ×2(屋内外共)  
 壁貫通用配管(VP100A)  
 管内には熱膨張性耐熱シール詰めを施す。
- 注記3. 制気口ボックスの仕様は下記。  
 消音内貼りを行う(GW t=25mm)。
- 注記4. 24時間換気スイッチは電気工事へ支給。

株式会社 建築設備計画	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第353717号 設備設計一級建築士登録番号 第4950号 常務取締役 岩田正進	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 善洋彦	換気設備平面図・換気機器表	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100	No. M09
換	製	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成29年3月		



株式会社 建築設備計画	株式会社 黒川建築事務所	平針住宅集会所建設工事		図面番号
一級建築士 登録第353717号 設備設計一級建築士登録番号 第4950号 常務取締役 岩田正進	一級建築士 登録第100527号 代表取締役 黒川 善洋彦	ガス設備 平面図	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100	No. M10
検 図	製 図	設 計 平成29年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

- 本設計図の樹は、標準を示す。
1. 各樹の大きさ、深さ、排水管径は、設計図に示すものとする。
  2. 各樹本体は、公団金型成型品又は、現場打ちコンクリートとする。
  3. 蓋の仕様
    - ・汚水樹：鑄鉄製、鎮付（MHA、MHB型）文字入りとする。
    - ・排水樹：コンクリート製金型成型品とする。
  4. 樹の形状、寸法、蓋の種類等は設置場所の条件により係員と協議の上決定する。



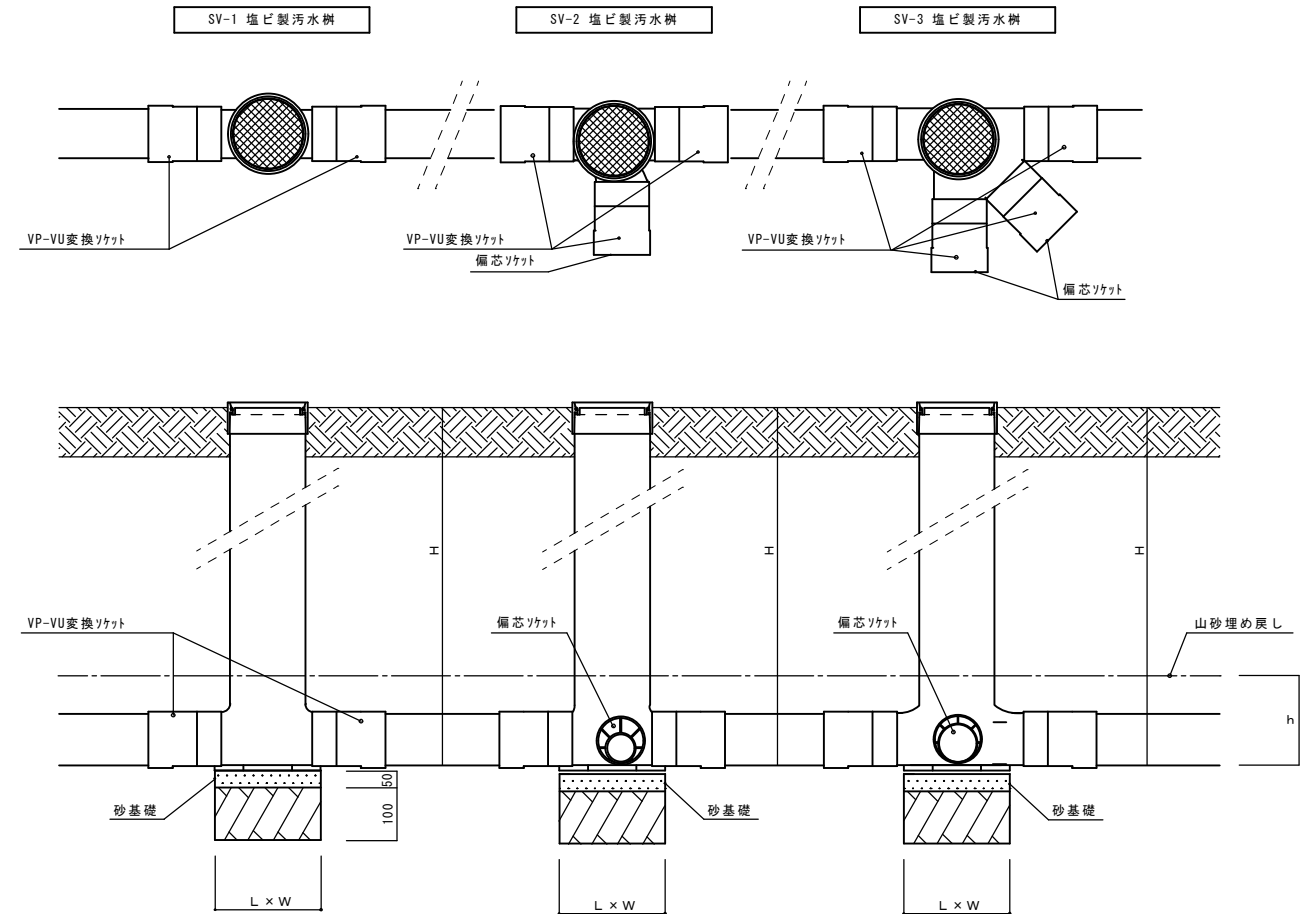
汚水樹表

記号	A × B	深さ H	T1	T2	T3	T4	D φ
SC-1	450 × 450	450以下	90	100	100	120	450
SC-2	450 × 450	460~ 600	90	100	100	120	450
SC-3	600 × 600	610~1,200	90	100	100	120	600
SC-4	600 × 600	1,210~1,650	90	100	100	120	600
SC-5	750 × 750	1,660以上	90	100	100	120	600

排水樹・雨水樹表

記号	A × B	深さ H	T1	T2	T3	T4	D
C-1. CB-1	300 × 300	600以下	90	130	100	120	
C-2. CB-2	450 × 450	610~ 900	90	130	100	120	
C-3. CB-3	600 × 600	910~1,500	90	130	100	120	
C-4. CB-4	750 × 750	1,510~	90	130	100	120	

- 本設計図で塩ビ製汚水樹と特記のあるものに適用する。
1. 各樹の大きさ、深さ、排水管径は、設計図に示すものとする。
  2. 蓋の仕様
    - ・ワンタッチ開閉、オス型 鎮付き、『汚水』文字入りとする。
    - ・非荷重：塩ビ製蓋 ○軽荷重：鑄鉄製蓋
  3. 塩ビ製汚水樹の各寸法については、JIS-K-5502標準仕様とする。
  4. 下記寸法程度まで山砂にて埋戻しを行うものとする。



記号	横引管径φ	マンホール形状	樹口径	樹深さ H	L × W	h	流入管ソケット径
SV-1	100φ	ストレート	200φ	~1,200	350 × 230	225	
	125φ	ストレート	200φ	~1,200	380 × 235	245	
	150φ	ストレート	200φ	~1,200	410 × 235	275	
SV-2	100φ	1本合流・曲り	200φ	~1,200	330 × 285	225	
	125φ	1本合流・曲り	200φ	~1,200	360 × 325	245	
	150φ	1本合流・曲り	200φ	~1,200	410 × 320	275	
SV-3	100φ	2本合流	200φ	~1,200	350 × 285	250	
	125φ	2本合流	200φ	~1,200	380 × 300	255	
	150φ	2本合流	200φ	~1,200	410 × 315	275	